

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

高齢者、障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準

平成29年3月

国 土 交 通 省

目次

建築設計標準の主旨と今回の改訂について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1. 1 バリアフリー法の概要-----1-1
- 1. 2 建築物におけるバリアフリー法への対応-----1-5

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方-----2-1
- 1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント-----2-4

第2章 単位空間等の設計

- 2. 0 第2章の見方-----2-17
- 2. 1 敷地内の通路-----2-19
- 2. 2 駐車場-----2-30
- 2. 3 建築物の出入口-----2-36
- 2. 4 屋内の通路-----2-45
- 2. 5 階段-----2-54
- 2. 6 エレベーター・エスカレーター-----2-60
- 2. 7 便所・洗面所-----2-73
- 2. 8 利用居室の出入口-----2-95
- 2. 9 客室-----2-101
- 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室-----2-117
- 2. 11 劇場、競技場等の客席・観覧席-----2-128
- 2. 12 避難設備・施設-----2-138
- 2. 13 造作・機器-----2-142
 - A. 手すり-----2-142
 - B. 段差解消機-----2-146
 - C. カウンター・記載台・作業台・事務机等-----2-150
 - D. 水飲み器・自動販売機等-----2-153
 - E. コンセント・スイッチ類-----2-155
 - F. 乳幼児等用設備-----2-156

G. 案内表示	2-160
H. 視覚障害者誘導用設備	2-170
I. 情報伝達設備	2-177
2. 14 写真の出典	2-182

第3章 設計事例集

(1) 将来の地域開放や障害児の受け入れを考慮して設計された小学校	2-184
(2) 利用者への「温もり」「わかりやすさ」「使いやすさ」に配慮した学校	2-186
(3) 車いす使用者に配慮した幼稚園	2-188
(4) 視覚障害者等の利用しやすさに配慮した眼科専門クリニック	2-190
(5) 高齢者、障害者等が利用しやすい町営診療所	2-192
(6) 視覚障害者等にも配慮した音楽ホール	2-194
(7) 車いす使用者、聴覚障害者の利用に配慮したホールをもつ複合施設	2-196
(8) 老若男女、誰もが観戦を楽しめる野球スタジアム	2-198
(9) 多様な利用者が快適に利用できる音楽・スポーツ・展示会等の 多目的イベント施設	2-200
(10) モックアップによる検証を行った障害者交流センター	2-202
(11) 敷地内・建物内に段差を設けない斎場	2-204
(12) 様々な配慮が随所に見られる百貨店	2-206
(13) 改修によって各階ごとに異なるバリエーションの便房を整備した百貨店	2-208
(14) 地域の障害者団体が店舗の計画に参加したスーパーマーケット	2-210
(15) 買い物のしやすさにも配慮したコンビニエンスストア	2-212
(16) 計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を目指すリゾートホテル	2-214
(17) バリアフリー改修により、高齢者、障害者等も快適に宿泊できる シティホテル	2-216
(18) 空港出発ロビーに直結し、高齢者、障害者等や海外からの来訪者も快適に 利用することができるホテル	2-218
(19) 異なるバリエーションの多機能便所を設置した庁舎	2-220
(20) 住民参加によってバリアフリー化を図った庁舎	2-222
(21) 住棟アプローチを車いす使用者がアクセスしやすい傾斜路に改修した 分譲マンション	2-224
(22) 障害の有無に関わらず、競技や観戦を楽しめるスポーツ施設	2-226
(23) あらゆる障壁（バリア）からの自由を理念とし、最先端の知と文化を 提供する公共施設	2-228
(24) だれもが楽しめる温泉浴場	2-230
(25) ユニバーサルデザイン化をめざす銀行	2-232
(26) 車いす使用者が楽々利用できる美容院	2-234
(27) ソフト・ハードの両面から配慮して整備された駐車場	2-236

(28) 駅舎から連続的にバリアフリー整備されている公衆便所	2-238
(29) 面的にバリアフリーが広がるまち	2-240
(30) バリアフリー化を点（建物）から面（地域）へ展開する	2-242
(31) バリアフリー改修により、国内及び海外からの多くの観光客等、訪れる 誰もが楽しむことのできる歴史的、伝統的な文化財等の観光施設	2-244

第4章 基本寸法等

4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について	2-247
4. 2 主要寸法の基本的な考え方	2-249
4. 3 車いす使用者の寸法	2-250
4. 4 杖使用者の寸法	2-253
4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	2-254
4. 6 公衆便所便房内操作部の器具配置の概要	2-256
4. 7 段差解消機関連告示	2-257
4. 8 案内用図記号	2-259
4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用	2-260
4. 10 床の滑り	2-262

付 録

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係 政省令・告示	付-1
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	付-1
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）	付-18
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）	付-27
・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に 規定する標識に関する省令	付-45
・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物 特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令	付-46
・ 建築物に関する告示	付-52
・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針	付-70
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条に基づく 地方条例の概要（2016年12月現在）	付-80
3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する 検討委員会について	付-86

建築設計標準の主旨と今回の改正について

(1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別特定建築物)で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多彩な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

なお、2014(平成26)年度には、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)』を策定し、劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図っているところである。

(2) 今回の改正の背景と目的

前回の建築設計標準の改正から4年が経過し、その間、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加など、社会情勢は大きく変化しており、建築物の一層のバリアフリー化が求められている。また、我が国においては諸外国に例を見ない急速な高齢化が進行しており、本格的な高齢社会への対応は急務である。

このような背景から、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、建築物の新築時だけでなく、既存の建築物を改修し、バリアフリー化することも強く求められている。

これらを踏まえて、利用者の目線に立ち、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の次の内容を中心に改正を行う。

- ① 宿泊施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ② 車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設・既存建築物の整備を進めるための記述の充実
- ③ 建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④ 設計者にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

今回の改正にあたっては、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定により、「障害」とは個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方に立脚して、改正を行っている。

上記の内容を盛り込んだ新たな建築設計標準が広く活用され、設計者等の更なる資質の向上を促すことで、すべての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。

用語の定義

建築設計標準で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- ・ バリアフリー法： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、改正平成18年6月21日法律第92号）をいう。
- ・ 特定建築物： バリアフリー法第2条第16号に規定する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
- ・ 特別特定建築物： バリアフリー法第2条第17号に規定する特別支援学校、官公舎等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
- ・ 建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準： バリアフリー法第17条第3項第一号に規定する建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 主要な経路： バリアフリー法第18条第1項に規定する「移動等円滑化経路」をいう。
- ・ 利用居室： バリアフリー法第18条に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

第 1 部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

1. 1. バリアフリー法の概要

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定された。（2006（平成18）年6月21日公布、12月20日施行）

（1） 法律の趣旨

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとしている。

（2） 法律の基本的な仕組み

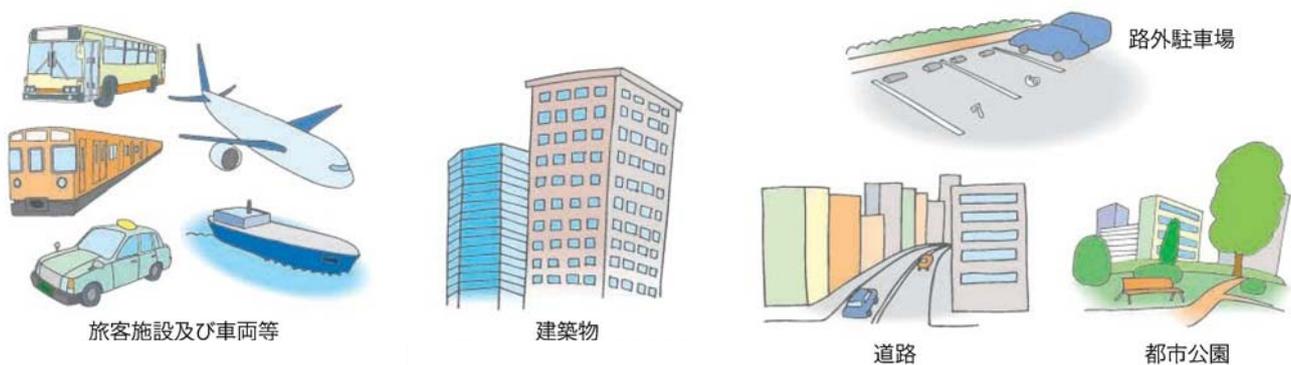
① 基本方針の制定

バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（2006（平成18）年 国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が制定されている。2006（平成18）年の制定後、2011（平成23）年に改正が行われ、移動等円滑化の新規目標の設定、施設設置管理者が講ずべき措置の充実、基本構想策定の促進等の改正が行われている。

② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合が義務付けられている。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されている。



出典：バリアフリー新法の解説 パンフレット（国土交通省・警察庁・総務省）

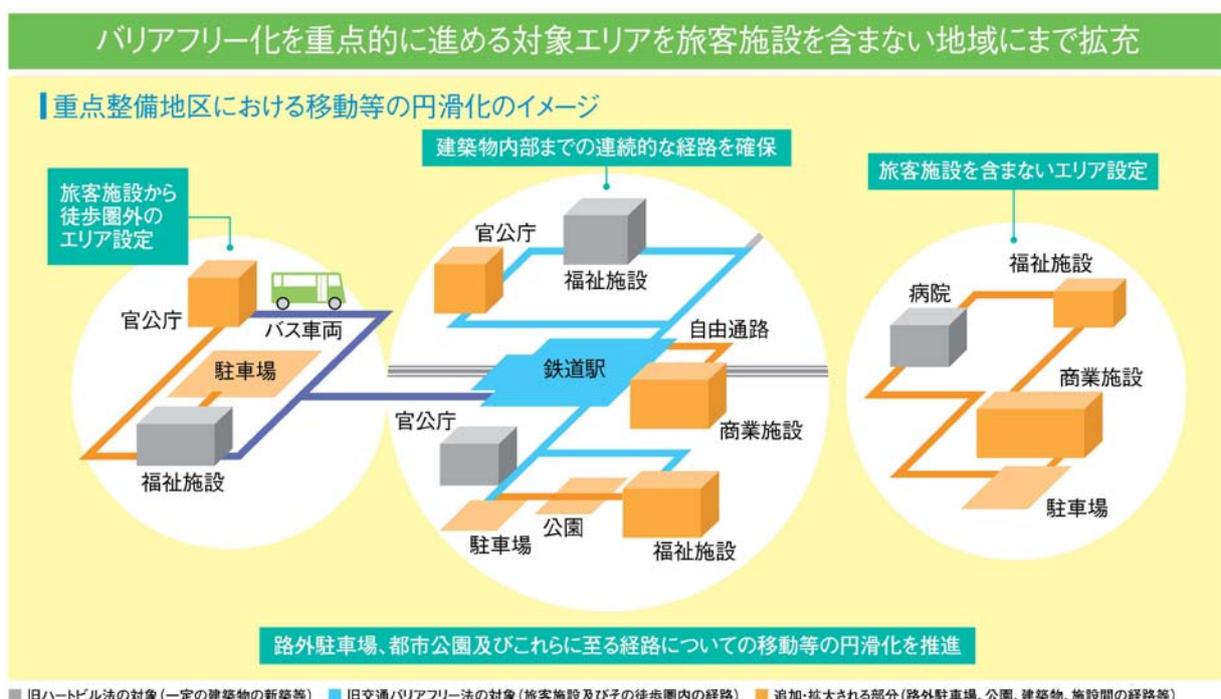
③ 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

ア. 市町村による基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（以下「重点整備地区」という。）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。現在、「基本構想」は291の市町村（477基本構想）で作成されている（2016（平成28）年12月31日時点）。

イ. 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施することとしている。



出典：バリアフリー新法の解説 パンフレット（国土交通省・警察庁・総務省）

④ 住民参加と協議会支援

基本構想を作成する際に、基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議や、基本構想の実施に関する連携・調整を行うための協議会を組織することができることとしており、現在、130基本構想（2016（平成28）年3月31日時点）において協議会を設置している。協議会制度は、高齢者、障害者などの当事者参加を図り、また、高齢者、障害者などから、市町村に対して、基本構想の作成・見直しを提案できる制度である。

⑤ 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

ア. 「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が国（地方公共団体）の責務とされている。

イ. 「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が、国（地方公共団体）や国民の責務とされている。

⑥ 移動等円滑化経路協定

基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物などの連続的なバリアフリー環境を、安定的に維持するために、その土地所有者などが、全員の合意により、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として締結することができる。なお、協定は市町村長の認可を受けなければならない。

これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができるようになっている。

障害者差別解消法について

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結（2014（平成26）年1月20日）に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行された。

① 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

また、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めている。

② 合理的配慮と建築物のバリアフリー化の関係

障害者差別解消法では、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等の実施（事前的改善）が求められている。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋） 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮 （1）合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

（参考資料、図の出自：障害者差別解消法リーフレット（内閣府））

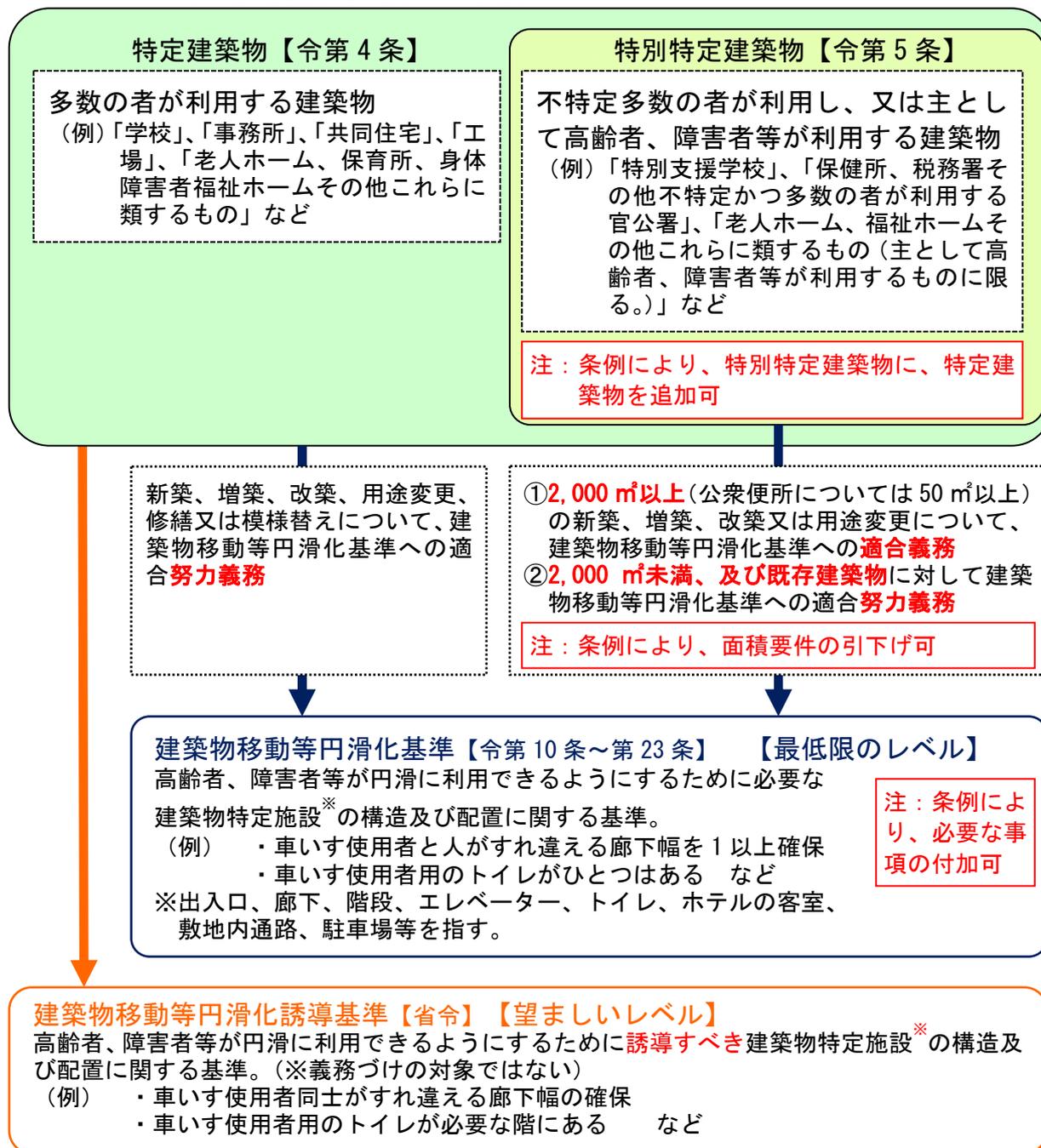


1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

(1) 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



計画の認定【法第17条】（建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。）

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm 以上※1	90cm 以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 直接地上に通じる出入口は120cm 以上



廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm 以上※1	180cm 以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準

※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※2
傾斜路の幅	120cm 以上※1	150cm 以上※2

※1 低位部分は適用除外

※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm 以上※1	90cm 以上※3
かごの幅	140cm 以上※1・2	160cm 以上※3
乗降吐 ^ト の広さ	150cm 角以上※1・2	180cm 角以上※3

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準（適用除外あり）

※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る

※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
バスト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・ 階段
- ・ ホテル又は旅館の客室
- ・ 敷地内の通路
- ・ 駐車場
- ・ 標識
- ・ 案内設備 等

(2) バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義している。特別特定建築物の2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）の新築、増築、改築及び用途変更では、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即して、バリアフリー化を推進しているところである。

特定建築物	特別特定建築物
1. 学校	1. 特別支援学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはポーリング場又は遊技場
13. 博物館、美術館又は図書館	12. 博物館、美術館又は図書館
14. 公衆浴場	13. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊

(3) 認定のメリット

バリアフリー法第 17 条に基づく認定を受けると、以下のメリットがある。

① 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利なものであり、バリアフリー法では認定特定建築物やその利用に関する広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することが可能である。



② 容積率の特例

高齢者、障害者等に利用しやすくするためには、便所や廊下などの面積が増えることもある。バリアフリー法では延べ面積の 1/10 を限度に、容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることが可能である。

③ 補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

- ・ 交付対象事業者：地方公共団体、民間事業者、協議会等
- ・ 交付内容：

■ 移動システム等整備事業

基本構想等の策定、屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）、建築物の新築・改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等

■ 認定特定建築物建築事業

屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）、屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等

- ・ 交付率：

地方公共団体又は協議会等が施行者の場合	国：1/3、地方：1/3
民間事業者が施行者の場合	国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

(4) 地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能である。

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること
- ・義務付け対象規模を、政令の規模(原則 2,000 m²)未満に設定すること
- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

なお、近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。

2016年12月時点でバリアフリー法第14条第3項に基づく条例を制定している都道府県は、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県の14箇所である。また、市区町村では、東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市の6箇所である。

本設計標準の巻末には、条例を制定している20地方公共団体の条例の概要について、掲載している。

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

(5) チェックリスト

① 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上） （1）腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか （2）車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか（1以上）	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか
②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能) （1）便所内に車いす使用者用便房を設けているか		—
（2）出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）		
（3）出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）		
③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)		—
（1）浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
（2）車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
（3）出入口の幅は80cm以上であるか		
（4）出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
駐車場 (第 17 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第 19 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210Iに適合しているか)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は除く) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○移動等円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その 乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1)上記①から⑦を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
(3)かごは車いすが転回できる形状か		
⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1	—	
(1)上記①から⑧を満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は除く)	
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

・自動車車庫に設ける場合

② 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
廊下等 (第3条)	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
⑦休憩設備を適切に設けているか		
⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外		
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は除く)	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー ※3	—
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーター その他の 昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
	車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
便所 (第9条)	①階の便所の総数が200以下の場合には便所総数の1/50以上、階の便所の総数が200を超える場合は便所総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用便所の数を設けているか。	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)		
ホテル又は 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合には客室総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 11 条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
(2)勾配は1/15以下であるか		
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)		
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	①駐車台数が200以下の場合には駐車台数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第 14 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第 1488 号)

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準) ※1

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 16 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

- ・自動車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

バリアフリー法制定までの経緯

① ハートビル法（1994（平成6）年）の制定

1994（平成6）年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。

また、2002（平成14）年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。

併せて、2000㎡以上の特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

② 交通バリアフリー法（2000（平成12）年）の制定

2000（平成12）年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー*化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づいて、鉄道駅等を中心とした一定の地区における周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

[キーワード] 本文中で*をつけた言葉

● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

③ バリアフリー法の制定

ハートビル法や交通バリアフリー法の制定後、我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進され、一方、高齢化や国際化が進む中で、ビジネス・観光など様々な分野で、高齢者や外国人を含むすべての人が対等に社会参加ができるしくみづくりが重要になってきた。

これらの変化等を受けて、2005（平成17）年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化の取組の重要性が指摘された。

また、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

またハード面の整備だけでなく、国民一人ひとりが、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動や施設の利用に不可欠な「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、バリアフリーに関する法制度について検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が第164回通常国会において成立し、2006（平成18）年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準

第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の 促進について

第2部第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

(1) すべての人に使いやすい建築物の計画、設計

① すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物は、可能な限りあらゆる市民の利用を想定しておくことが望まれる。すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物ですべての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、市民・建築主・施設管理者・行政等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、支え合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・建築主・施設管理者や設計者には、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に検討して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められる。

② 高齢者、障害者等の対応の考え方

- ・バリアフリー法において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者もすべてバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈のもとに、すべての市民の利用を考えることになる。
- ・すべての利用者のうち、特に高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性を把握する必要がある。
- ・車いす使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車いすを移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・視覚障害者は、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって、利用特性が異なる。
- ・聴覚障害者は、ろう者と中途聴覚障害者で手話、筆談等のコミュニケーション手段に相違が見られるが、情報伝達手段の必要性は共通である。
- ・知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることもある。
- ・精神障害者は、空間計画や施設運営が分かりやすすくないと、環境不安を感じることもある。
- ・児童は成人と体格の違いがあり、また、乳幼児は保護者との同伴が必要である等の特徴がある。
- ・すべての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者や設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて市民の意見を聞き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、特に留意しなければならない。

(2) ソフトとハードの相互補完と対応について

- ・すべての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両側面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフトを工夫することが重要となる。
- ・ソフトによる工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸し出し等による支援、建築物のバリアフリー化等に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられる。また、補助犬を利用している方々の施設利用について、十分に理解し、配慮する必要がある。児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある。
- ・非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリーの観点に基づく情報伝達・避難システムの構築が必要である。
- ・また、整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することも重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、利用者の意見を聞き、必要に応じて改善・改修することも考えなければならない。建築主・施設管理者には、施設使用開始後の改善・改修に柔軟に対応できるよう、維持管理、運営面での配慮が求められる。

(3) さらに使いやすく快適な建築物の整備に向けた計画・設計情報の蓄積

- ・高齢化や「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・すべての人が使いやすい建築物を整備するためには、計画・設計時の当事者参加による検証で得た情報、計画・設計、施工において得た情報等の収集と蓄積を図ることが重要となる。
- ・また施設使用開始後に利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うとともに、これらの過程で得た情報を蓄積することも重要となる。利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・建築主・施設管理者、設計者、行政には、これらの情報収集・蓄積と公開に努め、次の新築設計・改修設計等に反映し、よりよい建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の設計・整備や運営管理は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。

バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例

さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

① 経緯

さいたま新都心では1997（平成9）年2月、全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行い、学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体と連携し、ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化を推進することとなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000（平成12）年の街びらきとともにボランティア活動を開始しており、現在（2012）はスタッフ4名（常時2名の2交替）を中心とし、61名のボランティアが活動している。

② 活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドの他、乳幼児連れ利用者のための設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車いす、ベビーカー、音声誘導端末の貸し出しも無料で実施している。

③ 主な活動内容

i) 高齢者や障害者へのサポート

さいたま新都心を訪れる高齢者や障害者の方々へのサポートを行っており、市内のみならず、県外からも、ホームページやロコミで情報を入手して利用される方もいる。

ii) イベントの実施・協力

けやき広場を活用し、誰もが安心して楽しめるような様々なイベントを企画し、実施している。

毎月水曜日に開催される歌声ひろば活動は、懐かしい童謡や唱歌を演奏に合わせて歌うイベントで、500人を超す参加者があり盛り上がりを見せている。

また、七夕飾り活動では、さいたま新都心駅前を中心にボランティアの手作りにより、七夕の飾り付けを行っている。ボランティア利用者、ふれあいプラザ利用者、イベント参加者、近隣の小学校や高齢者、障害者施設の方等の多数の方が書いた短冊をさいたま新都心に飾り付けることにより、まちの賑わいを演出している。

iii) 小学生のバリアフリー社会科見学の対応、体験学習への支援

さいたま新都心には、合同庁舎やスーパーアリーナも立地していることから、社会科見学を訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。

「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようにプログラムのアレンジも行っている。また、見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成や研修も実施し、スキルアップに努めている。

2011（平成23）年度の実績では、小中学校129団体（市内89、市外40）が利用した。

iv) インターネットによる情報発信

ふれあいプラザのホームページを設け、活動内容等に関する情報発信を行っている。

④ 実績

街びらきからの約12年間でボランティア利用者数は延べ約9万人（2000（平成12）～2012（平成24）.3）となり、2011（平成23）年度の利用団体数は151団体、利用者数は4,000人となっている。



1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

(1) 建築計画の手順

① 整備方針を設定する

- ・建築物のバリアフリー化においては、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に公平に対応することを原則とする。
- ・建築物の立地条件、用途・規模、新築・改修によっても、バリアフリーに係る整備方針は異なる。
- ・建築部位や単位空間のバリアフリー化のみを目標とし、部分的な整備に目をうばわれると、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用のしやすさ等の確保が不十分になる。常に建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭に置いて、計画・設計を行う。

② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映した計画を行うためには、利用者の意見を聴取し、計画・設計への参画を求めることが必要である。例えば、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設においては、客席・観覧席の利用者（観客）となる高齢者、障害者等の他に、舞台や競技スペースの利用者（演者・競技者等）となる高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。
- ・また計画・設計の段階において、建築主、高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ（実物大の模型・試作）や動作検証を行い、計画・設計に反映することも必要である。
- ・意見聴取は、意見を設計に反映することができるよう早い段階で行い、十分な時間的余裕を持つことが重要となる。また、意見聴取の際には、障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字、筆談を行う、わかりやすい表現に置き換える等、障害特性に合わせた方法で行うよう配慮する。
- ・公共施設等、ある程度利用者が特定される用途の建築物の場合は、設計段階から利用予定者が参加することにより、適切な配慮の実現が可能になる。2-6、2-7頁に、公共施設の整備において、利用予定者の参加によって設計を進めた事例を紹介する。

③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を検討する

- ・バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準及び地方公共団体が制定しているバリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守し、建築設計標準への適合・整合を検討する。
- ・条例やマニュアル等で設定された「望ましい整備」、「努力基準」等の基準に対応した整備が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておくことが必要である。
- ・バリアフリー法に基づく基準や条例、建築設計標準に掲げられている対応がすべてではなく、利用者の特性やニーズの変化に対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことも多く存在する。
- ・新築・改修を問わず、安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を広範かつ容易に確保するために、空間の効果的な活用方法等、経済性・効率性を加味した建築計画を検討することが重要である。

④ 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員（職員）等（以下「建築主等」）の理解である。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー化に対する理解、ニーズの異なる利用者の理解の促進を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・高齢者、障害者等と共に行う施設利用の体験学習あるいはワークショップを通して、建築主等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。

⑤ 火災や地震等、非常時の対応を考える

- ・火災や地震等の非常事態に対応した情報伝達設備・誘導設備の設置、二方向避難経路の確保、避難場所の確保について検討する。
- ・高齢者、障害者等の避難上の制約を有する利用者を含む、すべての利用者に対する、避難・誘導方法のマニュアルを作成する。

⑥ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する

- ・利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性についても、あらかじめ想定した上で施設運営計画を検討することが望ましい。
- ・施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つため、維持管理計画（定期点検や修繕の計画）を策定する。
- ・維持管理においては、特に視覚障害者誘導用ブロックや屋内外の床材・案内板等が経年劣化したり、車止め等が移動されたりしてしまう場合もある。また、エレベーター等、法的に保守点検が必要なものにも十分留意する必要がある。

1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

障害のある当事者の参加事例：逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会

① 経緯

公共施設の整備について、実施設計の段階で福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守する等、行政内部でのバリアフリー化の検討を行い、対応してきた。しかし、実際に施設が出来上がると利用者からは指摘や批判を受けることがあった。

逗子市では、出来上がってから指摘の部分の改修するのではなく、事前に利用者から意見を聞き設計に反映させようと、障害を持つ当事者をメンバーに加えた「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を発足させた。



センサー、背もたれ



障害者用トイレ案内板

② 委員会の概要

委員は11人以内で、構成メンバーは、知識経験を有する者、障害者等及び障害者関係団体の代表者、市民、高齢者関係団体の代表者、逗子市福祉協議会の職員、市職員、その他市長が必要と認めるものとなっている。



障害者用更衣室（プール）



オストメイト設備

③ 実績

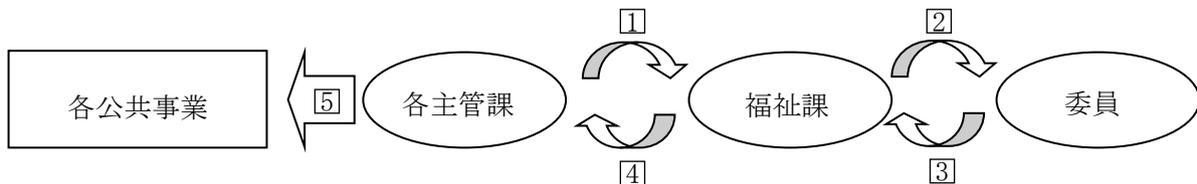
2007（平成19）年5月現在までに24回委員会を開催。検討建物の用途は市営住宅、集会所、トイレ、公園、道路（歩道整備）、子育て支援センター、文教ゾーン、協議事項は主に、サイン関係、トイレ、駐車場、スロープ等。

<事例>2007（平成19）年度 文教ゾーン内の市民交流センターにおいて、協議され整備されたものの例

④ 委員会の流れ

福祉課は年度当初に当該年度中に予定される公共施設の整備・改修等について各主管課に照会をかける。

- ① 工事主管課から施設整備に係る協議書が福祉課に提出される。
- ② 福祉課は「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を開催。
- ③ 委員会での協議事項のまとめ。
- ④ 事務局で精査し、「委員会審査結果報告書」を市長へ報告するとともに主管課へ送付。
- ⑤ 主管課は報告書の内容を各事業に反映。



利用者の参加によるバリアフリーデザインの実現：草加市立病院

① 経緯

埼玉県草加市は2003（平成15）年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を制定し、デザイン制定への当事者の参画等の取り組みを進めている。従来の草加市立病院の移転新築に伴い、この精神に基づいて以前から考慮されていた各種障害者だけでなく、新たに色弱者にも配慮した案内表示の設計を実施した。（366床、2002（平成14）年着工・2004（平成16）年夏開業、設計監理：久米設計、サイン工事：ブルアンドプッシュ。）

病院では「○色の×番の部屋に行ってください」のように色を用いて患者を検査室や病室に誘導することが多いが、色覚障害者は指示された色がわからずに困難を感じることもある。また、各種の案内表示も従来のデザインでは見づらい場合が少なくない。眼科を持つ総合病院では利用者に占める色覚障害者の割合が一般の施設に比べて高いため、この問題は重要である。

② ゾーン色の制定

そこでデザインの問題に詳しい色覚障害者のグループと協同して、当初のデザイン原案をベースに改善作業を行った。まず、当初は施設を10以上の色に区分する予定だったが、色数が多すぎると区別が難しくなるため、利用者の誘導に必要な要素を考え、診察・救急・検査・東病棟・西病棟・その他の6つの区分（6色）に絞り込んだ。

これらの塗り分けに使う色は、病院では白内障の利用者も多いため黄色と白の識別が難しいことや、弱視やP型（1型）色覚の人には赤が黒に近く見えることを考慮し、橙・緑・水色・青・赤紫・灰色の6色とした。案内地図ではさらに、灰色だけは格子状のハッチングを施すことで“5色+1（模様あり）”とし、明瞭に区別できるようにした。

色弱者の色の見分けやすさはわずかな色調の違いで大きく変化するので、実際に案内表示の製作に用いる材料（塩ビシート）の色見本から、各色それぞれについて色調の異なる5種類程度の候補色を用意し、P型（1型）・D型（2型）の強度・弱度の色弱者が実際にこれらの色見本を比較することにより、もっとも見分けやすい色の組み合わせを選定した。色の見え方はサイズによっても大きく変化するので、選んだ色を使った原寸大の表示を試作し、見え方を確認した。

また、色が見分けられても色名を誤認する場合が少なくないことや、色の区別がほとんどつかない患者も来院することを考慮し、すべての案内表示に色名を表記した。色名は弱視の人や背の低い人にも見やすいように低い位置に表示し、誰でも読めるようにひらがなにした。色名表記を最初からデザイン要素のひとつとして取り入れることにより、わかりやすさとデザインの統一感を両立できた。

③ その他の配慮点

トイレ個室の空きと使用中を示すドアノブ表示は、標準の赤と緑の組み合わせから赤と青に変更した。男女トイレのピクトサインは朱色と水色の組み合わせにし、案内地図の現在位置表示は、朱色を用いて黒と対比するとともに、枠で囲って他と区別しやすくした。また、サインの掲出高さに注意し、いちばん利用頻度の高い情報が、弱視の人が見やすい高さに来るように配慮した。携帯電話等の禁止標示は、赤の色調に留意するとともに、赤い斜線と外周の回りに縁取りを設けて、黒いサインや周囲の木目に対して分かりやすくした。

一方、車イス用トイレの扉開閉ボタン、エスカレーターの進行方向を示す電光表示、病室の空調装置のパイロットランプ等は、メーカーから販売されている製品自体に分かりにくい色調の赤と緑が使われていたため、やむを得ずそのまま使用した。今後はこのような製品レベルでの色覚への配慮も望まれる。

④ 作業の流れ

作業の流れ	役割		内容
	デザイナー	当事者	
デザイン原案の説明	○	○	当事者グループのうち色彩デザインに詳しい人と面談
設置場所の選定と色数の確定	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり
色見本の提供	○		実際に制作に用いる材料のメーカー作成見本の確認
色の選定と提案		○	当事者グループのうちの数人が、数百の色見本の中から見やすい色の候補をまず絞り込む。ついでより多くの当事者を集めて、どの人にも見分けやすい色を選択
試作品の制作と送付	○		特に重要な代表的箇所についてのみ実施
視認性の確認		○	当事者グループのうちの数人が確認
修正案の作成	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり。配色以外に工夫すべき要素についても相談
報告書の作成	○	○	完工後の資料とする

⑤ 施工結果と課題

実際に誘導表示を設置したところ、同じ色の案内表示でも照明の具合によってかなり違う色に見えることが判明した。色名表記が色弱者だけでなく一般の人の誤認防止にも有効なことが示せた一方、今後の建築ではサインと連動した照明計画が必要になることが示唆された。また、公立の病院では職員が定期的に異動してゆくため、当初の設計時に配慮した項目や使用した色に関する情報が、表示の更新や改装工事を行う将来の担当者まできちんと受け継がれてゆく体制の維持も重要になる。（*この結果設置された案内表示は、2. 1 3 G. 2 設計例に写真掲載）

(2) 建築計画の要点

**～高齢者、障害者等の利用に配慮した水準から、
より使いやすく快適な水準へ～**

① 連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー法の趣旨に則り、敷地出入口・駐車場と目的となる所要諸室（利用居室）、便所の間を安全かつ円滑に移動できることが基本であり、原則として、高齢者、障害者等が一般の利用者と同じ経路や出入口を利用できるように計画する。
- ・例えば、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場から客席・観覧席や楽屋・控室等への動線、楽屋・控室から舞台・競技スペース、客席から舞台等への動線となる。また、ホテル、旅館等の宿泊機能を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場からフロント・客室への動線、フロント・客室からレストラン、大浴場等への動線である。

② 適切な有効幅員、空間を確保する

- ・人体寸法、各種動作寸法、車いす使用者の動作寸法、介助動作寸法及び利用者数の設定等に基づき、利用状況等を想定し、経路や利用居室内の適切な有効幅員や空間を確保する。
- ・適切な有効幅員や空間の確保のため、あらかじめ設備機器や什器・家具等の配置を設定する。

③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する

- ・高齢者、障害者等を含むすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画、建築物の全体構成とすることが建築物のバリアフリー化の基本である。
- ・視覚障害者を案内所（受付、窓口、チケット売場等）や点字・音声による案内設備に円滑に誘導する視覚障害者誘導用ブロック等の設備を設ける。
- ・人体寸法、各種動作寸法、車いす使用者の動作寸法や、高齢者、障害者等の利用特性を踏まえ、部品・設備や什器・家具等の寸法や仕様は、操作性のよいものとする。

④ 情報へのアクセス手段を確保する。

- ・建築物をわかりやすい動線計画、全体構成とした上で、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等、施設利用に必要な情報を得るための配慮が必要な利用者のわかりやすさに配慮した案内表示、案内設備を設ける。案内表示は図記号（ピクトグラム）・多言語表記等により、外国人へのわかりやすさにも配慮したものとする。
- ・聴覚障害者等の情報アクセスのしやすさに配慮し、手話やコミュニケーションの手段となる情報伝達設備や備品を設ける。

⑤ 利用者特性に応じた人的配置を計画する

- ・施設管理者等は、敷地内及び建築物内での高齢者や車いす使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要なる人的配置を計画する。

⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者、障害者等に特別に対応するのではなく、他の利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効率性にもつながる。
- ・例えば、劇場・競技場等の客席・観覧席に可動席スペースを設けることにより、興行の規模や内容に応じて、車いす使用者や多様な利用者の増減に適切に対応することが可能となる。旅館やホテルでは、車いす使用者用客室の他に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を設けることにより、多くの車いす使用者の利用が可能となる。
- ・また一度に多くの車いす使用者が利用することが予想される場合には、仮設の車いす使用者用駐車施設や車いす使用者用便房の設置により対応することも必要である。

(3) 共通する計画・設計のポイント

・以下に、すべての建築物に共通の計画・設計のポイントを示す。

●全体のチェックポイント

- ・利用者の想定はされているか
- ・屋内の動線計画は、わかりやすいか
- ・道等や駐車場から利用居室、車いす使用者用便房の間までの主要な経路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間が確保され、段が設けられていないか
- ・視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か
- ・案内表示・情報伝達設備の配置は適切か
- ・床の仕上げは、滑りにくいものか。
- ・案内板や室名札はわかりやすく、見やすいか

●部品・設備的対応チェックポイント

- ・誰もが利用しやすい設備が整備されているか
- ・乳幼児のためのおむつ交換場所、授乳スペース等が確保されているか
- ・カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか
- ・非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか

●人的対応チェックポイント

- ・利用者へのソフト面での対応は考えられているか
- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示（耳マーク等）、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか
- ・案内や誘導のできる従業員、手話や筆談のできる従業員の配置は可能か
- ・非常時の通報、避難誘導人員の確保は可能か

■利用居室の出入口

- ・車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮した戸の形式か
- ・車いす使用者の見やすさや、視覚障害者の利用にも配慮した室名表示か

■建築物の出入口

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるようになっているか
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか
- ・道等から受付、案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか
- ・利用者が使いやすい受付、案内設備が設けられているか
- ・案内板等は設けられているか
- ・受付での対応やソフト対応に応じた設計となっているか

■階段・段、傾斜路

- ・階段、段は、事故防止に配慮した仕上げ、形状か
- ・傾斜路は、車いす使用者が安全に昇降できる幅員や形状か
- ・傾斜路は、壁のない側への落下防止等に配慮した形状か
- ・段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置が講じられているか

■敷地内通路

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるか
- ・歩行者と車の動線は分離されているか
- ・道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか

■エレベーター

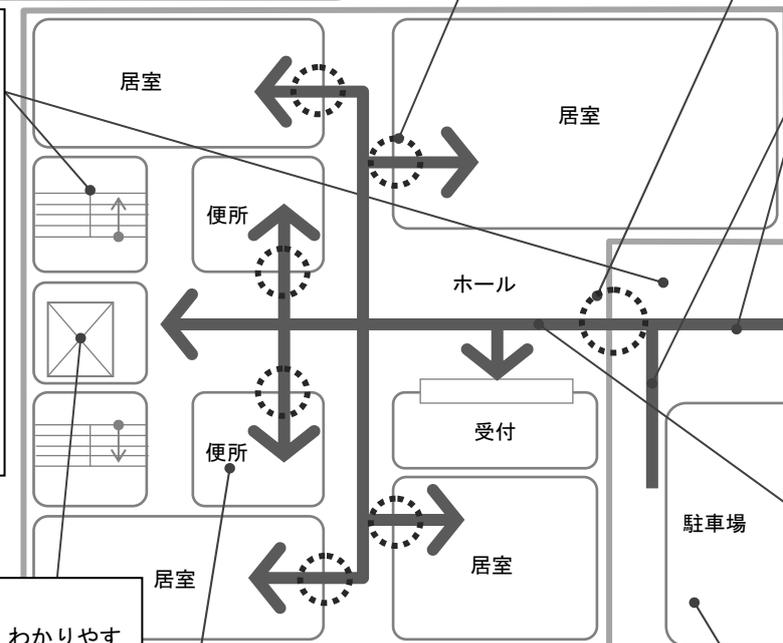
- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、必要台数が設置されているか
- ・操作盤等は、車いす使用者の他、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとなっているか
- ・かご内には鏡や手すり適切に設けられているか
- ・表示板（標識）等が設置されているか

■便所・洗面所

- ・用途や規模、利用者想定に応じた機能分散が図られているか
- ・車いす使用者便房、オストメイト対応設備を有する便房は設置されているか
- ・各便房の数、広さ、設備は適切か
- ・男女の便房数は適切か
- ・表示板（標識）等が設置されているか

■駐車場

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車いす使用者用駐車施設があるか
- ・車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者が乗降するために十分な広さが確保されているか
- ・不正利用を防止する表示板（標識）等が設置されているか



¹ 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

(4) 建築物の用途別の計画・設計のポイント

- ・不特定かつ多数の利用者が利用する建築物では、様々な要求を一般化して満たすような配慮を行うことが重要となる。一方、ある程度、利用者が特定される建築物では、利用者特性に対応した設計上の工夫や配慮が求められる。
- ・建築物のうち一部を特定多数の利用者が利用し、別の部分は、不特定多数の利用者が利用する場合（例：特別養護老人ホームに地域交流スペースやデイサービスセンターを併設する場合、工場内に就労スペースと見学・展示スペースを併設する場合）もある。このような場合には、施設の利用実態に応じた設計を行うことが重要である。
- ・利用者を想定しつつ、施設用途ごとに、規模に応じて次のような点に留意して、設計を行う。

用途	設計上のチェックポイント
学校	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通学者の特性に対応した設計とする他、地域の生涯学習、学校の地域開放、災害時の避難拠点化等、コミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする <input type="checkbox"/> 災害時に避難所となる学校施設（体育館を含む）には、車いす使用者用便房を設ける <input type="checkbox"/> 参考文献に示した学校施設整備指針、学校施設バリアフリー化推進指針等を参考とする
病院又は診療所	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする <input type="checkbox"/> 文字情報の表示や振動器等を利用し、待ち合いでの呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする
集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が客席・観覧席の選択ができるように配慮する <input type="checkbox"/> 車いす使用者用客席・観覧席（及び同伴席）や聴覚障害者用集団補聴装置を設置した客席・観覧席を、複数の位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設ける <input type="checkbox"/> 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮して、「区画された観覧室」を設けることも検討する <input type="checkbox"/> 上演内容等の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う（あるいは設備スペースを確保する） <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさに配慮する
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない <input type="checkbox"/> 物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する <input type="checkbox"/> 棚の高さは車いす使用者に配慮したものとする <input type="checkbox"/> 車いす使用者用便房を設ける <input type="checkbox"/> 授乳及びおむつ換えのための設備を設ける <input type="checkbox"/> 休憩場所、いすを適宜設ける <input type="checkbox"/> 車いす使用者やベビーカーの利用者の優先に配慮したエレベーターを設ける <input type="checkbox"/> 視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備（筆談器、耳マーク、磁気ループ）を設ける

1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

用途	設計上のチェックポイント
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 車いす使用者用客室を設ける <input type="checkbox"/> 車いす使用者用客室以外に、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける <input type="checkbox"/> 客室には、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備・備品（シャワーチェア、補助犬用の備品、携帯端末等）を設置、又は貸し出す <input type="checkbox"/> 共用スペース（レストラン、宴会場、大浴場・個室浴室、共用便所等）には、段を設けない <input type="checkbox"/> 宴会場等への聴覚障害者用集団補聴装置の設置等に配慮する <input type="checkbox"/> 共同浴室を設ける場合には、車いす使用者の利用に配慮する <input type="checkbox"/> 緊急時の避難動線の確保や情報提供等に配慮する
事務所（官公署を除く）、工場	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労にも十分配慮した設計とする
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない <input type="checkbox"/> 文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする
共同住宅、寄宿舎又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 共用部分の設備・空間は、高齢者、障害者等の利用に配慮した設計とする <input type="checkbox"/> 賃貸住宅にあつては、住戸内部も高齢者、障害者等、居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の特性に対応した設計とする <input type="checkbox"/> 介助、介護のしやすさに配慮する <input type="checkbox"/> 入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮し、バリアフリー化を実現する
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の特性に対応した設計とする、特に高齢者の移動、休憩に配慮する <input type="checkbox"/> 多数の高齢者、障害者等が利用する施設であるため、場合によっては利用者同士の利害を調整する必要がある <input type="checkbox"/> 保育所等では乳幼児と成人との相違もあり、寸法、設備等利用者特性に十分配慮した寸法・設備等の計画とする
体育館、ボーリング場、水泳場その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が、円滑に運動施設を利用できるよう配慮する <input type="checkbox"/> 車いす使用者用シャワー室及び更衣室を設ける <input type="checkbox"/> 客席や観覧席がある場合には、「集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場」を参照 <input type="checkbox"/> 受付等に視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備を設ける。又は貸し出す <input type="checkbox"/> 災害時に避難所となる体育館には、車いす使用者用便房を設ける
展示場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 展示物、書架等の間の通路は、十分な幅員を確保する <input type="checkbox"/> 展示室内や順路に段を設けない、段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける <input type="checkbox"/> 順路には、案内表示・情報伝達設備（音声案内等）を設ける <input type="checkbox"/> 展示物の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う <input type="checkbox"/> 休憩場所、いすを適宜設ける

用途	設計上のチェックポイント
公衆浴場	<input type="checkbox"/> 浴室、脱衣室等の出入口には段を設けない <input type="checkbox"/> 車いす使用者の利用に配慮する <input type="checkbox"/> 滑りにくい床材を使用する <input type="checkbox"/> 水栓器具は、操作が容易なものとする <input type="checkbox"/> 脱衣室には、車いす使用者のための脱衣スペースを設ける <input type="checkbox"/> 脱衣室のロッカーは高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする <input type="checkbox"/> 受付には、簡単な会話補助のできる筆談器等を用意する
飲食店又は キャバレー、料理 店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他 これらに 類するもの	<input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない <input type="checkbox"/> 移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する <input type="checkbox"/> 数字・文字の文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいようにする <input type="checkbox"/> 点字メニューを設けることが望ましい <input type="checkbox"/> 補助犬同伴者の利用に配慮する <input type="checkbox"/> 車いす使用者用便房を設ける
理髪店、クリーニング 取次店、質 屋、貸衣装屋、 銀行その他 これらに類す るサービス業を 営む店舗	<input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない <input type="checkbox"/> 文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする <input type="checkbox"/> 視覚障害者用情報提供設備（音声誘導等）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける <input type="checkbox"/> 便房を設ける場合には、車いす使用者用便房を設ける
自動車教習所 又は学習塾、 華道教室、囲碁 教室その他 これらに 類するもの	<input type="checkbox"/> 自動車教習所には肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける <input type="checkbox"/> 自動車教習所では、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する <input type="checkbox"/> 学習塾等では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害のある児童・生徒の学習環境の整備に配慮する
公衆便所	<input type="checkbox"/> 車いす使用者対応、オストメイト対応、乳幼児連れ対応を行う <input type="checkbox"/> 規模や立地に応じて、機能分散や、複数の車いす使用者用便房等の設置を行う
公共用歩廊	<input type="checkbox"/> 公共用歩廊は通常、建物（駅舎を含む）から建物へと移動するための経路となっており、建物と歩廊で管理者が異なる場合には、接点の段差解消や誘導方法、誘導の考え方等が整合するように、設計と管理運営の両面から調整する

【参考文献】

- ・「学校施設整備指針」（2016（平成28）年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm
- ・「学校施設バリアフリー化推進指針」（2004（平成16）年3月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm
- ・「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（2005（平成17）年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm
- ・「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（2007（平成19）年6月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm

(5) 改善・改修のチェックポイント

- ・既存建築物の改善・改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが望ましい。
- ・既存建築物の場合には、新築とは違い、建築物内の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について事前に把握することができる。現状及び課題を十分に把握した上で、改善・改修の目標を定めることが重要となる。
- ・改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、十分に調査・検討を行う必要がある。
- ・あわせて新しいプランや設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。
- ・施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、利用可能範囲の制限や他室の利用に影響の少ない位置での実施、仮設施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。
- ・面積や構造による制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的に対応する部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー化への配慮にはハードで対応することとし、その上で高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や、利用者への個別サービスのあり方を検討する。
- ・いずれにしても新築と同様、利用者や建築物を管理運営する従業員の意見を十分にくみ上げることが必要となる。

(6) 災害時の避難、誘導について

① 避難時の認知性（わかりやすさ）と安全性を確保する

- ・建築物の計画・設計に際しては、高齢者、障害者等の避難について、十分に計画に組み込んでおくことが求められる。
- ・高齢者、障害者等を含めたすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画（移動経路と避難経路の計画）が避難・誘導計画の基本である。
- ・施設規模が大きい場合や施設構成が複雑な場合、例えば劇場・競技場等で上演中や競技中の客席・観覧席が暗い場合、大規模なホテルや旅館の場合等、避難経路がわかりにくい場合もある。避難介助を必要とする高齢者、障害者等にとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることをあらかじめ想定して避難経路の計画を行う。
- ・平時における安全かつ円滑な移動経路等の確保は、非常時の敷地内・施設内事故防止にもつながるものである。また車いす使用者等のための一時待避スペースの設置、高齢者、障害者等の特性に対応した避難手法（階段・その他の垂直移動方法）の確保、避難設備の設置等においても、きめ細かな配慮が必要となる。

② 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する

- ・すべての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。
- ・特に、視覚障害者や聴覚障害者等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・施設を利用する高齢者や障害者等に、情報を伝達できる同伴者がいないこともあることから、非常事態であることを伝達するための様々な障害に対応した設備（音声・文字・光等）を設ける。また利用者を速やかに避難階や屋外に誘導するための避難経路の表示や設備（音声・文字・光等）を設ける。

留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知

- ・これらの設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

③ 火災時の避難施設を計画する

- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動することが重要である。計画・設計においては、特に車いす使用者等が防火戸等を通過する際に、移動上の障壁となる段差を設けない。
- ・利用者の中に、避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等がいることが想定されるため、例えば階数が2以上の劇場、競技場等では、防火戸等を通過した先に、一時的な安全を確保するための避難区画、一時待避スペース（他の部分と防火区画された非常用エレベーターロビー、屋内階段や付室、避難バルコニー等）を設けることが重要である。

④ 避難・誘導のための人的配置を計画する

- ・施設管理者等は、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に対する非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための人的配置を計画する。
- ・情報伝達、避難誘導、避難支援においては、その必要性がわかりにくい知的障害者、発達障害者等がいることに留意する必要がある。
- ・従業員（職員）だけでは避難支援が困難な場合もあることから、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等も検討する。

1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例

1. 敷地内の通路におけるバリアフリー対応の事例

(1) 簡易舗装化

車いすや高齢者の手押し車の円滑な移動を図るため、住戸前通路や敷地内幹線通路及びそこから車両乗降場所に至る通路を簡易舗装化

(2) スロープの設置

敷地と玄関との段差を解消するため、手すり、車いすの回転スペースや脱輪防止の為に立ち上がり等を備えたスロープを設置

(3) 通路の嵩上げ

住戸の出入口における段差を解消するため、各住戸の出入口が面する通路の嵩上げを実施。嵩上げによる出入口への雨水流入を防ぐため、通路をV字勾配として中央部に排水溝を設置するとともに、透水性アスファルトを採用



(1) 簡易舗装化の実施例



(2) スロープの設置例



(3) 通路の嵩上げの実施例

2. 応急仮設住宅内におけるバリアフリー対応の事例

(1) 車いす使用者、高齢者等に対する配慮の事例（熊本地震における事例）

熊本地震における応急仮設住宅では、車いす使用者や高齢者等への対応として以下の配慮がなされている。

《応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の例》

- ① 間取り：3DKタイプの住戸をベースに2DKとして使用
- ② 玄関・トイレ・浴室等の出入口：
車いすが通過できる有効幅80cm以上確保、段差の解消、引き戸を採用
- ③ 室内空間：キッチンに車いすの回転スペースを確保
- ④ トイレ・浴室：
手すり等の設置、介助スペースの確保
- ⑤ 洗面台・キッチン：
下部に車いす使用者の膝下が入るスペースを確保



玄関



浴室



トイレ・洗面台



キッチンカウンター

(2) 視覚障害者・聴覚障害者等に対する配慮の事例（東日本大震災における事例）

視覚障害者等への対応として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、聴覚障害者等への対応として玄関チャイムと連動したフラッシュライトの設置が行われている。

※応急仮設住宅におけるバリアフリー対応については、応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ（国土交通省HP）（<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>）も参考となる。

第2章 単位空間等の設計

第2部第2章 単位空間等の設計

2.0 第2章の見方

本章では、各単位空間の設計について、法令に基づく基準、設計の考え方（社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方）及び設計のポイント（設計を進める上での実務上の主要なポイント）を示した上で、設計標準（整備内容及びその具体的な実現方法）、改善・改修のポイント、標準図、写真等を示している。

実際の設計においては、地域性や用途・規模等を考慮し、さらに建物を利用することが想定される高齢者、障害者等の意見を把握した上で、本章やその他の章を活用し、ニーズや利用実態に合った設計をするよう努められたい。

なお本章では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯している等の理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

2.3 建築物の出入口

◆基準◆
 <建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<移動等円滑化経路> (第18条 第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (燃料塔又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)
<同上>	①幅は80cm以上であるか
出入口 (第二号)	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般>出入口 (第2条)	①出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	-
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	-
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	

◆設計の考え方◆

- ・建築物の出入口の設計においては、建築物の主要な出入口から案内所等や案内表示に至るまでの経路を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・あわせて、施設内の室配置等を、高齢者、障害者等にわかりやすく案内し、誘導する配慮が求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の方法、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・施設管理者には、高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や支援を必要とした場合に対応できるように、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。

◆設計のポイント◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・建築物の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、戸の前後には高低差を設けない。
- ・傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性等の観点から、計画段階で1分に検討を行う。
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・建築物の出入口付近には、案内所、又は案内設備を設け、建築物の出入口から案内所、又は案内設備まで視覚障害者を誘導する。
- ・案内所や案内設備の手前では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

法令に基づく基準

社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方

設計を進める上での実務上の主要なポイント

- 2-36 -

2. 3 建築物の出入口

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の有効幅員は、120cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140度角以上の水平なスペースを設ける。
- ・風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機するスペースが、十分確保できるものとする。
- ・主要な経路上の出入口には、階段又は段を設けない。
(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く。)

留意点：有効幅員

- ・ドアの厚みや取っ手の引き残し・飛び出しを考慮し、出入口に必要な有効幅員が確保できるよう、十分に配慮する。

留意点：段

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、段を設けないよう注意する。
- ・雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路を設ける。

(2) 戸の形式

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の出入口に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。
- ・戸に設ける窓は、立位の利用者のほか、車いす使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
- ・手動式引き戸及び開き戸については、2. 8 利用居室の出入口の設計標準(2)を参照。

留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

① 自動式引き戸

- ・開閉速度は、開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。
- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行については、支障なく作動するものとする。
- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないよう、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全装置(安全センサー)を設置する。
- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

留意点：自動式引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないよう、設置にあたっては十分配慮する。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

- ・第2章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等にヒアリングを行い、様々な知見を得ることができた。
- ・その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。
- ・これらは、留意点として掲載した。

2. 1 敷地内の通路

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 敷地内の 通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)		
(2)前後の通路と識別しやすいものか		
<移動等 円滑化経路> (第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
<同上> 敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
(2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)		
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 敷地内の 通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの ¹ は適用除外		

¹車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した設計においては、様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動、利用できることが基本となる。
- ・そのため、敷地内の通路の設計においては、道路や駐車場から建築物の出入口等までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・また路面が濡れている状態の利用等も想定され、高齢者、障害者等の安全性確保への配慮が重要となる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障害者等の通路を別に設ける場合は、他の利用者と著しく異なる経路としない。
- ・高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、原則として歩行者と車の動線を分離する。
- ・主要な経路上の敷地内の通路（道等（地形の特殊性により困難な場合は、車寄せ）及び、車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路）には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・同一敷地内にある、利用居室を有する建築物の出入口間の敷地内の通路も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう計画する。
- ・傾斜路を設ける場合は、主要な経路上の通路に併設して設け、最短経路を確保する。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が安全に昇降することができる幅員や形状とする。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者や視覚障害者等の落下防止等に配慮した形状とする。
- ・道等から建築物の出入口や案内所、案内設備に至る経路まで、視覚障害者を誘導する。
- ・段や傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・高齢者、障害者等が、段や傾斜路の存在を容易に識別できるようにする。
- ・通路及び傾斜路の路面の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準

（1）通路の有効幅員、空間の確保等

① 通路

- ・主要な経路上の通路の幅は、120cm以上とする。
- ・主要な経路上の通路には、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。
- ・通路の幅は、段がある部分及び傾斜路を除き、180cm以上とすることが望ましい。（※1）
 - ※1 以下の場合を除く。
 - ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）
- ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・主要な経路以外の通路に段を設ける場合にも、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けることが望ましい。
- ・段には、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない。

- ・段の幅は、140cm以上とすることが望ましい。（手すりが設けられた場合は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。）
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。
- ・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。
- ・モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車いす使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 3 B. 1 段差解消機を参照。

② 傾斜路

- ・主要な経路上の傾斜路の幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とする。
- ・傾斜路の幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。（※2）

※2 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

- ・主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとし、高さが16cm以下のものでは、1/8を超えないものとする。
- ・傾斜路の勾配は、1/15を超えないものとするが望ましい。（※3）

※3 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

- ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。
- ・主要な経路以外の傾斜路でも、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることが望ましい。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。
- ・長くゆるやかに続く傾斜路の場合は、傾斜路の距離、勾配を、傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
- ・義足使用者や片まひ者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の手すり付の段を併設することが望ましい。

留意点：安全のために

- ・視覚障害者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐため、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。
- ・車止め（ポラード）*は、視覚障害者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
- ・やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。

*車止め（ポラード）とは、歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する高さ50～90cm程度の柱のことをいう。

留意点：勾配

- ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配は、1/12以下である。
- ・1/12の勾配は国際シンボルマークの設置基準である。
- ・1/10の勾配では、自力で通過するのは困難である。

2. 1 敷地内の通路

(2) 戸の形式

- ・主要な経路上の通路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の通路に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 (※5)

※5 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分 (ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。)

(3) 部品・設備等

① 手すり

- ・段がある部分には手すりを設ける。
- ・段がある部分の両側に、手すりを設けることが望ましい。
- ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・手すりは、踊場も含め連続して設けることが望ましい。
- ・手すりは、耐久性のある材料とする。
- ・傾斜路の上端・下端では、手すりは水平に45cm以上、延長することが望ましい。
- ・手すりについては、2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

② 傾斜路の立上り、側壁等

- ・杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。

③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。 (※6)

※6 以下の場合を除く。

- ・自動車駐車施設
- ・建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等

- ・歩道と敷地内の通路の視覚障害者誘導用ブロック等は連続させることが望ましい。

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路上の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。

(※7)

※7 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

- ・視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。
- ・音声による案内・誘導については、2. 1 3 I. 1 情報伝達設備(1)を参照。

④ 照明

- ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

⑤ 屋根、庇

- ・通路や傾斜路の凍結や積雪を防止するため、積雪寒冷地では、融雪装置や上屋を設けることが望ましい。

(4) 仕上げ等

① 路面の仕上げ

- ・通路の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・通路の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- ・傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

② 溝蓋

- ・通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない。
- ・杖先や車いすのキャスター等が落ちないよう、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする。

③ 段、傾斜路の識別性

- ・段がある部分は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ・段を容易に識別できるものとするため、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。
- ・傾斜路は、その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

留意点：音声等による案内設備（インターホン）への誘導方法

- ・インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声による案内・誘導が考えられるが、設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。

留意点：照明

- ・夜間の弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画とし、わかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備する。
- ・夜間でも建物名称表示等がわかりやすいよう、照明等に配慮する。

留意点：仕上げと施工

- ・車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける必要がある。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や管理を行う。
- ・仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行のしやすさに配慮する。

留意点：輝度と輝度比

- ・輝度 (cd/m²) とは、ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により、測定することができる。
- ・輝度比＝当該部分の輝度 (cd/m²) / 周辺部分の輝度 (輝度が大きい方で除算するので、当該部分と周辺部分を逆として算出する場合もある。)

(5) 案内表示

① 案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。)
- ・案内板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示 (1) を参照。

② 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)
- ・点字・音声等による案内板については、2. 1 3 G. 1 案内表示 (2) を参照。

2. 1. 2 改善・改修のポイント

敷地内の通路の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に留意する。

(1) 通路の有効幅員、空間の確保等

- ・道等と敷地境界の段を解消する。
- ・敷地内の通路の段を解消する。
- ・傾斜路で段を解消できない場合は、段差解消用の昇降機を設ける。

(2) 部品・設備等

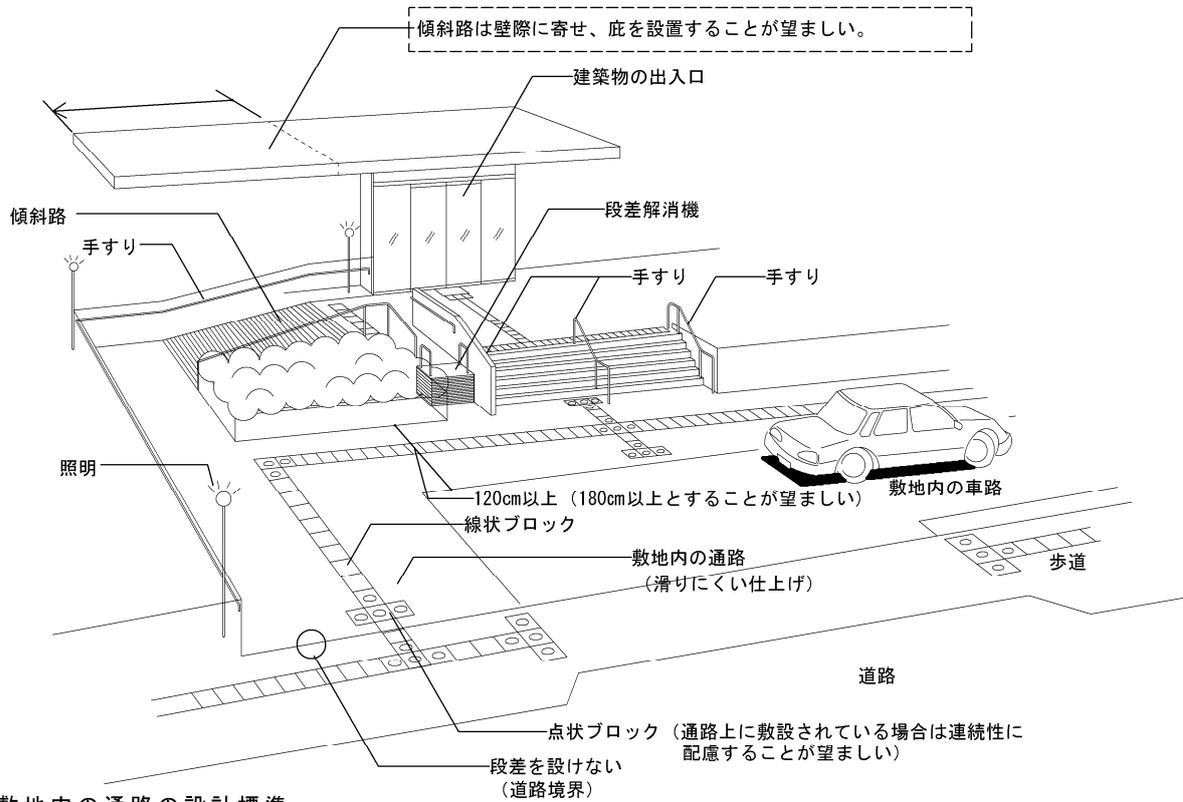
- ・傾斜路の側壁については、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 (3) ②を参照。

(3) 仕上げ等

- ・路面の仕上げについては、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準 (4) ①を参照。

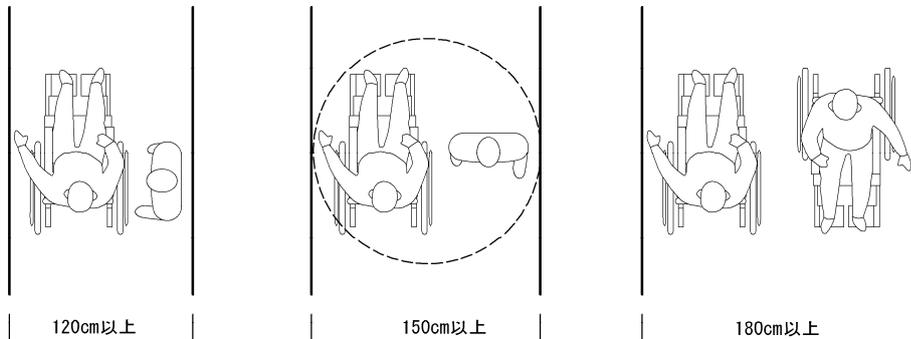
敷地内の通路 1

● 建築物の出入口と地盤面間に高低差を設けざるを得ない場合



● 敷地内の通路の設計標準

○ 敷地内の通路の有効幅員

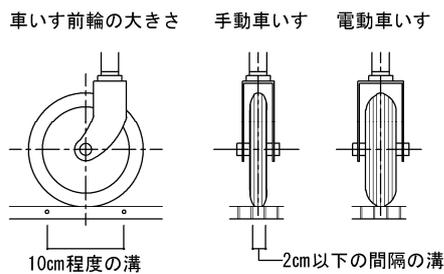


a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

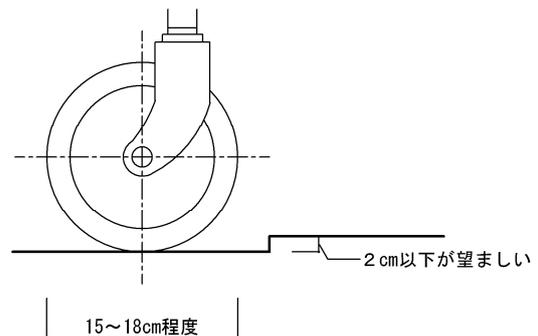
b. 人と車いす使用者がすれ違える寸法
車いす使用者が回転(360°)できる寸法

c. 車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

○ 車いすの前輪が落下しない配慮

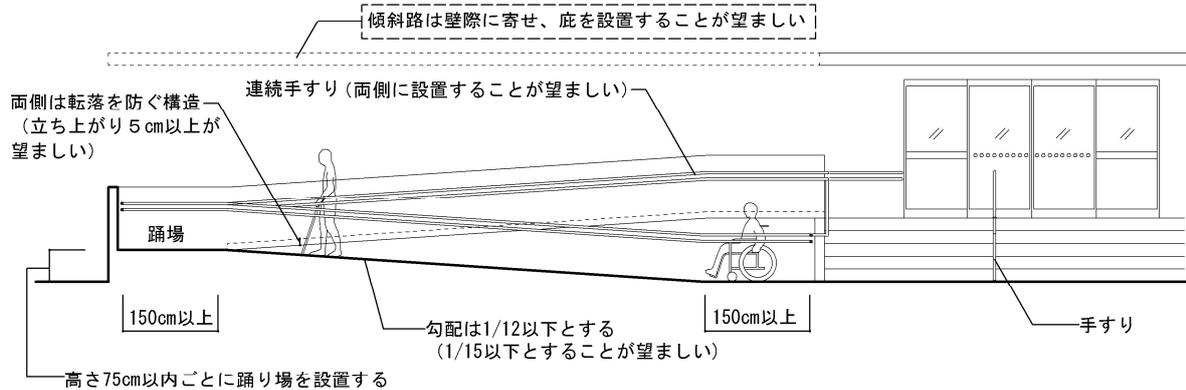
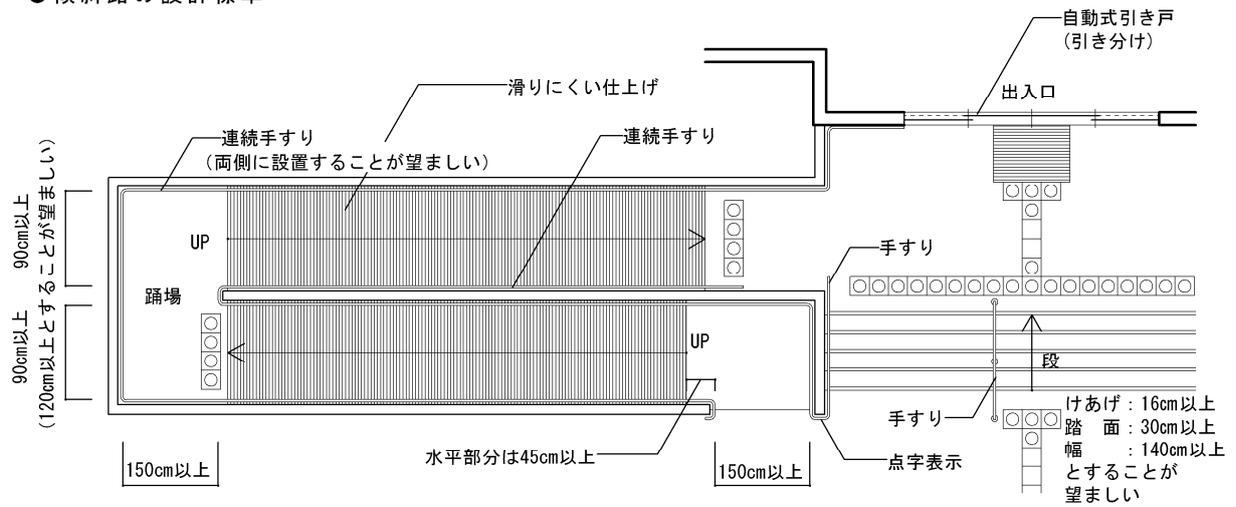


○ 段差の解消

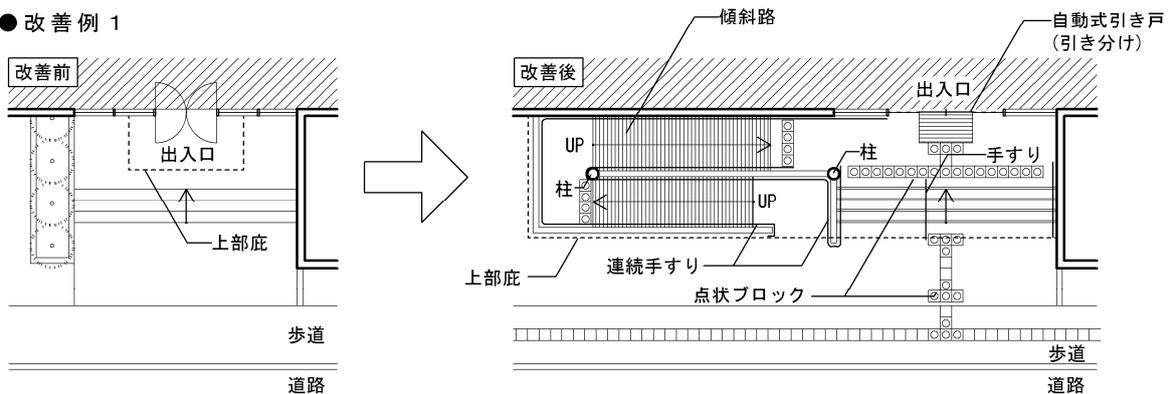


敷地内の通路 2

● 傾斜路の設計標準



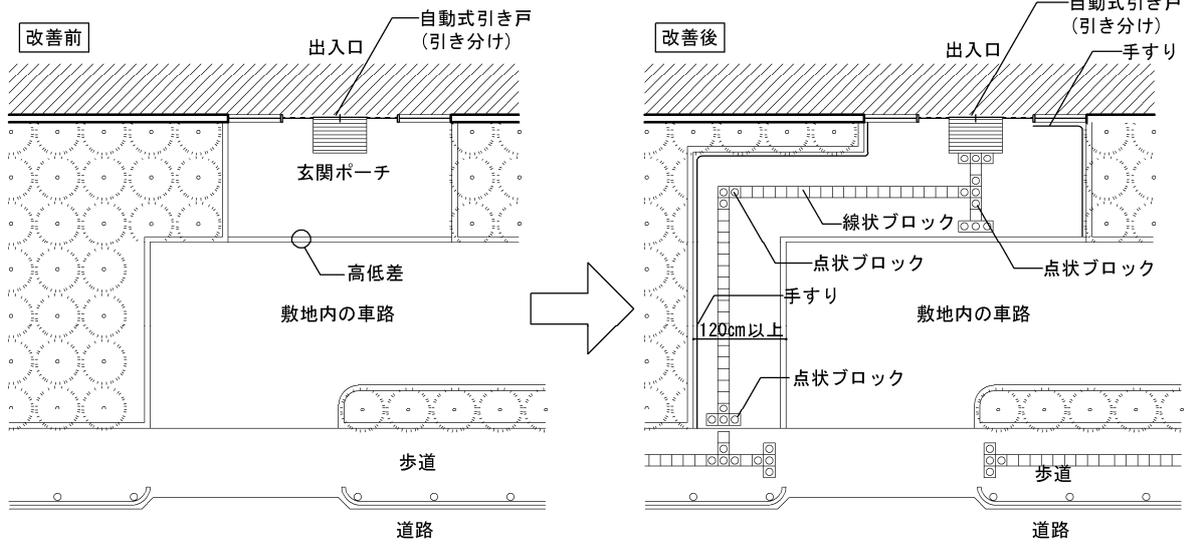
● 改善例 1



- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・ 出入口が開き戸の場合

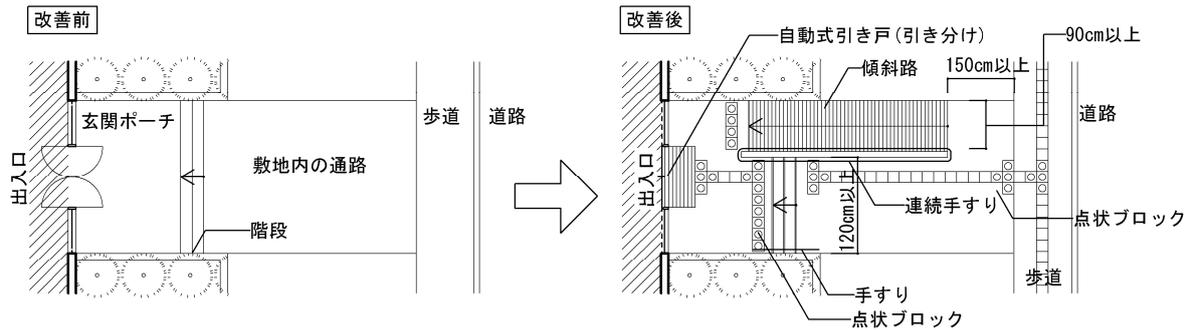
- ・ 傾斜路を設ける
- ・ 階段の上端部に点状ブロックを敷設する
- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 手すりを設置する
- ・ 玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する

敷地内の通路 3



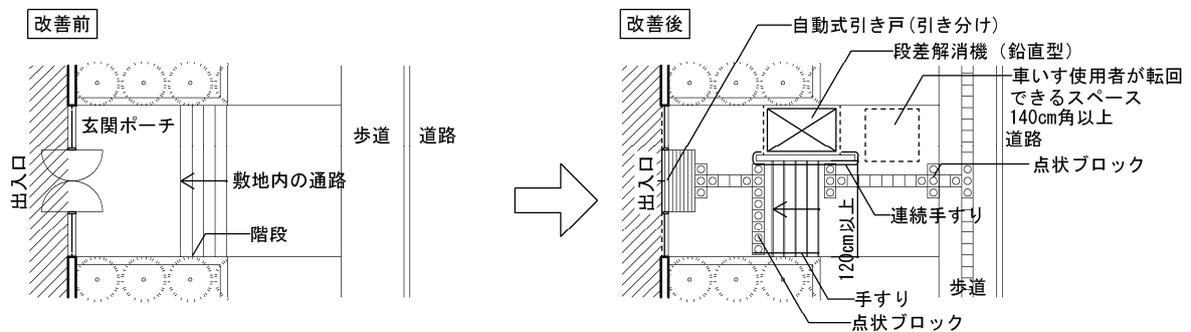
- ・玄関ポーチに段差がある場合
- ・敷地内の通路がなく高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・敷地内の通路を新設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・玄関ポーチまで連続する手すりを設置する



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・傾斜路を設置する (勾配は1/15以下が望ましい)
- ・階段及び傾斜路に連続手すりを設置する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・敷地内の通路が狭く傾斜路が設置できない場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・段差解消機 (鉛直型) を設置する
- ・階段に連続手すりを設置する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

2. 1. 3 設計例



- ・敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設（床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。）



- ・建物の出入口手前の、インターホンが設けられた案内板（視覚障害者誘導用ブロックの敷設はここまで。）

2. 1. 4 ソフト面の工夫

（1）人的な対応

- ・高齢者、障害者等が建築物をより円滑に利用するためには、建築的対応や設備に留まらず、常時来客に対応できる従業員等（案内係・受付係・ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

（2）障害物等

- ・敷地内の通路上に、不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階において、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないようにすることが望ましい。

道路と敷地の境界をいかに整備するか ―視覚障害者誘導用ブロックの敷設― 交通バリアフリー法基本構想に基づく特定経路における連続誘導 (視覚障害者誘導用ブロックの敷設)の事例(江東区)

江東区においては、2005(平成17)年度より交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に着手し、2006(平成18)年度には基本構想に基づく特定事業計画の検討を進めた。

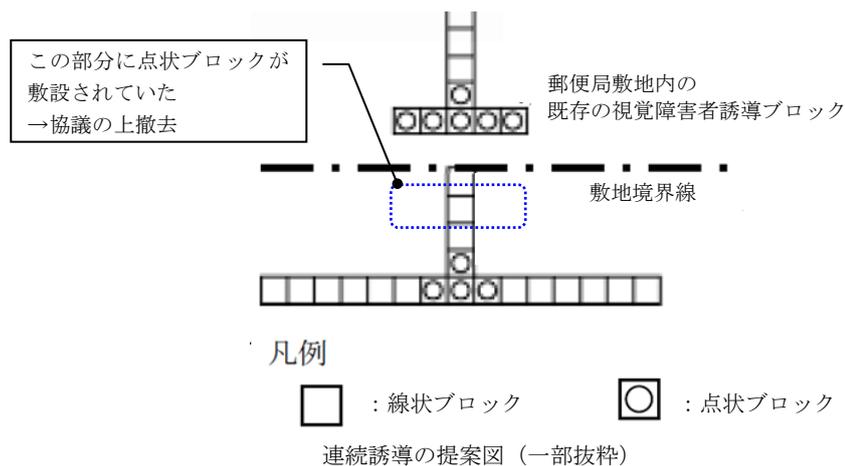
基本構想において特定経路として設定されていた永代通りについては、特定経路の整備方針として、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設した連続誘導を行うこととされていた。

東陽町駅改良工事に伴う道路復旧工事中という機会を捉え、視覚障害者等を含めた現地点検等のワークショップを開催し、放置自転車等の障害物を避けた最も歩きやすい連続敷設の位置(歩道中央ではなく建物側から1.5m離れた位置とした)、交差点部分の敷設方法、バス停、駅出入口、建物への連続的な案内方法等を検討し、ワークショップの成果として連続敷設の案を作成して、工事へと反映させた。

駅周辺では、駅出入口、バス停、タクシー乗降場等、様々な場所への誘導をしなくてはならず、交差点も多いことから視覚障害者誘導用ブロックの敷設は複雑になりやすい。そのなかで施設内に音声標識誘導システムが設置されていた郵便局には、連続誘導をすべきと整理された。

敷設途中に現場確認を行ったところ、郵便局との敷地境界に歩道側での警告ブロック(点状ブロック)が敷設され、警告ブロックが二重敷設となっており、協議の上、その警告ブロックは撤去することとした。(図参照)

建築敷地と歩道とのどちらに先に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているかは、その現場の状況によるが、関係者間の連携によって、安全を確保した効率的でわかりやすい敷設が求められる。



整備前：ワークショップの様子



整備後：郵便局への連続誘導



2. 2 駐車場

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
＜一般＞ 駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)
	(1)幅は350cm以上であるか
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
＜一般＞ 駐車場 (第12条)	①駐車台数が200以下の場合には駐車台数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか
	(1)幅は350cm以上であるか
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えており、高齢者、障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、建築物を設計する際には、駐車場の安全性確保や利用のしやすさへの配慮が求められる。
- ・駐車場の設計においては、車いす使用者のための駐車施設等を設け、高齢者、障害者等にわかりやすく案内する配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模等に応じた台数の車いす使用者用駐車施設を設ける。
- ・車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者が安全に車から乗降するために十分な広さを確保する。
- ・建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車いす使用者のみではないことに配慮し、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等のための駐車施設を別途、設ける。
- ・駐車場には、車いす使用者用駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不正利用を防止するための表示板等を設ける。

2. 2. 1 駐車場の設計標準

(1) 設置数、配置

- ・ 駐車場には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設ける。
- ・ 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることが望ましい。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- ・ 車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。
- ・ 敷地内の通路については、2. 1 敷地内の通路を参照。
- ・ 施設規模・用途等を考慮した上で、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある利用者のために、一般の駐車施設と同じ幅、奥行きを駐車施設を設ける。

留意点：設置位置

- ・ 車いす使用者用駐車施設に、車路を横断しないで行くことができるようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。
- ・ 屋内駐車場の場合、車いす使用者用駐車施設は、エレベーターホールの出入口付近に設ける。また、車いす使用者用駐車施設の他に、安全に乗降できるように、車寄せを設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用駐車施設の幅、空間の確保等

- ・ 幅は、350cm以上とする。
- ・ 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・ リフト付車両等、車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。
- ・ 水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とする。
- ・ 乗降用スペースの表面は、斜線で塗装する。

留意点：乗降用スペース

- ・ 車いす使用者用駐車場の乗降用スペースは、左右両方に設けることがより望ましい。車いす使用者用駐車施設を隣接して複数設けると、左右どちらからでも乗降できるようになる。
- ・ 車いす用リフト付き車両（バンタイプ）では、後部ドアの開閉が通常であり、幅員と共に奥行きについて配慮する必要がある。施設用途に応じたスペースの確保が望ましい。

(3) 部品・設備等

① 発券機、精算機等

- ・ 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。

留意点：発券所等

- ・ 発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。
- ・ 発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。

② 屋根、庇

- ・ 車いす使用者の雨天時の乗降時に困難が生じないよう、自動車・車いす間の乗降や車いすによる乗降を想定しているスペースの上には、屋根又は庇を設けることが望ましい。
- ・ 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

留意点：リフト付き車両の高さ

- ・ 一般的なリフト付き車両の高さは、230cm程度である。

(4) 案内表示

① 駐車場の案内表示

- ・駐車場の付近には、駐車場があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・駐車場の進入口には、車いす利用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。
- ・駐車場の進入口より車いす利用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。
- ・表示板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示（1）を参照。

② 車いす利用者用駐車施設等である旨の表示

- ・車いす利用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車いす利用者用駐車施設である旨を表示する。
- ・国際シンボルマークの意味、及び使用法については4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用を参照。
- ・上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設けた場合には、これをわかりやすく表示する。
- ・表示板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示（1）を参照。

留意点：車いす利用者等用である旨の表示

- ・車いす利用者用駐車施設や、上・下肢障害者、妊婦、けが人、及び乳幼児連れ利用者等が利用できる駐車施設等に、障害のない人の自動車が増え、車いす利用者等の乗った自動車が駐車できないため、専用である旨の表示をする必要がある。
- ・車いす利用者にわかりやすくするため、また不適正利用を防止するために、表示板（標識）は目立つものとする。
- ・一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望ましい。
- ・パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）及びホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>）を参照。

留意点：駐車場適正利用の取り組み

- ・車いす利用者用駐車施設等の適正利用に向け、多くの地方公共団体で導入されている制度として「パーキング・パーミット制度」や、車いす利用者用駐車施設の路面を青色塗装する方法がある。
- ・また商業施設・病院等では、車いす利用者用駐車施設等の出入口に専用ゲートを設け、利用者登録制を導入し、利用対象者以外の利用防止に努めている例がある。

2. 2. 2 改善・改修のポイント

- ・駐車場の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 2. 1 駐車場の設計標準に基づき、改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。
- ・建築物の出入口に近い位置に、車いす利用者用駐車施設を設け、これをわかりやすく表示する。
- ・施設規模・用途を考慮した上で、車いす利用者用駐車施設に準ずる位置に、上肢・下肢障害者、妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設け、これをわかりやすく表示する。
- ・車いす利用者用駐車施設から建築物の出入口に至る経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

パーキング・パーミット制度の事例 佐賀県（2006（平成18）年7月より）

① 背景

多くの人が利用する店舗等の施設には、身体に障害のある方のための駐車場がつけられるようになったが、この駐車スペースを本当に必要とする人のために確保しておく統一ルールがなかった。障害のある方々からは、障害のない人が車をとめているため、利用できないとの声が多く寄せられていた。



車いす使用者用駐車施設等の例

② 制度の概要

本制度は、真に必要とする人に身障者用駐車場を確保するため、県が県内共通の利用証を交付することで、利用できる対象を明らかにし、駐車スペースの確保を図るものである。

i) 対象者は、以下の通り。

- ・身体に障害のある方で歩行が困難な方（駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる）
- ・一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦の方）
- ・高齢者で歩行が困難な方（介護認定対象者に準ずる）
- ・難病等により歩行が困難な方

ii) 有効期間は以下の通り

- ・身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方
 - … 5年（更新）
- ・一時的に歩行が困難な方…………… 1年未満に必要な期間
- ・けがをされている方…………… 車いす・杖等の使用期間
- ・妊産婦の方…………… 妊娠7か月～産後3か月



車内に利用証を掲示している例

iii) パーキング・パーミットに協力している施設の種類の

- ・商業施設、飲食店、医療・福祉施設、金融機関、官公庁・公共施設、観光施設・宿泊施設、スポーツ施設・公園等、身障者用駐車場を有する施設

③ パーキング・パーミット制度の導入自治体

（2016（平成28）年度）

パーキング・パーミット制度は、現在34府県2市で実施されている。また、制度実施自治体間による利用証の相互利用も可能となっている。（埼玉県久喜市を除く）

エリア名	都道府県	市町村
北海道・東北	岩手県、山形県、福島県	—
関東	茨城県、栃木県、群馬県	埼玉県川口市 埼玉県久喜市
甲信越・北陸	新潟県、石川県、福井県、山梨県	—
東海	静岡県、三重県	—
近畿	京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、大阪府	—
中国・四国	島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県	—
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	—

表の出典：佐賀県HP

利用証



有効期間：5年間 有効期間：1年未満
発行している利用証（2種類）

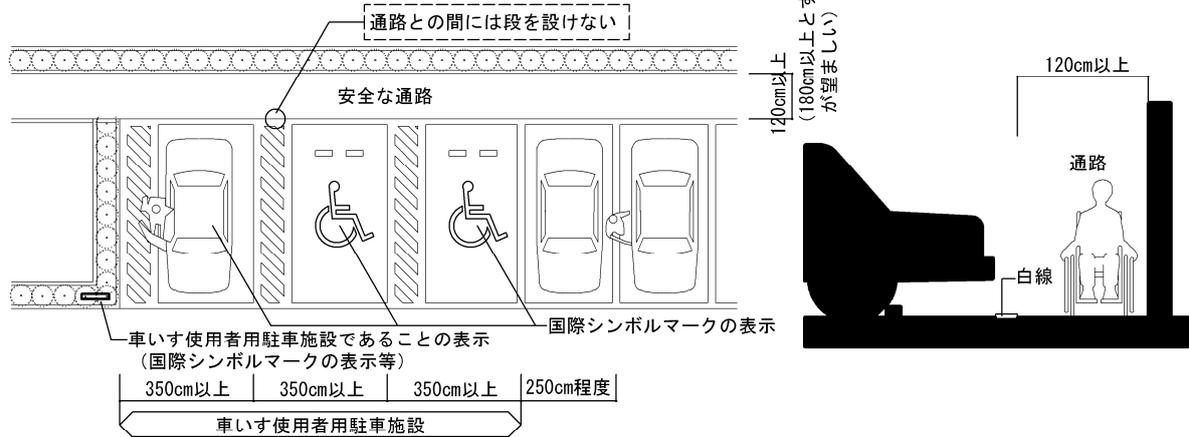


駐車場に掲げる案内表示

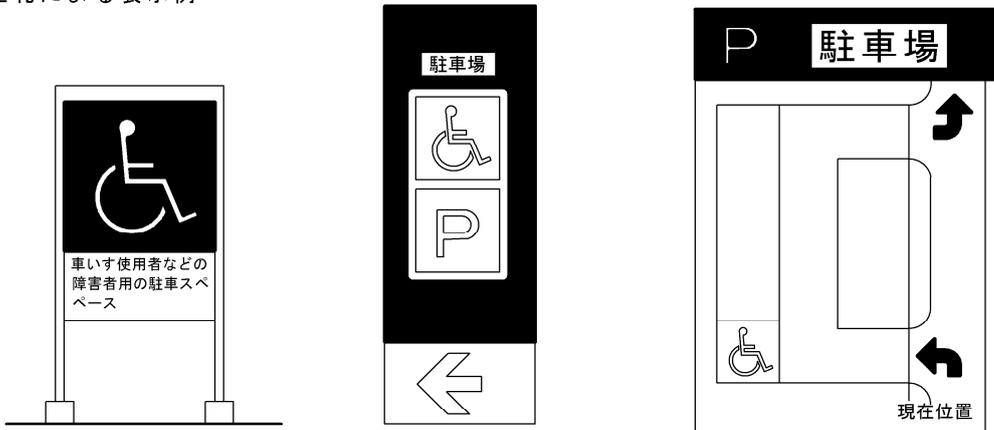
2. 2 駐車場

駐車場

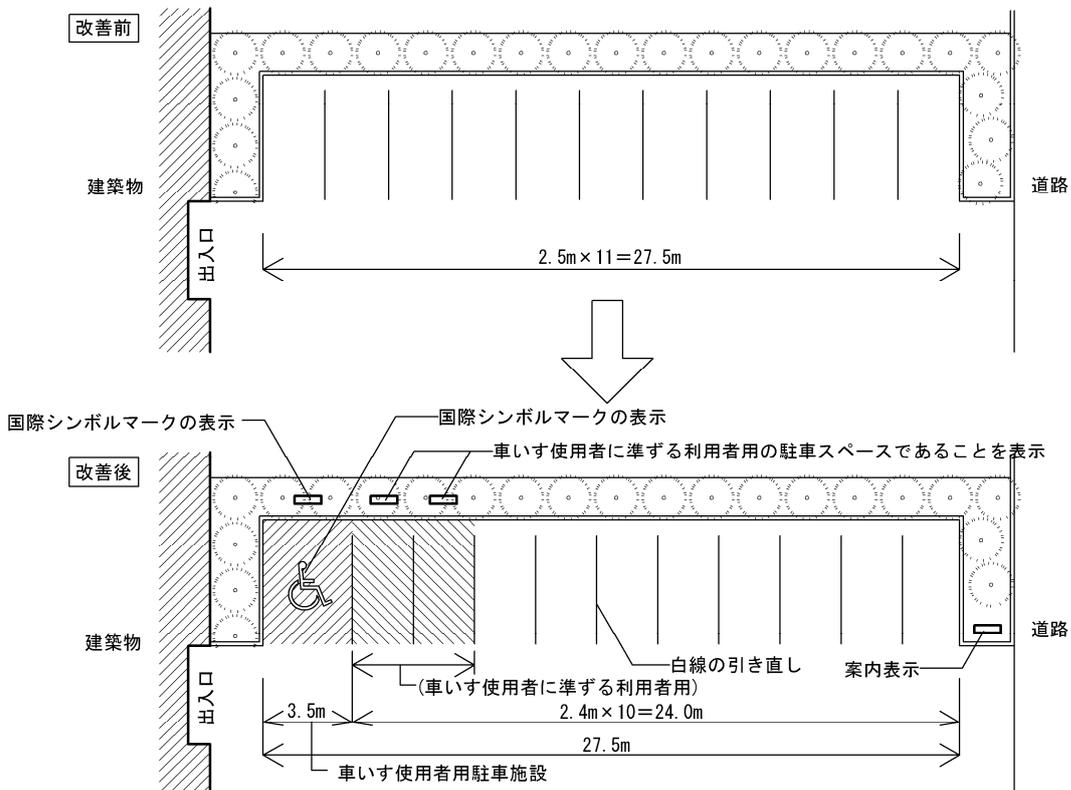
● 駐車場の設計標準



○ 立札による表示例



● 改善例



2. 2. 3 設計例



- ・エレベーターホール前に設けられた車いす使用者用駐車施設



- ・エントランスポーチの脇に設けられた車いす使用者用駐車施設
(ポーチまでスロープを設けている。)



- ・不適正利用の抑止を図るため、青色の地に白色のマークを塗装した車いす使用者用駐車施設

2. 3 建築物の出入口

◆基準◆

<建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<移動等 円滑化経路> (第18条 第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
	<同上>	①幅は80cm以上であるか
<出入口 (第二号)>	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	

◆設計の考え方◆

- ・建築物の出入口の設計においては、建築物の主要な出入口から案内所等や案内表示に至るまでの経路を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・あわせて、施設内の室配置等を、高齢者、障害者等にわかりやすく案内し、誘導する配慮が求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の方法、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・施設管理者には、高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や支援を必要とした場合に対応できるよう、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。

◆設計のポイント◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・建築物の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、戸の前後には高低差を設けない。
- ・傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性等の観点から、計画段階で十分に検討を行う。
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・建築物の出入口付近には、案内所、又は案内設備を設け、建築物の出入口から案内所、又は案内設備まで視覚障害者を誘導する。
- ・案内所や案内設備の手前では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の有効幅員は、120cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機するスペースが、十分確保できるものとする。
- ・主要な経路上の出入口には、階段又は段を設けない。
(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

留意点：有効幅員

- ・ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員が確保できるよう、十分に配慮する。

留意点：段

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、段を設けないよう注意する。
- ・雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路等を設ける。

(2) 戸の形式

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の出入口に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするが望ましい。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするが望ましい。
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。
- ・戸に設ける窓は、立位の利用者のほか、車いす使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
- ・手動式引き戸及び開き戸については、2. 8 利用居室の出入口の設計標準(2)を参照。

留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

① 自動式引き戸

- ・開閉速度は、開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。
- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行時に、支障なく作動するものとする。
- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないよう、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全装置(安全センサー)を設置する。
- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

留意点：自動式引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置にあたっては十分配慮する。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

2. 3 建築物の出入口

② 回転戸

- ・主要な経路上の出入口に、回転戸を使用することは避ける。
- ・回転戸を設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設する。

留意点：回転戸

- ・回転戸は、高齢者、障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主要な出入口には設けないことが望ましい。
- ・高齢者、障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

(3) 部品・設備等

① 受付カウンター、インターホン等

- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所（受付カウンター）や音声による案内設備（インターホン等）を設ける。
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設ける。
- ・カウンターについては、2. 1 3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

② 玄関マット

- ・玄関マットは埋め込み式とし、車いすで動きにくいハケ状のものは使用しないことが望ましい。
- ・杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定する。
- ・玄関マットと視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する。

③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（※1）

※1 以下の部分、場合を除く。

- ・進行方向を変更する必要がない風除室内
 - ・建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合
- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路では、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。

（※2）

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

- ・風除室内で方向転換する場合は、進行方向がわかりやすくなるよう、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等を行う。
- ・風除室内で方向転換する設計は、避けることが望ましい。
- ・視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を3枚程度、敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

④ 屋根、庇

- ・雨天時の利用や出入口付近での自動車の乗降時に困難が生じないように、建築物の出入口には、屋根又は庇を設けることが望ましい。

留意点：車いすによる乗降等

- ・雨天時の乗降時に、車いす利用者が傘をさすことが難しい場合があるため、屋根、庇の設置が求められる。

⑤ 照明

- ・夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

(4) 仕上げ等

① 床の仕上げ

- ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

② ガラス

- ・衝突時や転倒時の事故防止のため、戸のガラス等には安全ガラス（合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ・衝突の危険があるため、視覚障害者がガラス戸、ガラススクリーンを識別できるよう、無色透明の場合には目の高さの位置に横線を設置する、ガラスに色をつける（高齢者の黄変化した視界では見えにくい青色は避ける。）、又は模様を入れる等に配慮する。
- ・「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いガラスを選択する。

(5) 案内表示、情報伝達設備等

① 案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）
- ・案内板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示（1）を参照。

2. 3 建築物の出入口

② 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）
- ・点字・音声等による案内板については、2. 1 3 G. 1 案内表示（2）を参照。

③ 音声による案内・誘導

- ・視覚障害者の利用に配慮し、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設けることが望ましい。
- ・音声による案内・誘導については、2. 1 3 I. 1 情報伝達設備（1）を参照。

2. 3. 2 改善・改修のポイント

建築物の出入口の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下に配慮して設計する。

（1）出入口の有効幅員

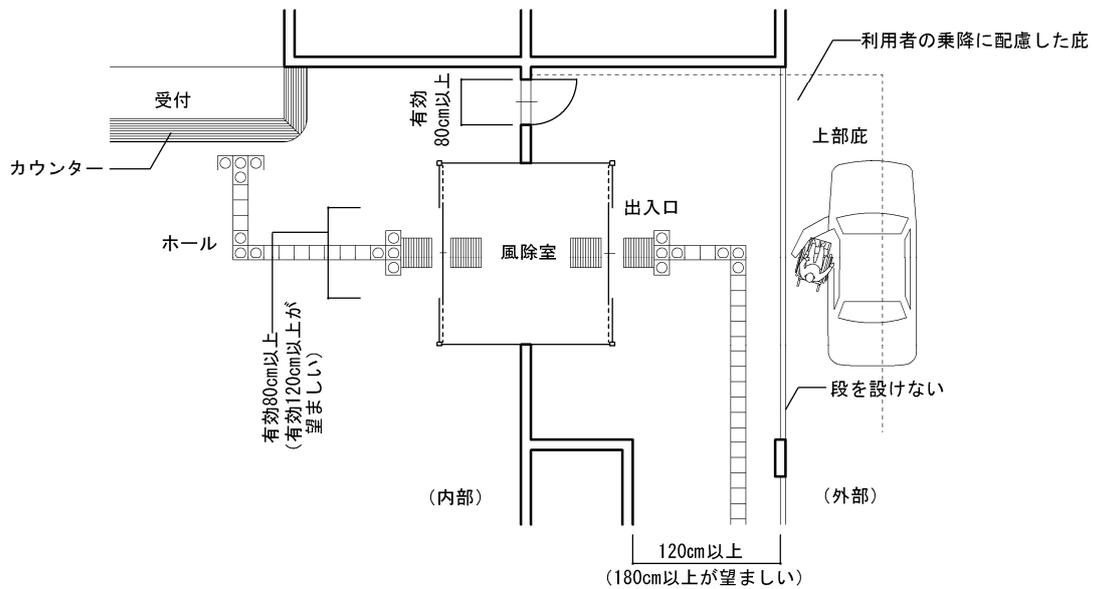
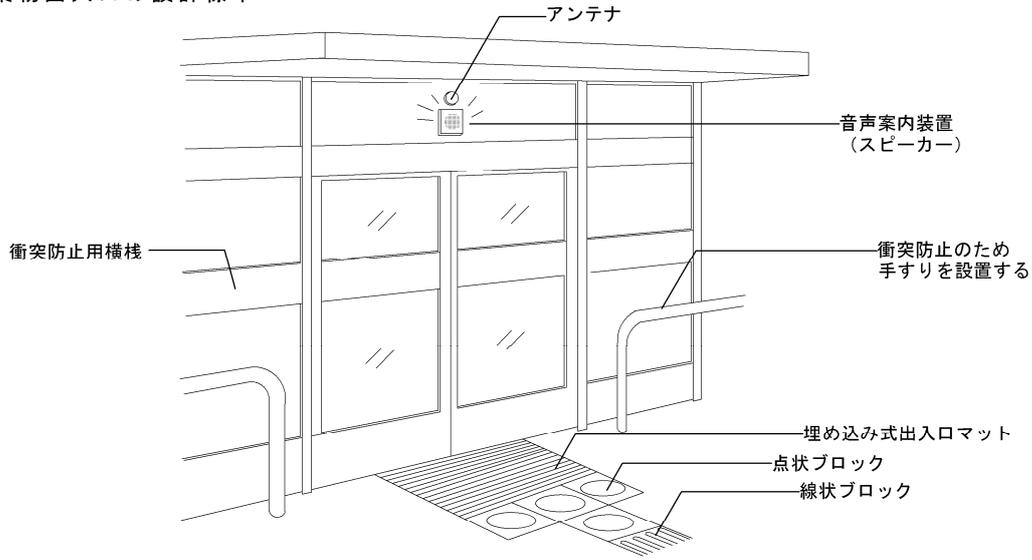
- ・出入口の有効幅員は、80 cm以上とする。

（2）戸の形式

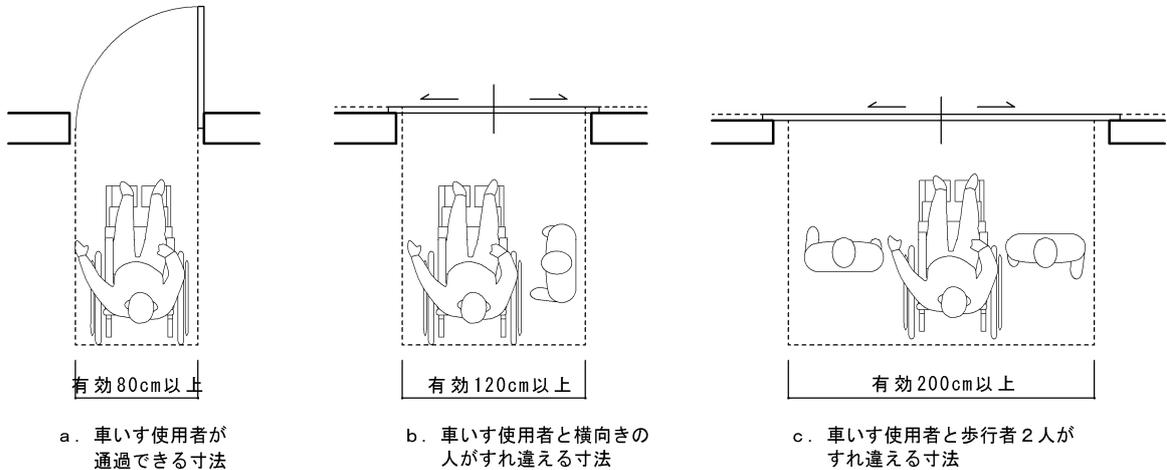
- ・重い開き戸は、高齢者、障害者等、動作に困難のある人にとっては使いにくいいため、自動式引き戸か、手動式引き戸とする。
- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因や、車いす使用者の通行の支障となる戸の前後の高低差を解消する。

建築物の出入口 1

● 建築物出入口の設計標準



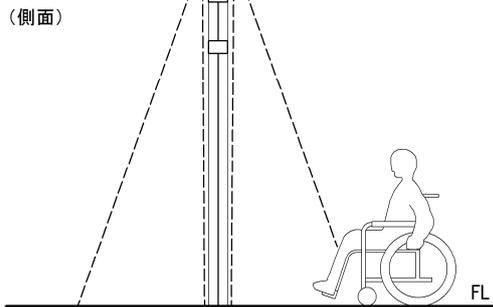
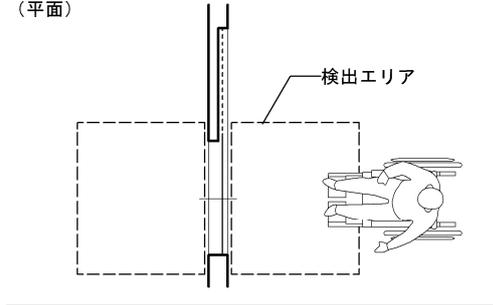
○ 出入口の有効幅員



建築物の出入口 2

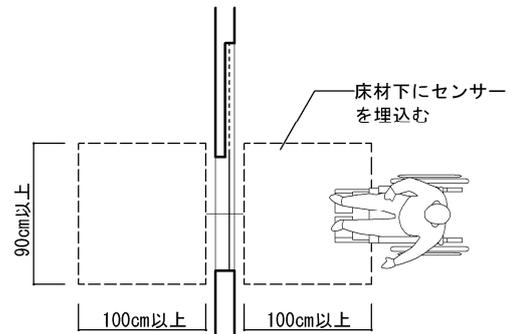
● 玄関廻りの設備・備品

a. 光線式反射スイッチ (平面)

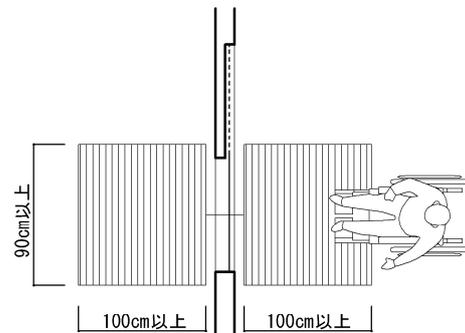


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に使われる

b. 床埋込センサー式スイッチ

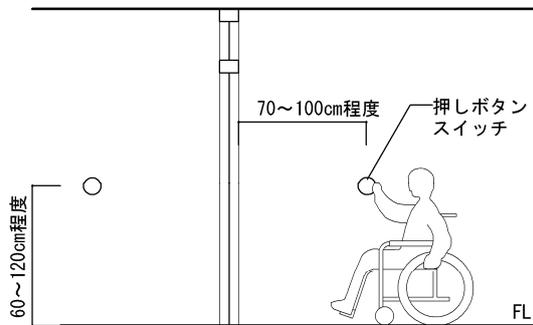


c. マットスイッチ

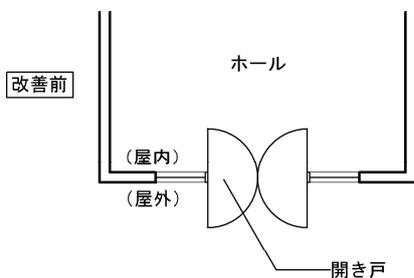


d. 押しボタンスイッチ

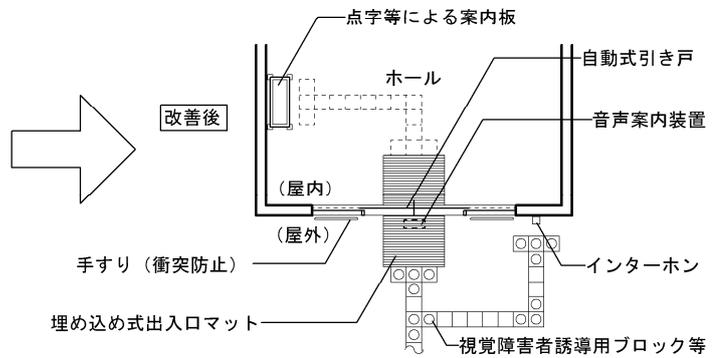
・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



● 改善例 1



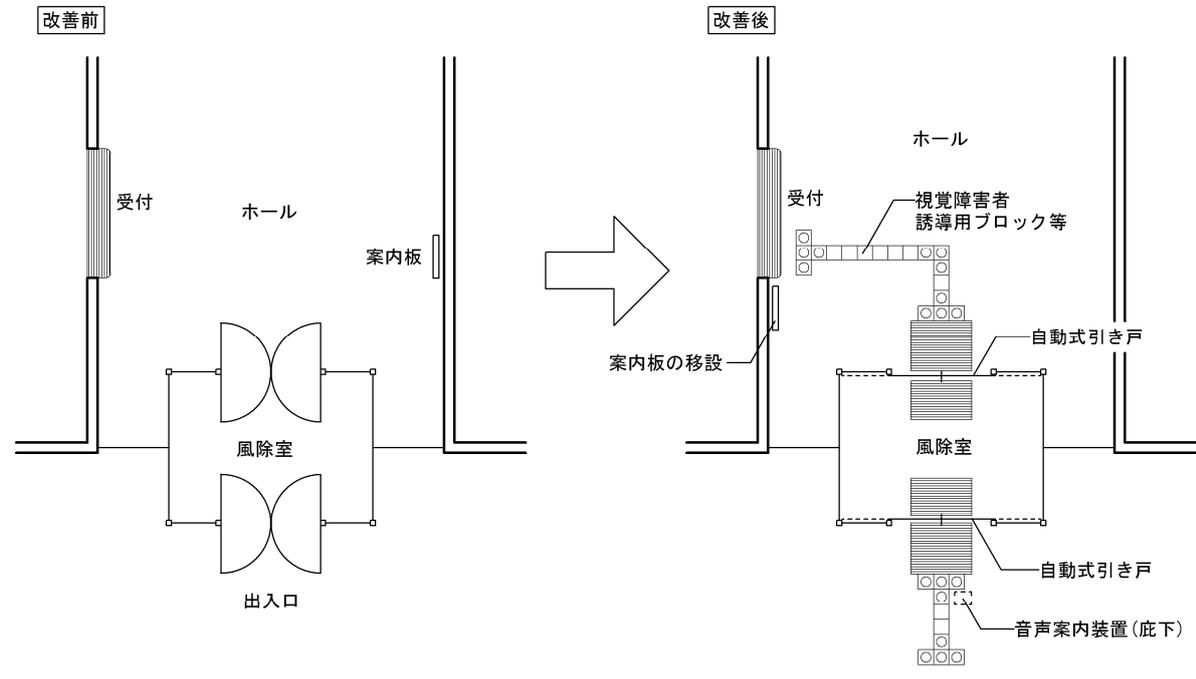
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合



- ・出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・点字等による案内板を設置する
- ・音声案内装置を設置する
- ・衝突防止のための手すりを設置する
- ・ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

建築物の出入口 3

● 改善例 2



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合
- ・ 受付がある場合

- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 音声案内装置を設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

2. 3. 3 設計例



- 自動式引き戸の出入口（視覚障害者誘導用ブロック等は出入口の手前まで敷設）



- 車いす対応（自動式引き戸）の出入口に設けられたインターホン



- 自動式引き戸の出入口（視覚障害者誘導用ブロック等はインターホンの手前まで敷設）



- 出入口に設けられた従業員呼び出しインターホン（手前に点状ブロックを3枚敷設）

2. 3. 4 ソフト面の工夫

（1） 建築物の出入口における人的な対応

- 2. 1. 4 ソフト面の工夫（1）と同様、従業員等の適切な配置を行うことが望ましい。

2. 4 屋内の通路

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか
	②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ¹
<同上> 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く)
	②表面は滑りにくい仕上げであるか
	③前後の廊下等と識別しやすいものか
	④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ²
<移動等 円滑化経路> (第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)
<同上> 廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
<同上> 傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか
	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上)であるか
	②表面は滑りにくい仕上げであるか
	③点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ³
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか
	⑦休憩設備を適切に設けているか
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分 ⁴ については適用除外

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

²告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

³告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

⁴車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分 (告示第1488号)

施設等	チェック項目
<一般> 傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか
	②勾配は1/12以下であるか
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は除く)
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ⁵
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分 ⁴ については適用除外

◆ 設計の考え方 ◆

- ・屋内の通路の設計においては、高齢者、障害者等が迷わず、容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。
- ・そのため、屋内の動線計画をわかりやすいものとする、通路を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにすることへの配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・屋内の動線計画(利用居室と通路等の配置)は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者や視覚障害者等の壁のない側への落下防止等に配慮した形状とする。
- ・壁には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者に注意を喚起する措置を行う。
- ・高齢者、障害者等が、傾斜路の存在を容易に識別できるようにする。
- ・施設用途や利用者特性により、手すり等により高齢者、障害者等を利用居室等まで誘導する。
- ・床の仕上げは、滑りにくいものとする。

2. 4. 1 屋内の通路の設計標準

(1) 通路の有効幅員、空間の確保等

① 廊下

- ・主要な経路上の廊下の幅は、120cm以上とする。
- ・主要な経路上の廊下には50cm以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。
- ・50m以内ごとに設ける転回スペースは、原則として140cm角以上とする。
- ・廊下の幅は、180cm以上とすることが望ましい。50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上とすることが望ましい。(※1)
 ※1 以下の部分を除く。
 - ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分

留意点：主要な通路の設計

- ・回廊型の廊下や複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため、注意を要する。
- ・単純でわかりやすい動線がよい。

⁵告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

- ・主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・主要な経路上の廊下には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・廊下等には突出物を設けないことが望ましい。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- ・廊下等には柱型等の突出物をできるだけ設けない。消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設ける。
- ・床から高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。
- ・バルコニー等の外部への出入口前後には、車いす使用者が方向転回できるよう、水平なスペースを設けることが望ましい。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 3 B. 1 段差解消機を参照。

留意点：避難経路の段

- ・段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって避難経路には段を設けない。

② 傾斜路

- ・主要な経路上の傾斜路の幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とする。
- ・傾斜路の幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。（※2）
- ・主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとする。（高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとするができる。）
- ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。
- ・主要な経路以外でも、傾斜路の勾配は、1/12を超えないことが望ましい。（※2）
- ・主要な経路以外でも、傾斜路の高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることが望ましい。（※2）

※2 以下の部分を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
- ・階段等のみに通ずる傾斜路
（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

(2) 戸の形式

- ・主要な経路上の廊下に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

2. 4 屋内の通路

- ・主要な経路以外の廊下に、戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないことが望ましい。(※3)

※3 以下の部分を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分
- ・側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置(十分なスペース(アルコーブ等)を設ける等)を講ずることが望ましい。
- ・防火戸を設ける場合は、戸の前後に高低差がないものとする。
- ・シャッター式の防火戸を設ける場合は、車いす使用者等の安全性に十分配慮した製品とする。
- ・バルコニー等の外部への出入口の戸は、前後に高低差がないものとするが望ましい。

(3) 部品・設備等

① 手すり

- ・傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・手すりは、踊場も含め連続して設けることが望ましい。
- ・傾斜路の上端・下端では、手すりは水平に45cm以上、延長することが望ましい。
- ・廊下には、必要に応じて手すりを設ける。
- ・廊下に手すりを設ける場合には、連続して設けることが望ましい。柱型の突出部分についても、手すりを設けることが望ましい。
- ・廊下に手すりを設ける場合には、施設用途等を考慮した上で、手すりの端部・曲がり角部分等への現在位置及び誘導情報等の点字表示、利用居室の出入口付近の手すりへの点字表示をすることが望ましい。
- ・点字表示は、はがれにくいものとする。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。
- ・手すりについては、2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

② 休憩用設備

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・車いす使用者の休憩のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮する。

留意点：防火戸を設ける際の配慮事項

- ・防火戸は車いす使用者が通り抜ける有効幅員を確保する。
- ・防火戸を押し開けながら直角に曲がる必要がある設置方法は、車いす使用者が通行できないので避ける。
- ・引き戸の防火戸で、下枠の立ち上がりの無いものは、車いすでの通行に支障がなく有効である。
- ・防火戸の取っ手は、高齢者、障害者等が容易に操作できる形式のものとする。
- ・下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

留意点：休憩用設備等

- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、ベンチ等の休憩用設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な利用者が休憩することや、歩行負担を軽減することができる。

③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する。（※5）

※5 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

- ・施設用途等を考慮した上で、廊下に視覚障害者誘導用ブロック等を連続して敷設する。
- ・廊下に連続して敷設する場合は、主要な経路・動線上の通路に敷設することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

④ 照明

- ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・必要に応じて、足元灯を設ける。

（4）仕上げ等

① 床の仕上げ

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。
- ・傾斜路の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

留意点：カーペット

- ・車いすの操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避ける。

② 壁の仕上げ

- ・利用者同士の衝突の危険を防止するため、また車いす使用者の方向転回を容易にするため、廊下等の屈曲部では、壁の出隅の面取り・隅切り等を行うことが望ましい。
- ・車いす使用者の利用が多い用途の建築物の壁には、車いすフットレストあたりを設けることが望ましい。

③ ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（4）②を参照。

2. 4 屋内の通路

④ 床や壁の識別性の確保

- ・傾斜路は、傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。
- ・床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとするのが望ましい。

(5) 案内表示、情報伝達設備

- ・廊下等の曲がり角ごとのわかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。
- ・利用居室の室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照。
- ・客室の室名表示については、2. 9. 1 客室の設計標準(3)①を参照。
- ・表示板等については、2. 13G. 1 案内表示(1)を参照。
- ・音声による案内・誘導については、2. 13I. 1 情報伝達設備(1)を参照。

(6) 避難設備・施設

- ・避難設備・施設については、2. 12. 1 避難設備・施設の設計標準を参照。

2. 4. 2 改善・改修のポイント

屋内の通路の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 4. 1 屋内の通路の設計標準に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 通路の有効幅員、空間の確保等

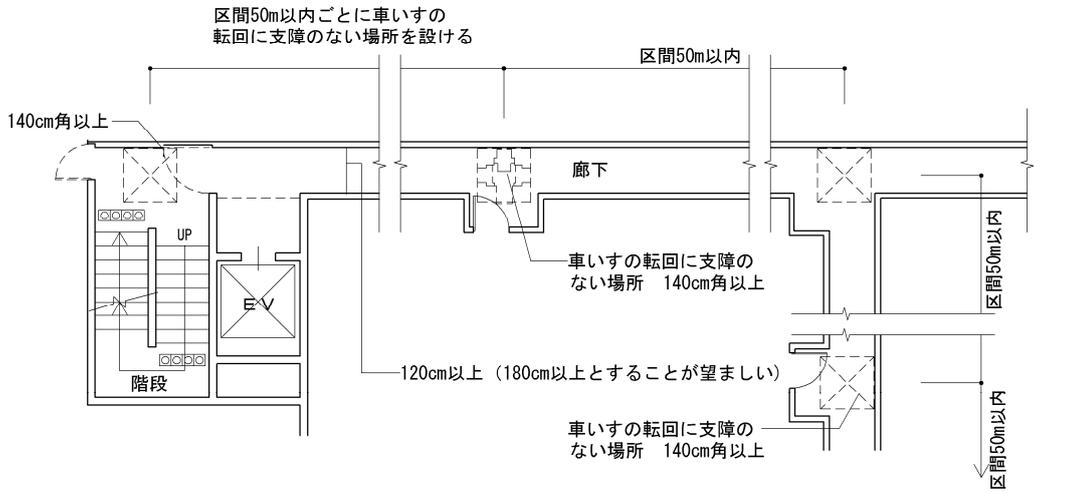
- ・通路に段がある場合は、傾斜路を設置する。
- ・少しでも有効幅員を広げるために、通路に突出している設備・備品を整理する等、ハード面のみならず使用状況等も含めて、改善することが望ましい。

(2) 仕上げ等

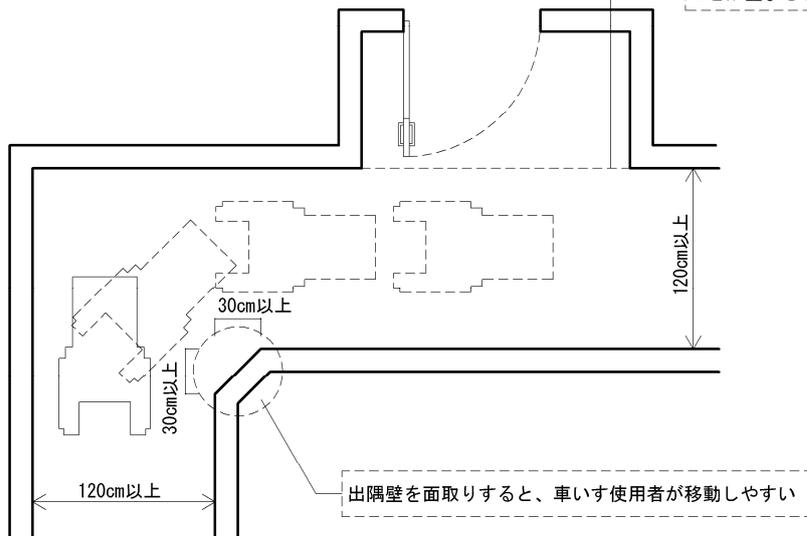
- ・床の凹凸を解消し、平滑な仕上げとする。

屋内の通路 1

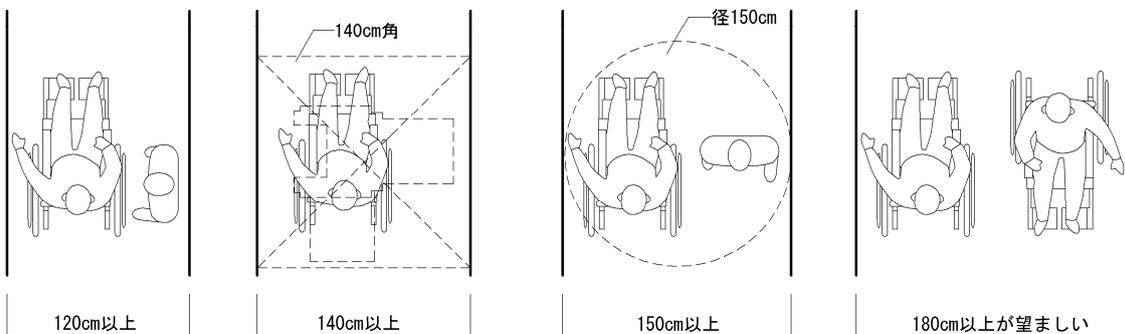
● 屋内の通路の設計標準



外開き戸を設ける場合には、
アルコーブを設置し、戸が
壁面線を越えないようにする
ことが望ましい



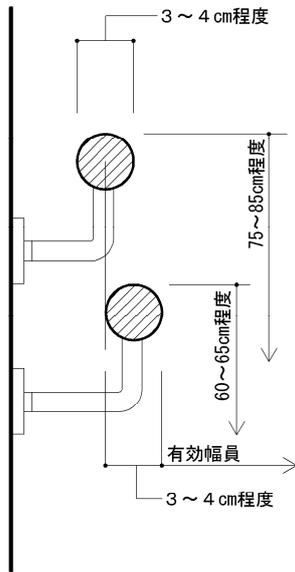
○ 屋内の通路の有効幅員



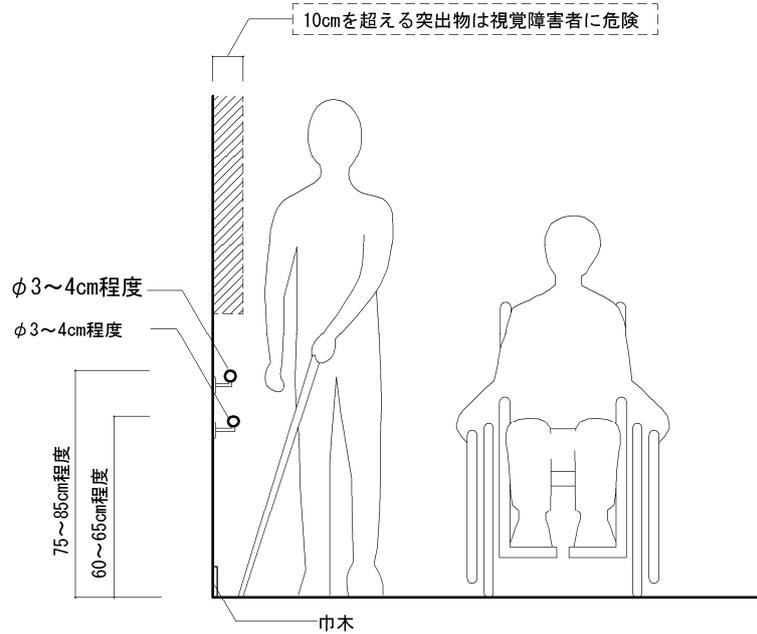
- a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法
- b. 車いす使用者が転回(180°)可能な寸法
- c. 人と車いす使用者がすれ違える寸法
車いす使用者が回転(360°)できる寸法
- d. 車いす使用者同士がすれ違える寸法
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

屋内の通路 2

○手すりと有効幅員

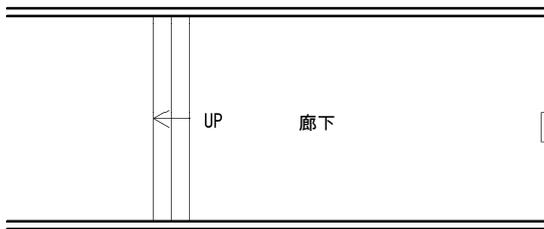


○壁面の配慮例



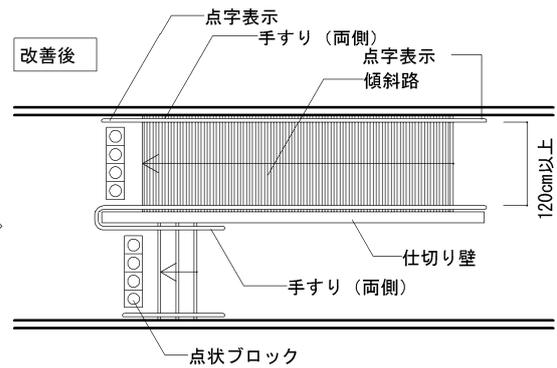
●改善例 1

改善前



- ・廊下に3段程度の段がある場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

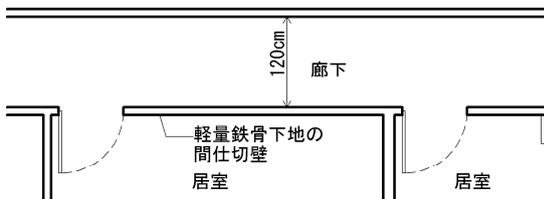
改善後



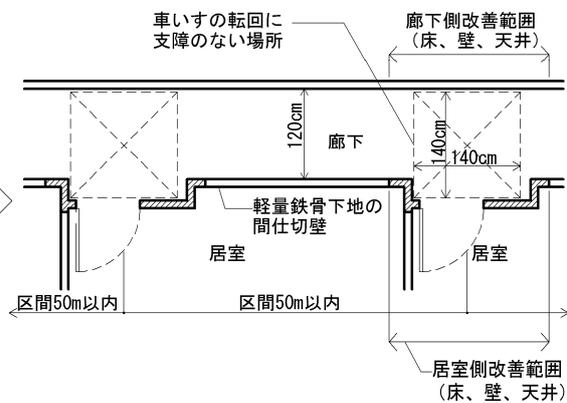
- ・段の一部を残し、傾斜路を併設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・手すりを設置する

●改善例 2

改善前



改善後



2. 4. 3 設計例



- ・医療施設における手すりの連続設置



- ・歩行の障害とならないように、壁に埋め込まれた消火器置場



- ・通行の妨げにならない休憩スペース

2. 4. 4 ソフト面の工夫

(1) 通路に物品を置かない工夫

- ・施設の供用開始後に、通路にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。
- ・有効幅員が確保できなくなったり、手すりや壁による連続誘導が妨げられたりしないように、設備機器・備品等の設置場所を、あらかじめ確保することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、設備・備品が置かれることが想定される壁際を避けて敷設することが望ましい。

2. 5 階段

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)
	②表面は滑りにくい仕上げであるか
	③段は識別しやすいものか
	④段はつまずきにくいものか
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ¹
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)
	②けあげは16cm以下であるか
	③踏面は30cm以上であるか
	④両側に手すりを設けているか(踊場を除く)
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか
	⑥段は識別しやすいものか
	⑦段はつまずきにくいものか
	⑧点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ²
	⑨主な階段を回り階段としていないか

◆ 設計の考え方 ◆

- ・階段は、高齢者、障害者等にとって転落、転倒等の危険の大きな場所であるため、その設計においては、安全性確保への配慮が求められる。
- ・なかでも視覚障害者の転落防止への配慮が重要となる。
- ・また高齢者、障害者等の昇降しやすさへの配慮が求められる。
- ・屋外階段でも日常利用されるものについては、屋内階段と同様の配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等の転落、転倒等を防止するため、主な階段を回り階段としない。
- ・階段の形状等は、階段での転倒等の事故防止に配慮したものとする。
- ・けあげ・踏面寸法は、高齢者、障害者等の昇降しやすいものとする。
- ・階段の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う。
- ・高齢者、障害者等が、階段の存在を容易に識別できるようにする。
- ・踏み面の仕上げは、滑りにくいものとする。

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

²告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

2. 5. 1 階段の設計標準

(1) 有効幅員、空間の確保等

① 階段の形状等

- ・主たる階段は、回り階段としない。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- ・屋内階段の形状は、直階段又は折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。

② 有効幅員、空間の確保等

- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。
(手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。
- ・階段の勾配は、緩勾配とすることが望ましい。
- ・原則として、同一の階段は、同一のけあげ・踏面寸法とする。
- ・蹴込み寸法は、2cm以下とする。
- ・引っかけり防止に配慮し、蹴込み板のない階段形状等は避けることが望ましい。

(2) 戸の形式

- ・避難経路上の階段の出入口の戸は、高齢者、障害者等の開閉しやすいものとし、戸の前後に高低差がないものとする。

(3) 部品・設備等

① 手すり

- ・階段には、踊場を除き、手すりを設ける。
- ・階段には、踊場を除き、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・階段の手すりは踊場にも連続させ、途中で途切れないようにすることが望ましい。
- ・階段の上端では、手すりは水平に45cm以上、延長し、下端では、斜めの部分を含めて段鼻から45cm以上、延長することが望ましい。
- ・視覚障害者の利用に配慮し、手すりの水平部分に現在位置及び上下階の情報等を点字で表示する。
- ・点字表示は、はがれにくいものとする。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。
- ・手すりについては、2. 1 3 A. 1 手すりを参照。

留意点：階段の形状

- ・回り階段は、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ・直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。

留意点：蹴上げ、踏み面の寸法

- ・蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。

$$550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$$
(T：踏み面、R：蹴上げ)

留意点：段鼻・蹴込み板

- ・段鼻が突き出しているるとつま先が引っかけりやすいので突き出さないものとする。また、滑り止めを設ける際も、踏み面及び蹴込み板の面とそろえ、つまずきにくいように配慮する必要がある。
- ・降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要がある。
- ・つま先が引っかけたり、杖や足が落ち込む可能性もあるため、蹴込み板を設ける。

留意点：浮き彫り文字や音声による案内・誘導の併用

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、手すりの点字表示には、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。

2. 5 階段

② 立ち上り、側壁等

- ・側面を手すり子形式の手すり等とする場合には、杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を 5cm 以上、立ち上げるのが望ましい。

③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する。(※1)

※1 以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車用の用に供する施設に設けるもの

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、段がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する。(※2)

※2 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設けるものである場合
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

- ・点状ブロック等は、階段手前 30cm 程度の位置に敷設する。
- ・連続して手すりが設けられている踊場にも、点状ブロック等を設けるのが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

留意点：点状ブロック等の敷設

- ・段がある部分の上端に近接する踊場における点状ブロック等の敷設位置を、段鼻の直前とすると踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておく必要がある。
- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。
- ・出入口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端ともに敷設するのが望ましい。

④ 照明

- ・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。
- ・必要に応じて、足元灯を設ける。
- ・外部に面する階段においては、自然光が入る窓等を設けるのが望ましい。

留意点：窓

- ・階段室に窓等を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることをないように配慮する。

⑤ その他

- ・聴覚障害者等が安全に通行し、また衝突を回避することができるよう、折り返し階段の屈曲部には、鏡を設けるのが望ましい。
- ・歩行者が衝突する可能性があるため、階段下側の天井や、ささら桁が低くなる部分には、安全対策をすることが望ましい。

留意点：鏡

- ・聴覚障害者に配慮し、階段の折り返し部分等に鏡を設置するのが望ましいが、同時に視覚障害者が鏡に衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。

留意点：階段下の安全対策

- ・階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障害者等が気付かずに近付き、頭が衝突する危険がある。
- ・衝突する前に白杖が当たって気付くよう、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する必要がある。

(4) 仕上げ等

① 床の仕上げ

- ・踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・階段の段鼻には、滑り止めを設ける。
- ・金属製等の滑り止めは、避ける。

② 階段等の識別性の確保

- ・階段は、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ・段を容易に識別できるものとするため、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい。

(5) 避難設備・施設

- ・避難階段等には、車いす使用者の一時待避スペースを確保することが望ましい。
- ・避難設備・施設については、2. 1 2. 1 避難設備・施設的设计標準を参照。

2. 5. 2 改善・改修のポイント

階段の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 5. 1 階段的设计標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

(1) 部品・設備等

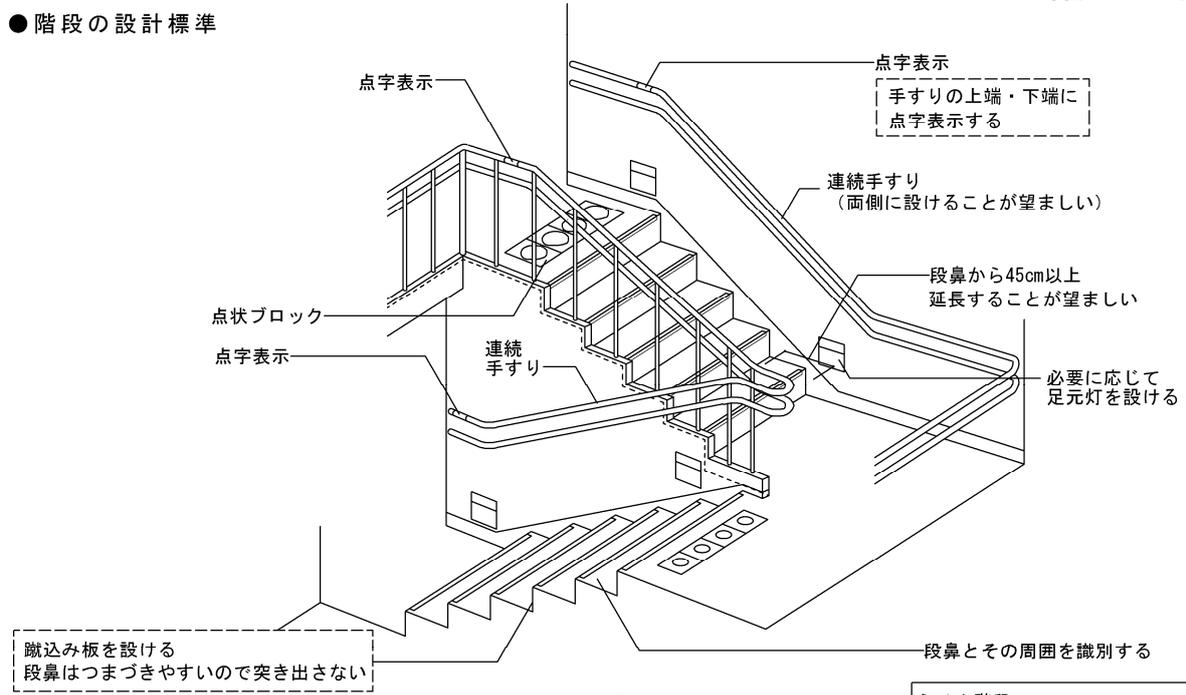
- ・高齢者、視覚障害者等にとって、階段昇降は踏み外しの危険を伴い、また体力も必要であることから、主要な階段には、手すりを設ける。

(2) 仕上げ等

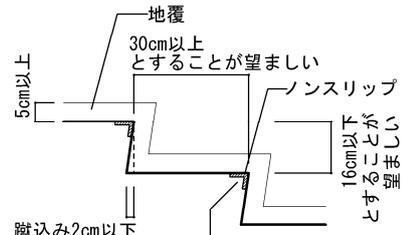
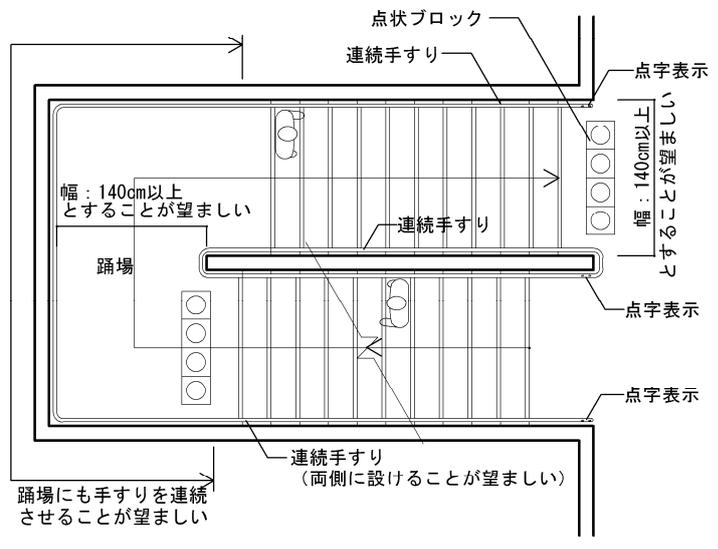
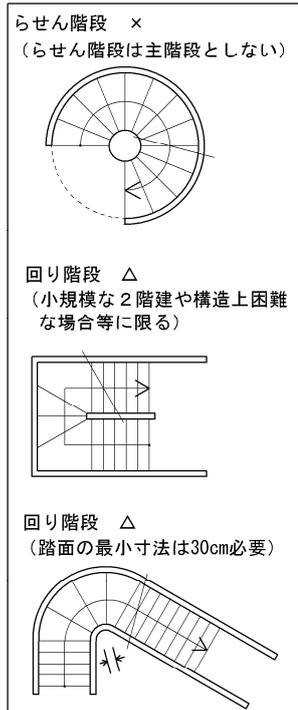
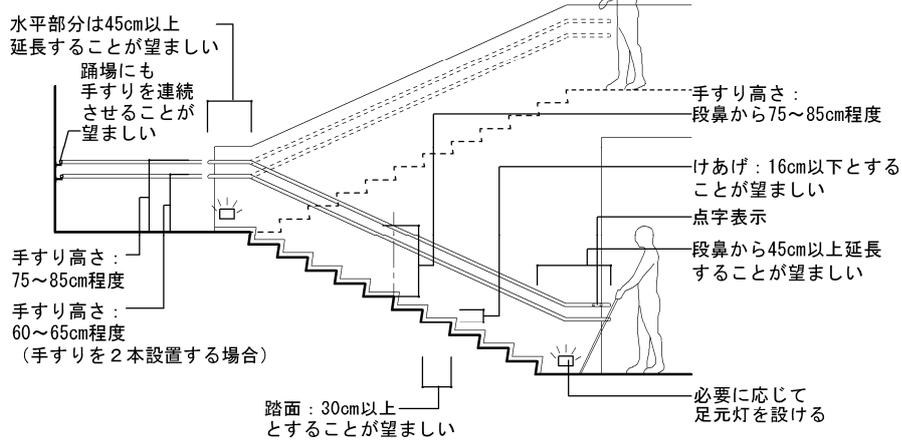
- ・階段は、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
- ・階段の段鼻には、滑り止めを設ける。

階 段

● 階段の設計標準



○ 望ましい階段の寸法

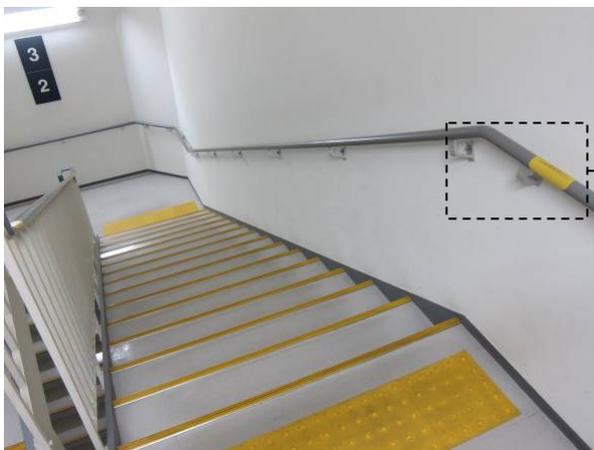


段鼻の位置をわかりやすくするためノンスリップ部分、蹴込みの先端部は目立つ色をつける等の工夫が望ましい

2. 5. 3 設計例



- ・段鼻の色、明度の差に配慮して、段鼻を認知しやすくした階段



- ・階段手すりに設けられた点字表示

2. 6 エレベーター・エスカレーター

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<移動円滑化経路> (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
エレベーター及びその乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか	—
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ¹	(1)上記①から⑧を満たしているか	—
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
<一般>標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
傾斜路又はエレベーター等の設置(第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合 ² は適用除外	

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
・自動車車庫に設ける場合

²車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー ³	—
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 又は 使用形態の エレベーター その他の 昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

³告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)
・自動車庫に設ける場合

◆ 設計の考え方 ◆

- ・エレベーターは、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段であり、その設計においては、高齢者、障害者等が容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。
- ・乗降ロビー、エレベーターの設計では、車いす使用者への配慮の他、視覚障害者・聴覚障害者への情報提供への配慮が求められる。
- ・使用時の安全性確保や利便性等を考慮すると、高齢者、障害者等の垂直移動にエスカレーターのみで対応することは好ましくなく、エレベーターで対応することが原則となる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模に応じた台数のエレベーターを設ける。
- ・エレベーターの乗降ロビー、出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、段を設けない。
- ・エレベーターのかごには、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- ・エレベーターの乗降ロビーの乗り場ボタンやかご内の操作盤等は、車いす使用者のほか、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとする。
- ・エレベーターの乗り場ボタンの手前では、視覚障害者に注意を喚起する措置を行う。
- ・エレベーターのかごの昇降方向を表示・音声案内する装置等、視覚障害者や聴覚障害者等の利用に配慮した設備を設ける。
- ・エレベーターの乗降ロビーの床の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ・エスカレーターは、主要な経路に隣接して設ける。
- ・エスカレーターの乗降口では、視覚障害者に注意を喚起する措置を行う。
- ・やむを得ず、エレベーターによるバリアフリー化が困難な場合は、車いす使用者対応エスカレーターを設ける。
- ・エレベーターやエスカレーターの付近には、エレベーターのあることをわかりやすく示す表示板等を設ける。

2. 6. 1 エレベーターの設計標準

(1) 設置数、配置

- ・エレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するものとする。
- ・多数の利用者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するかごを備えたエレベーターを、1以上設けることが望ましい。
- ・多数の利用者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設けることが望ましい。（※1）
※1 以下の場合を除く。
 - ・階段が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合
- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では、稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさ等に配慮する。

(2) 出入口の有効幅員、空間の確保等**① 出入口の有効幅員**

- ・主要な経路上のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・1以上のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすることが望ましい。

② 乗降ロビーの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・1以上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とすることが望ましい。

③ かごの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、140cm以上とする。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごは、車いすの転回に支障がない構造とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。
- ・1以上のエレベーターのかごの幅は、160cm以上とすることが望ましい。
- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用特性に配慮したかご形状とする。

④ 段及びすきま

- ・かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないように、3cm程度以下とする。
- ・エレベーター付近に、階段又は段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止策を講じる。

表 かご・乗降ロビー内法寸法（移動等円滑化誘導基準）

	1以上のエレベーター		その他のエレベーター	
	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物
乗降ロビーの幅・奥行き	150cm	180cm	150cm	150cm
出入口幅	80cm	90cm	80cm	80cm
かごの幅	140cm	160cm	—	140cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm

(3) 戸の形式

- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるよう、エレベーターの出入口には、下端の高さが床上50cm程度のガラス窓（防火区画との関係に注意が必要）を設けることが望ましい。

(4) 乗降ロビーの部品・設備等

① 車いす使用者対応の乗り場ボタン

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタン（制御装置）を設ける。
- ・車いす使用者対応の乗り場ボタンの設置高さは、床から100cm程度とする。
- ・車いす使用者対応の乗り場ボタンは、車いす使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するものとする。
- ・車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近等、車いす使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示することが望ましい。

② 乗り場ボタンへの点字表示等

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーに設ける乗り場ボタン（車いす使用者が利用しやすい位置とその他の位置に乗り場ボタンを設ける場合にあっては、その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。
- ・乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。
- ・乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設ける。
- ・視覚障害者の利用に配慮し、乗り場ボタンは昇降方向が識別できる形状とする。
- ・タッチセンサー式の乗り場ボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

③ かごの昇降方向を伝えるための装置

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。

(※2)

※2 以下の場合を除く。

- ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けることが望ましい。

留意点：防火戸等の柱・枠

- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸の枠や柱が視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険がある。
- ・そのため、できる限り乗降ロビーでの防火区画を設けない区画設計とすることが望ましい。
- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

留意点：乗降ロビーの点字表示

- ・掌が字に対して水平になるようにして点字を読むため、車いす使用者対応の乗り場ボタンのように低い位置にある点字表示は読み難い。
- ・そのため、乗り場ボタンへの点字表示は、立位で使用する乗り場ボタンに設ける。

④ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

⑤ 屋根、庇

- ・雨天時の利用に困難が生じないように、屋外に面するエレベーターの出入口には、屋根又は庇を設ける。

留意点：車いすによる乗降等

- ・屋外に面するエレベーターの出入口では、車いす使用者は傘をさすことができないため、屋根、庇の設置が求められる。

(5) かご内の部品・設備等**① 手すり**

- ・両側面の壁及び正面壁に設ける。
- ・取り付け高さは、床から75～85cm程度とすることが望ましい。
- ・手すりは、握りやすい形状とする。
- ・手すりについては、2. 1 3 A. 1 手すりを参照。

② 鏡

- ・車いす使用者がかごの中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面の床上40cmから150cm程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡（ステンレス製、又は安全ガラス等）を設けることが望ましい。
- ・出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型及びトランク付型のかごの場合には、凸面鏡等でもよい。
- ・鏡の形状と設置位置は、車いす使用者がバックで出るとき、出入口まわりの人や床が見やすいものとする。

③ 車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤

- ・主要な経路上のエレベーターのかご内には、車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤（制御装置）を設ける。
- ・かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤は、かご中央の左右の壁に設ける。また、極端にかごの奥や手前に設けない。
- ・車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤の設置高さは床から100cm程度とすることが望ましい。
- ・主操作盤、副操作盤の行き先ボタンは、ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有することが望ましい。
- ・主操作盤には、インターホン設備を設けることが望ましい。

④ 操作盤への点字表示等

- ・主要な経路上のエレベーターのかご内に設ける操作盤（車いす使用者が利用しやすい位置とその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。

2. 6 エレベーター・エスカレーター

- ・点字表示等は、かご内の立位で使用する操作盤の各ボタンに設ける。
- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・ボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望ましい。
- ・同一建築物内においては、操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

⑤ かごの昇降方向を伝えるための装置

- ・主要な経路上のエレベーターのかご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- ・主要な経路上のエレベーターのかご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。（※3）
- ・主要な経路上のエレベーターのかご内には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。（※3）

※3 以下の場合を除く。

- ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けることが望ましい。

⑥ 乗降者検知装置

- ・かごの出入口には光電式、静電式又は超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。
- ・光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設けることが望ましい。

⑦ その他の表示装置等

- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、かご内には緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設けることが望ましい。
- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時のかご内の状況を外部に表示することができる、かご内モニターを設けることが望ましい。
- ・過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知のわかりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、かご出入口の枠、又はかご正面壁等の見やすい位置に、定員超過であることを示す過負荷表示灯を設けることが望ましい。

(6) 案内表示

- ・エレベーターその他の昇降機の付近には、エレベーターその他の昇降機があることを表示する表示板（標識）を設ける。

留意点：出入口が2方向ある場合の音声による案内

- ・出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。

留意点：非常時のための設備

- ・かご内のインターホンボタンを押し、管理者又は保守会社が応答したときに、インターホンの応答表示が点灯するもの等を設けることが望ましい。
- ・設置が義務付けられている地震時等管制運転装置だけでなく、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。
- ・管制運転が作動したときには、かご内の乗客に、電光表示等だけでなく、音声でも案内をすることが望ましい。
- ・非常呼び出しボタンは、触覚又は点字でわかるようにすることが求められる。

- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。

(7) その他のエレベーターに関する標準

- ・車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506A）、視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515D）（ともに、（社）日本エレベーター協会制定）によることが望ましい。

2. 6. 2 エスカレーターの設計標準

(1) 部品・設備等

① 手すり

- ・移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度延長し、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度延長することが望ましい。
- ・高齢者、障害者等の安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
- ・乗降口誘導固定手すりの長さは、100cm以上とすることが望ましい。

留意点：固定手すりの取り付け位置

- ・固定手すりを設ける場合エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、固定手すりの取り付け位置は、十分に検討する必要がある。
- ・固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。

② 踏段

- ・踏段の水平部分は、3枚程度とすることが望ましい。
- ・定常段差に達するまでの踏段は、5枚程度とすることが望ましい。
- ・乗降口の足元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。
- ・踏段端部の縁取り等により、踏段相互を認知しやすくする。
- ・踏段の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。

留意点：エスカレーターへの誘導

- ・慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。
- ・このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

③ くし板

- ・くし板の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・くし板は、くし板と踏段との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより、段を容易に識別できるものとするが望ましい。

④ 車いす使用者対応エスカレーター

- ・車いす使用者対応エスカレーターは、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものとする。

2. 6 エレベーター・エスカレーター

- ・車いす使用者対応エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものとする。
- ・乗降口付近に、係員の呼び出しインターホンを設ける。

⑤ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、エスカレーターの乗降口部には、点状ブロック等を敷設するか、乗降を誘導する音声案内装置を設ける。
- ・点状ブロック等は、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設する。
- ・複合的商業施設、百貨店等の大規模建築物等では、エスカレーターの乗降口付近に、音声案内装置を設けることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

⑥ その他の設備

- ・乗降口付近に、非常停止ボタンを設ける。

(2) 案内表示

- ・エスカレーターの付近には、エスカレーターがあることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・車いす使用者対応エスカレーターの付近には、車いす使用者対応エスカレーターがあることを表示する表示板を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために、利用者の注意を喚起する表示板等を設けることが望ましい。
- ・表示板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：エスカレーターの進行方向の表示

- ・時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時間帯等におけるエスカレーターの進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内することが望ましい。

留意点：エスカレーター事故防止

- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とす等、安全な運行管理に十分留意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内での歩行には、十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内表示が必要である。

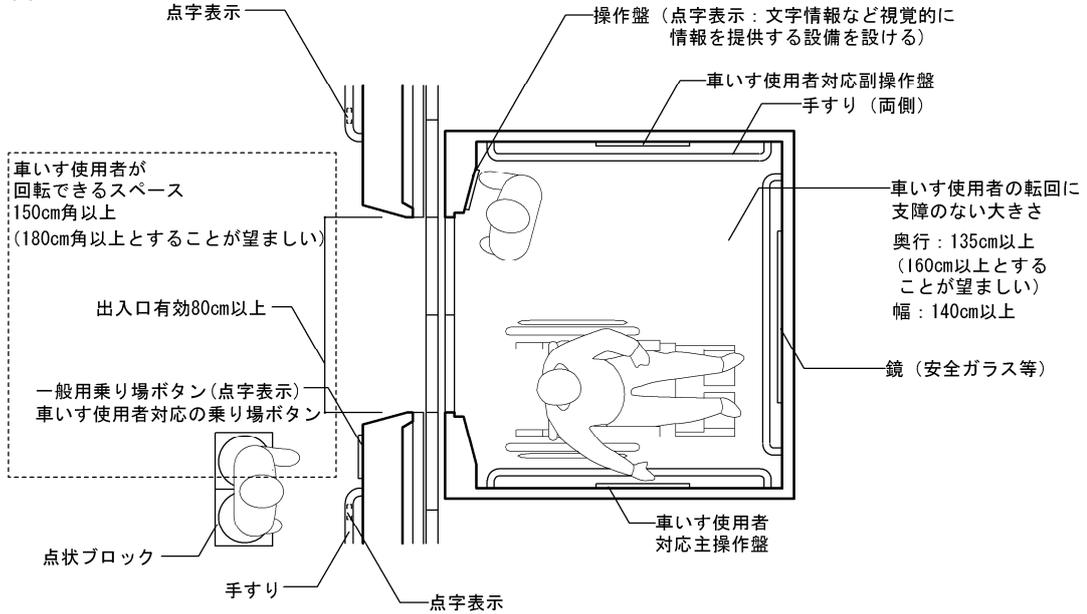
2. 6. 3 改善・改修のポイント

- ・エレベーターの改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 6. 1 エレベーターの設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。
- ・音声による案内を設ける。
- ・構造上の理由により、エレベーターを設けることが困難な場合には、車いす使用者対応エスカレーターや段差解消機の設置等により対応する。

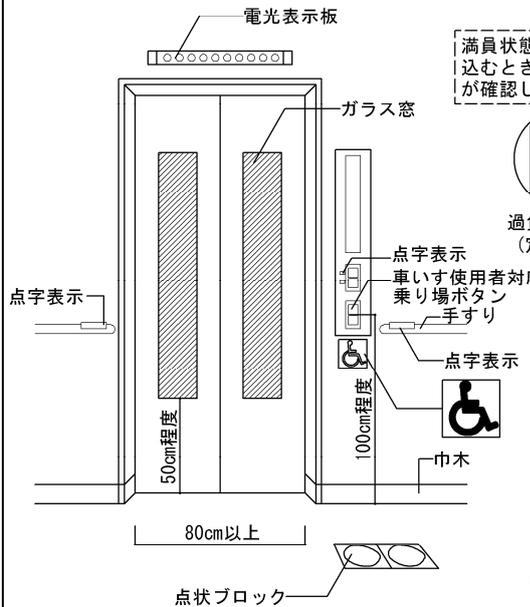
エレベーター 1

●エレベーターの設計標準

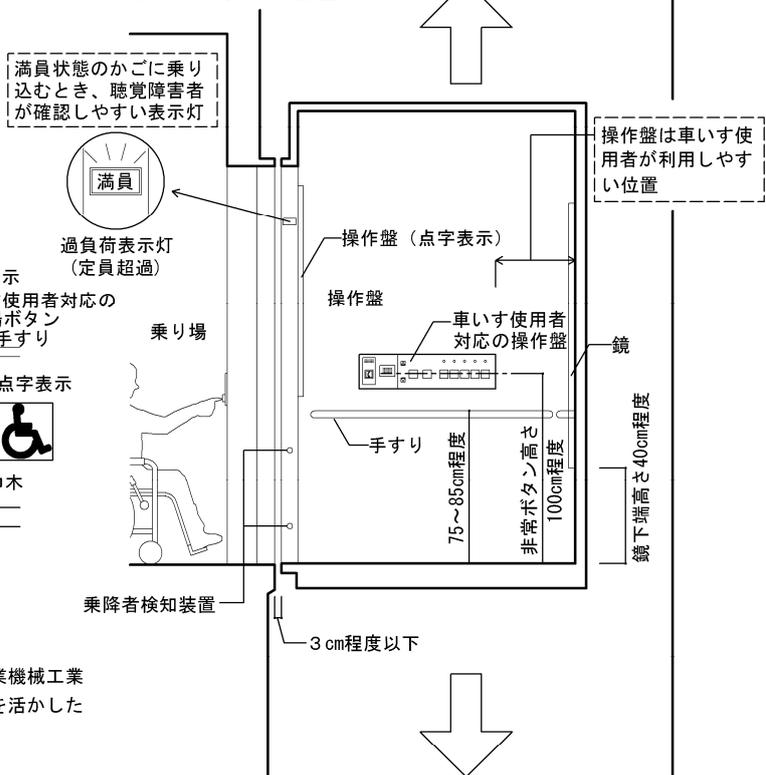
○平面図



○エレベーター出入口 (乗り場)



○かご内の断面図

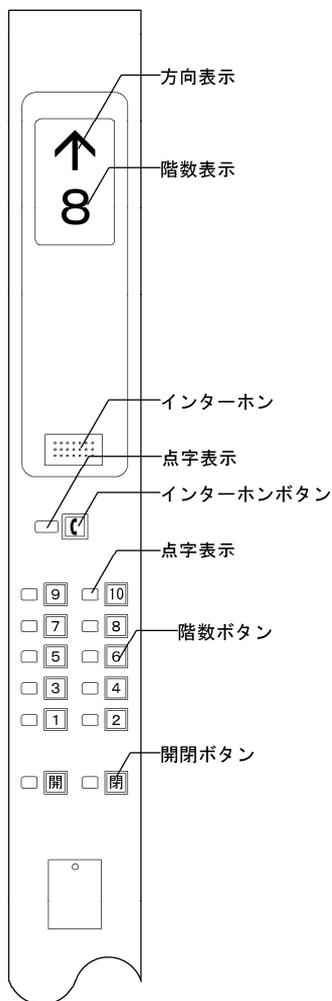


※過負荷表示灯については、社団法人日本産業機械工業会技術委員会による「ユニバーサルデザインを活かしたエレベーターの研究報告」を参考とした。

エレベーター 2

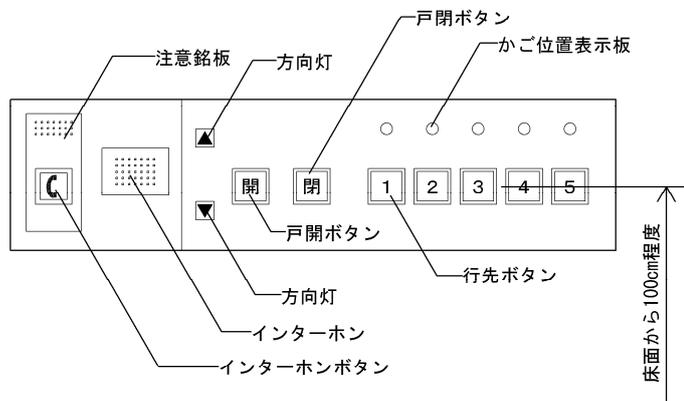
●エレベーター 操作盤仕様 (例)

○縦型操作盤

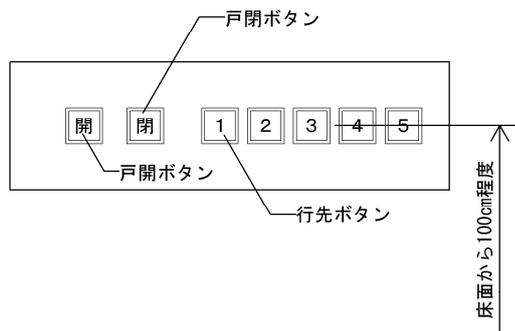


○車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

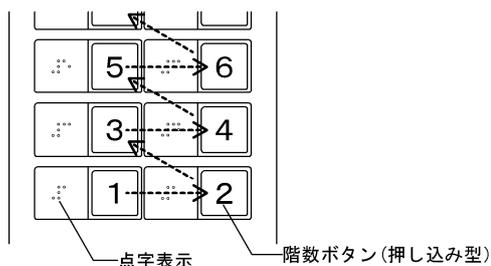


○車いす使用者対応副操作盤



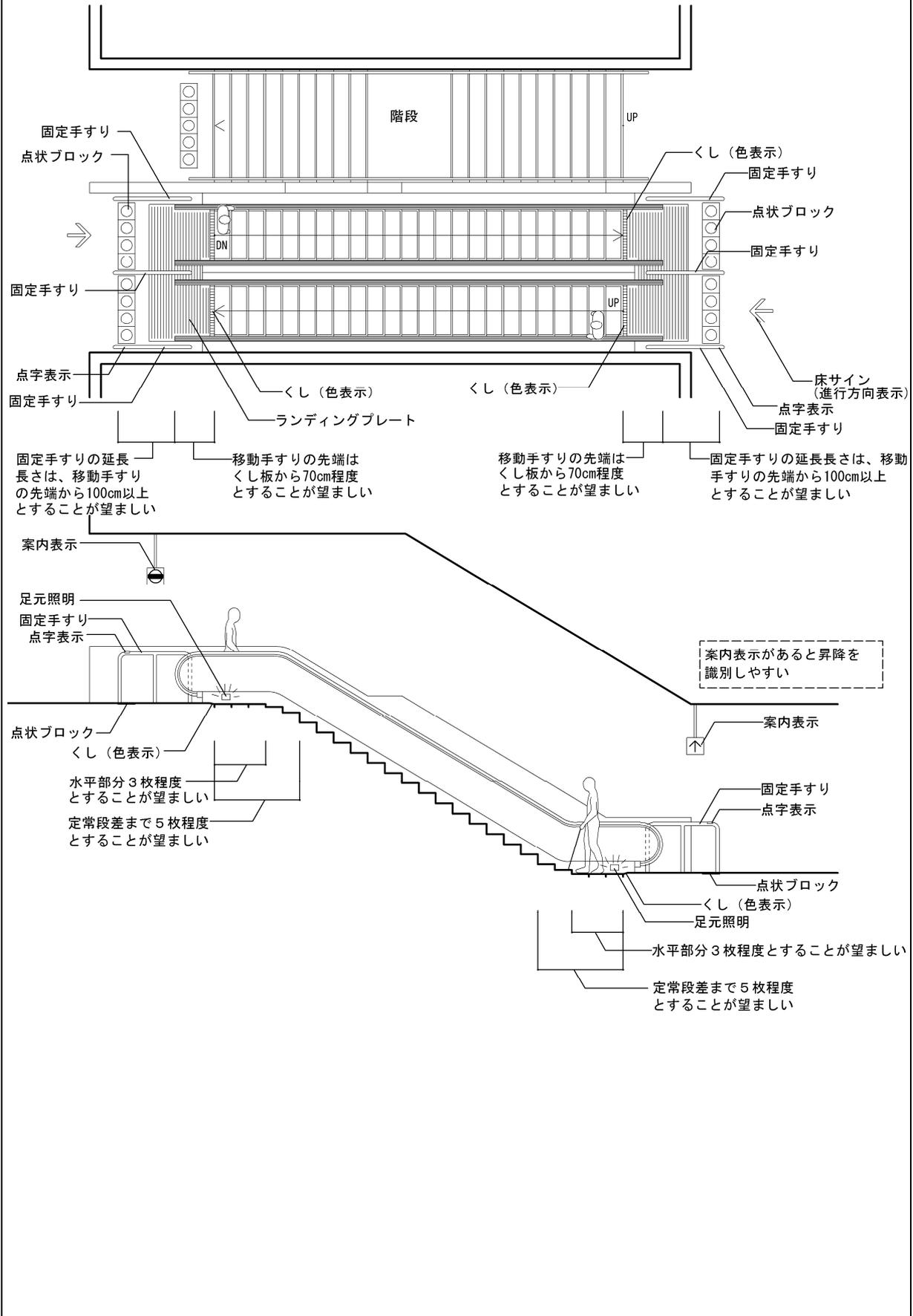
○階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



エスカレーター

● エスカレーターの設計標準



2. 6. 4 設計例



- ・エレベーター出入口戸のガラス窓、TVモニターの整備



- ・かご内の電光表示（緊急時に文字情報が提供できる。）



- ・車いす使用者対応の
わかりやすい副操作盤



- ・エスカレーターの進行方向を表示した電光表示（進入禁止の表示があるエスカレーターに進入すると、ブザーが鳴る。）



- ・視覚障害者に対し警告を行うため、乗降口部に点状ブロックを敷設したエスカレーター

2. 6. 5 ソフト面の工夫

(1) 人的対応

- ・大規模な集会施設や劇場・競技場等、一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では、高齢者、障害者等の安全な誘導等のための人員配置等の、人的対応を行うことが望ましい。

2. 7 便所・洗面所

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	②水洗器具を設けているか (オストメイト対応、1以上)
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)
<一般> 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 便所 (第9条)	①階の便房の総数が200以下の場合には便房総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合には便房総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用便房の数を設けているか。
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)
<同上> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の検討を行うことが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト¹用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。
- ・一方で、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機

¹手術を受けてストーマ(人工肛門、人工膀胱)保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型(体に張り付ける面版と、便や尿をためる袋(パウチ)が一体になったもの)とツーピース型(面版とパウチが別になったもの)がある。

能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

- ・このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設けることを基本的な考え方とし、
 - ・バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務付け対象とならない小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合
 - ・既存建築物の改善・改修であり、面積や構造による制約がある場合
- 等においては、「車いす利用者用便房」にオストメイトや乳幼児連れ利用者のニーズを満たす機能を付加した「多機能便房」と「簡易型機能を備えた便房」等の組み合わせにより、可能な限り機能の分散を図る。

◆ 設計のポイント ◆

① 「個別機能を備えた便房」を設けた便所（参考配置図：p. 2-92 便所・洗面所の例1）

- ・施設の用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
 - ・1以上の車いす利用者用便房、オストメイト用設備を有する便房等の「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
 - ・介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車いす利用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。また排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり、「車いす利用者用便房」を設ける場合は、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付き便房」を設ける。
 - ・これまで「多機能便房」内での設置が多かったオストメイト用設備や乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台は、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児連れに配慮した設備を有する便房」にそれぞれ設ける。なお、乳幼児用おむつ交換台は、便所内（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所）に設けることでもよい。
 - ・施設用途等により、車いす利用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に1以上の「車いす利用者用簡易型便房」を設ける。

② 「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設けた便所（参考配置図：p. 2-92 便所・洗面所の例2）

- ・「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設ける。
 - ・「車いす利用者用便房」にオストメイト用設備、乳幼児連れ利用者に配慮した設備等をすべて付加するのではなく、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮した上で、「多機能便房」の設備・機能等の組み合わせを検討する。
 - ・オストメイト用の水洗器具を「多機能便房」に設ける場合には、利用者の意識や動向に十分に配慮する。
 - ・介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「多機能便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を「多機能便房」に設けることは避けることが望ましい。この場合、1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に設けるか、若しくは1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」を設けて対応する。

③ 「多機能便房」を設けた便所（参考配置図：p. 2-92 便所・洗面所の例3、小規模施設での改善例（改善例1））

- ・あらかじめ利用者が特定される用途（学校（特別支援学校を除く。）、事務所等）である場合は、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・施設全体で便所・便房の数が1~2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所（参考配置図：p. 2-92 小規模施設での改善例（改善例2、3））

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

※1 簡易型機能を備えた便房

「車いす使用者用簡易型便房」とは車いす使用者が利用可能な出入口の有効幅員、最小限の広さを有する便房、「オストメイト用簡易型便房」とはオストメイト簡易型設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置した便房を指す。

便所は、上記の①~④のいずれかのポイントに沿って設計する。

また各便房及び各便房を含む便所・洗面所の設計標準は、以下の項目において示す。

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準
2. 7. 2 多機能便房の設計標準
2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準
2. 7. 4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準

■ ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（◎義務、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））

	車いす使用者対応	オストメイト対応	乳幼児連れ対応	大型ベッド対応	男女共用 ^{※1}	多機能化の可能性
2000㎡以上の特別特定建築物	◎	◎	○	○	○	原則なし
50㎡以上の公衆便所	◎	◎	○	○	○	原則なし
上記以外の建築物	○	○	○	○	○	有り ^{※2}

※1 知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。

※2 小規模建築物、既存建築物、あらかじめ利用者が特定される用途（特別支援学校を除く学校、事務所等）の建築物に便所・便房を整備する場合に多機能化（2つ以上の機能を有する便房とすること）の可能性はある。

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

(1) 共通する事項

① 設置数、配置

- ・個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。

② 空間の確保等

- ・床には段を設けない。

③ 戸の形式

- ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さに配慮したものとする。
- ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示することが望ましい。
- ・施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。

留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

④ 部品・設備等

- ・設備は操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。

ア. 便器

- ・腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。
- ・腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。

イ. 手すり

- ・腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直に取り付ける。
- ・腰掛便座の両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。

留意点：手すり

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合があるため、使いやすい位置関係に配慮して、手すりを設ける。
- ・手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないよう注意する。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

ウ. ペーパーホルダー、ボタン

- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用できる位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。

留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

- ・呼び出しボタンは、腰掛便座に座った状態で手が届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。

エ. 視覚障害者等誘導用ブロック等

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車いす利用者用便房以外の便所に誘導する。

オ. 水栓金具

- ・便房内の洗面器・手洗器の水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。

カ. 照明

- ・便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

⑤ 仕上げ等

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

⑥ 案内表示

- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。
- ・表示板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

(2) 車いす利用者用便房

① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いすを利用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車いす利用者用便房」）を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす利用者用便房を設けることが望ましい。
- ・便所が設けられている階の車いす利用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- ・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車いす利用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。

留意点：ボタンの色、表示

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、ボタンは、ボタンの配置やそれぞれの色の違い、壁とボタンの色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

- ・利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示することが望ましい。

留意点：男女共用の便房を示す表示

- ・障害の有無等が見えにくい・わかりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の便所・便房や広めのスペースのある車いす利用者用便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある。
- ・そのため男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」を様々な利用者にわかりやすく示す必要がある。

留意点：国際パラリンピック委員会 (IPC) 基準(2013)による車いす利用者が利用できる便房数

- ・車いす利用者用客席・観覧席15席に1か所以上の割合で設けることが妥当であると規定されている。

2. 7 便所・洗面所

- ・劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車いす使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・劇場・競技場等の車いす使用者用便房の位置は、車いす使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いす利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
 - ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。
 - ・便房の標準内法寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。
- ・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。
- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合、車いす使用者が選択ができるよう、便器への移乗のための側面のスペースを、右側面に設けた便房と、左側面に設けた便房をそれぞれ設けることが望ましい。

③ 戸の形式

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとする。
- ・手動式引き戸の場合は、自閉式上吊り引き戸(ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの)とすることが望ましい。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。

留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する。

留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

- ・操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮する。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006)(全国自動ドア協会)による。

④ 部品・設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

ア. 便器

- ・車いすですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。

イ. 手すり

- ・車いすから腰掛便座への移乗を容易にするために、手すりを設ける。
- ・腰掛便座の両側に、水平、垂直に取り付ける。

ウ. ペーパーホルダー、ボタン等

- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタン等は、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設ける。
- ・便房内に確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設ける。

エ. 洗面器、鏡

- ・手すりを設ける場合は、車いす使用者の利用に配慮した位置に設ける。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作の容易なものとする。
- ・洗面器下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置(洗面器の手前縁から30～35cm程度)とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

オ. 手荷物置き台、フック、ごみ箱

- ・手荷物置き台を、車いすに座った状態で手が届く高さに設ける。
- ・フックを、車いすに座った状態で手が届く高さに設ける。
- ・ごみ箱を設ける場合は、腰掛便座又は車いすに座った状態で手が届く範囲に設ける。

留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。

留意点：背もたれ

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。

留意点：便器洗浄ボタンの位置

- ・車いすに座ったままの状態でも、操作できるように設置することが望ましい。

留意点：温水洗浄便座の操作ボタン

- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。

留意点：洗面器

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種の選定に配慮する。

留意点：手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に手洗い器を設けることも有効である。

留意点：鏡

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

(3) オストメイト用設備を有する便房

① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。

② 部品・設備等

ア. 汚物流し等

- ・パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設ける。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。

留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

イ. その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設けることが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設けることが望ましい。

留意点：手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

(4) 大型ベッド付き便房

大型ベッド付き便房は車いす使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。

従って大型ベッド付き便房は、(1) 車いす使用者用便房の設計標準による他、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・車いす使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。
- ・施設用途や規模等を考慮した上で、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。

留意点：大型ベッドの設置

- ・介助を必要とする肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）等が必要となることがあるため、大型ベッドを設けることが求められる。

② 空間の確保等

- ・車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

留意点：大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

(5) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を1以上設ける。

留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは、乳幼児がいすから抜け出したりしにくく、また安全に座らせることができるよう配慮されたものとする。
- ・乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。

留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

③ 部品、設備等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。

2. 7. 2 多機能便房の設計標準

多機能便房は車いす使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

従って多機能便房は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準（1）共通する事項、（2）車いす使用者用便房による他、以下に配慮して設計する。

- ・設置する設備・機能の組み合わせは、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮したものとする。
- ・設置する設備・機能については、（3）オストメイト用設備を有する便房、（4）大型ベッド付き便房、（5）乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

留意点：多機能便房への乳幼児用おむつ交換台等の設置

- ・乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす及び大型ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。

2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

(1) 車いす使用者用簡易型便房

車いす使用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車いすで使用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いす使用者用簡易型便房を1以上設ける。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いすで使用可能なゆとりある広さを確保する。

③ 戸の形式

- ・原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。
- ・壁の隅に出入口がある場合には、車いす使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。
- ・外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。

④ 部品・設備等

- ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設ける。
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。
- ・腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。

留意点：車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

留意点：2枚引き戸、折れ戸

- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・改修・改善等、便房前の通行空間や引き戸の戸袋寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も考えられる。

(2) オストメイト用簡易型便房

- ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、オストメイト用簡易型便房を設ける。
- ・オストメイト用簡易型便房とは、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設けたものであり、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、簡易型機能を備えた便房を1以上設ける。

② 部品・設備等

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

(3) 案内表示

- ・表示板等については、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13G. 1 案内表示を参照。

2. 7. 4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準

(1) その他の便房

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準 以外の便房は、以下に配慮して設計する。

① 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とすることが望ましい。
- ・戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。
- ・床には段を設けない。

② 戸の形式

- ・戸は、使用時以外には開いていることが望ましい。
- ・外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。
- ・内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示することが望ましい。
- ・施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。

留意点：戸の形式

- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないよう配慮する。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

③ 部品・設備等

ア. 便器、手すり

- ・高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和風便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。
- ・手すりを設けた便房を1以上（腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）設ける。
- ・便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けることが望ましい。
- ・腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。

イ. ペーパーホルダー、ボタン

- ・腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、洗浄ボタン等を設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用しやすい位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。

2. 7 便所・洗面所

- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等、視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一することが望ましい。

ウ. 手荷物置き台

- ・手荷物棚やフックを設ける。

エ. 照明等

- ・便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

④ 仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。

(2) 便所・洗面所

個別機能を備えた便房、多機能便房、簡易型機能を備えた便房、その他の便房等を設けた便所・洗面所は、以下に配慮して設計する。

① 配置

- ・同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便房、又は車いす使用者用簡易型便房が設けられている便所内の通路には、車いす利用者の回転スペースを確保する。
- ・床には段を設けない。

③ 戸の形式

- ・戸の形式については、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準(1)③を参照。

④ 部品・設備等

ア. 小便器

- ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設ける。
- ・男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けることが望ましい。
- ・床置き式又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- ・1以上の小便器には、手すりを設ける。

留意点：便房内の設備

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれが、どのボタンかわかりづらい場合もあることから、利用状況が想定できる場合は、ボタンの数は必要最小限にとどめる。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、洗浄ボタン、呼び出しボタン等は、ボタンの配置やそれぞれの色の違い、壁とボタンとの色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすいよう配慮する。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

留意点：配置

- ・視覚障害者にとっては、どこの便所でも利用方法が同じであれば、非常にわかりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

留意点：設備・備品等

- ・小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

イ. 洗面器、鏡

- ・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行う。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。
- ・1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮したものとする。
 - ・洗面器下部に車いす利用者の膝が入るスペースを確保する。
 - ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
 - ・鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。

留意点：洗面器等

- ・車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。
- ・洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

ウ. 乳幼児用おむつ交換台

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用おむつ交換台を1以上設ける。

エ. 非常警報

- ・便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

オ. 照明

- ・便所の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮が必要である。

(3) 案内表示

- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・便所の出入口には、男女の別、便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図を設けることが望ましい。
- ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・利用者を誘導するため、個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房等を設けた便所の案内図には、各便房の機能、位置等を表示することが望ましい。
- ・弱視者等にも配慮し、案内図は大きさや設置位置に配慮したものとする。
- ・男女が共用できる位置に設けた便所の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・便房の表示板等については、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項を参照。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：音声案内装置の設置

- ・多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。

2. 7. 5 改善・改修のポイント

便所・洗面所の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づいて行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 設置数、配置

- ・改善・改修により、車いす利用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便座に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する必要がある。

(2) 面積や構造に制約がある場合等

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修で、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」の設置を検討する。
- ・必要な面積を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫することを検討する。

(3) 経路

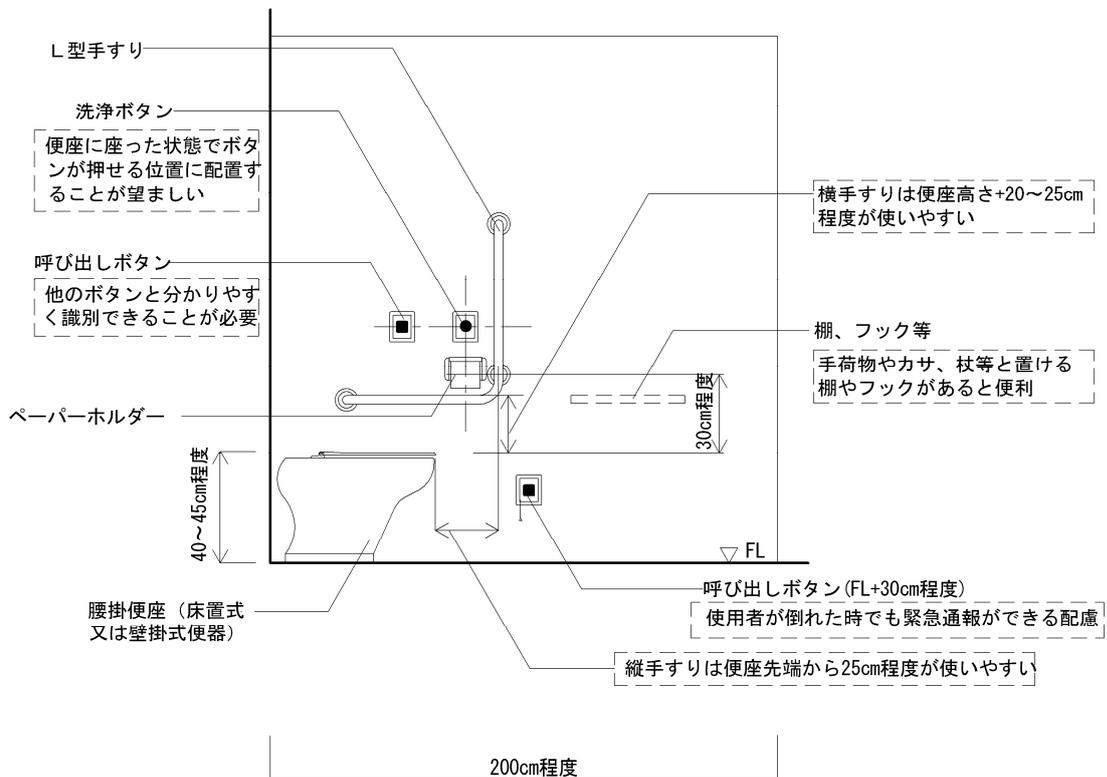
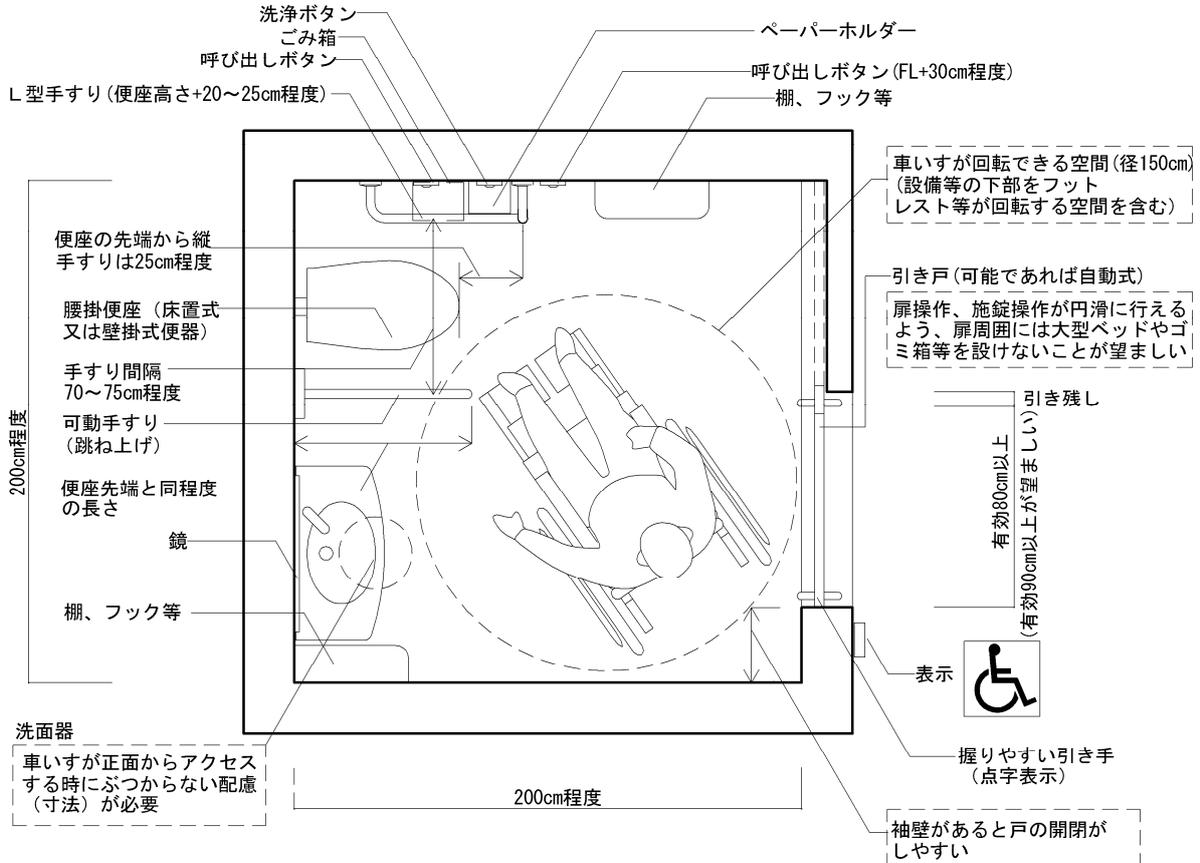
- ・改善・改修により車いす利用者用便房を設ける場合には、利用居室から車いす利用者用便房までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

(4) 運営しながらの改善・改修実施

- ・改善・改修にあたっては、一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

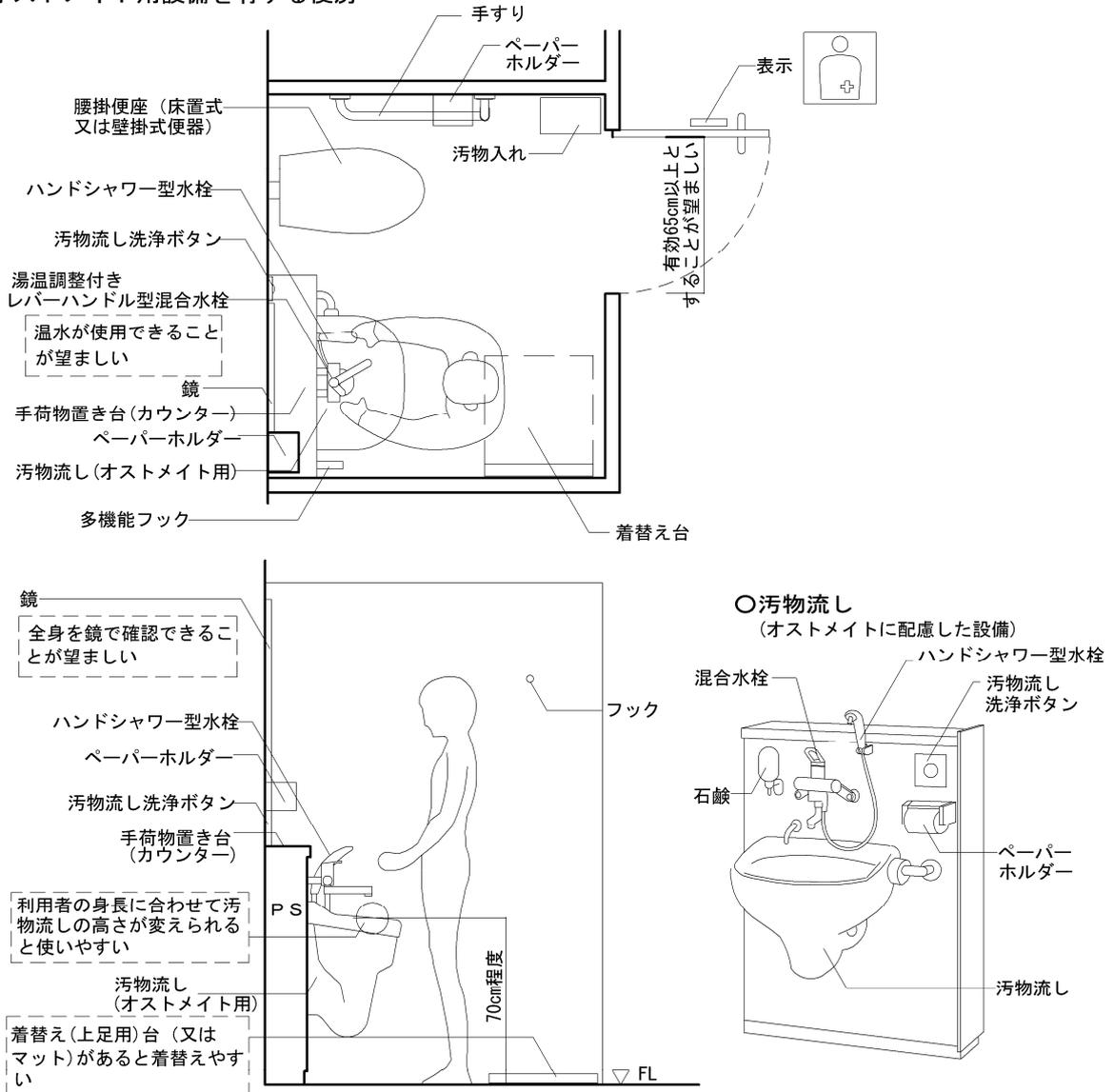
便所・洗面所 1

●車いす使用者用便房



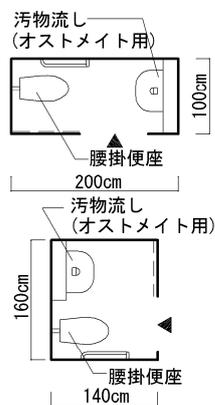
便所・洗面所 2

●オストメイト用設備を有する便房

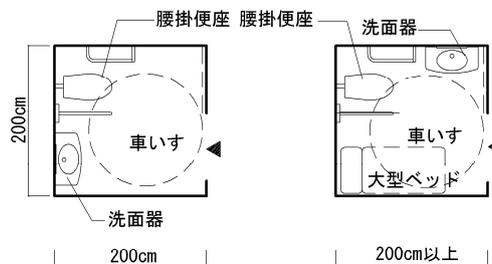


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房



○車いす使用者用便房



○大型ベッド付便房



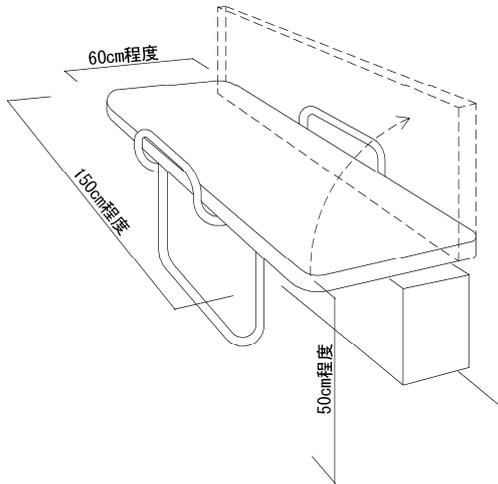
○多機能便房



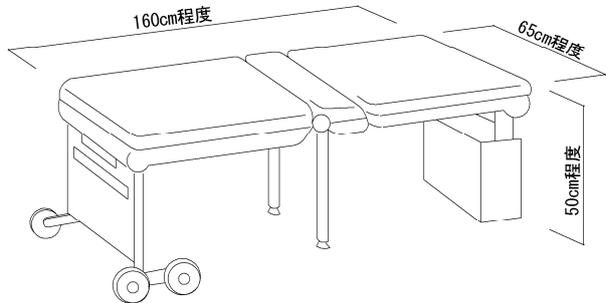
便所・洗面所 3

●大型ベッド

○大型ベッド1
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

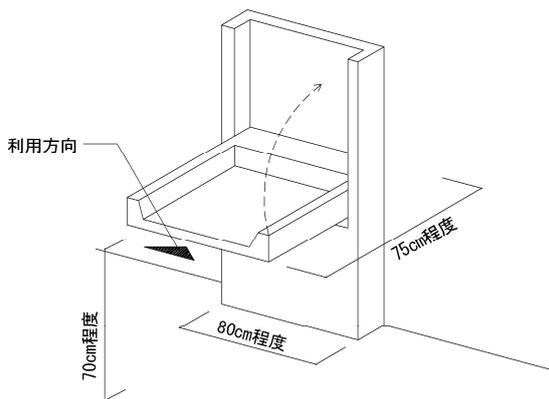


○大型ベッド2
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

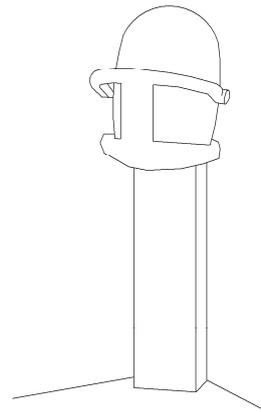


●乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いす

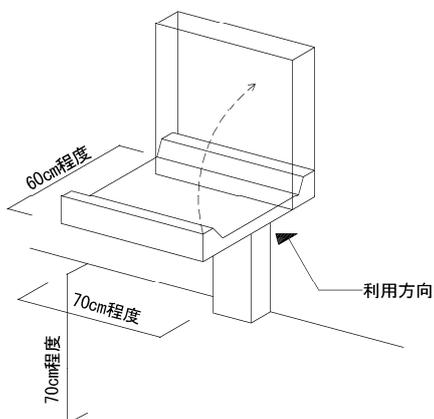
○壁・床取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)



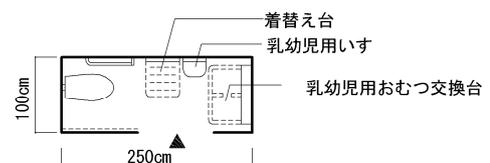
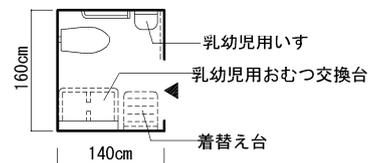
○乳幼児用いす
(生後5ヶ月～2歳半程度)



○壁取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)

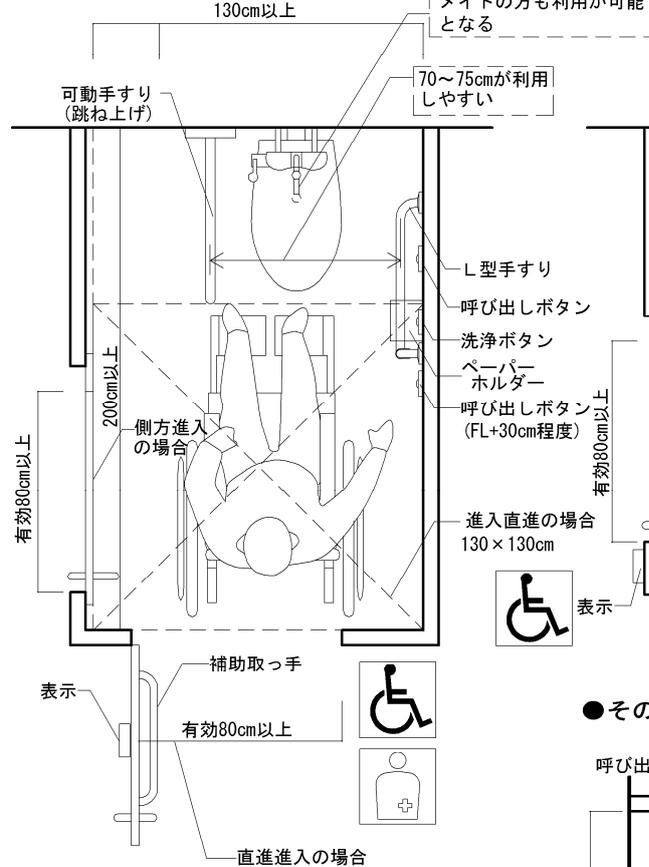


○乳幼児連れに配慮した便所の寸法例
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)

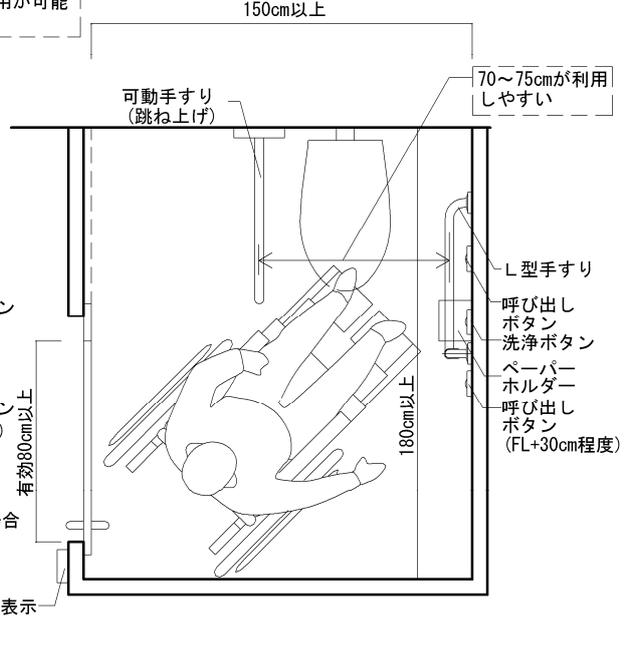


便所・洗面所 4

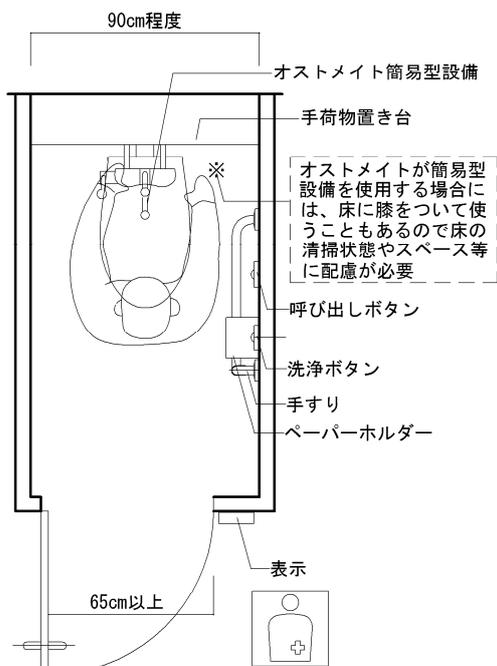
●車いす使用者用簡易型便房 ○直進又は側方進入の場合



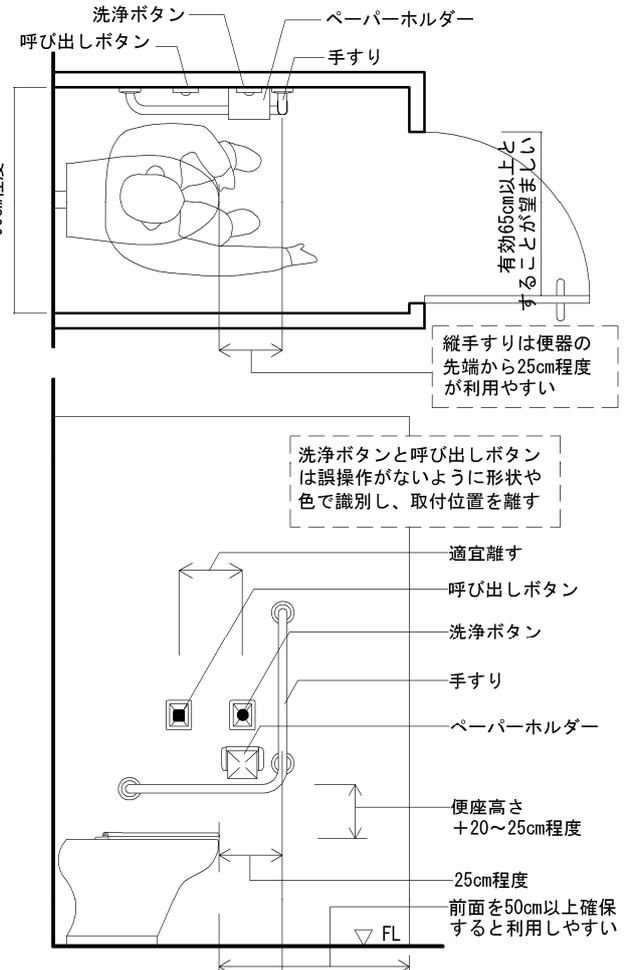
○側方進入の場合



●オストメイト用簡易型便房

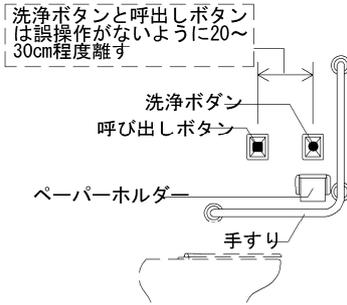


●その他の便房

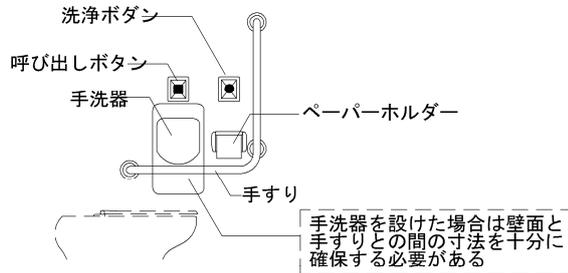


便所・洗面所 5

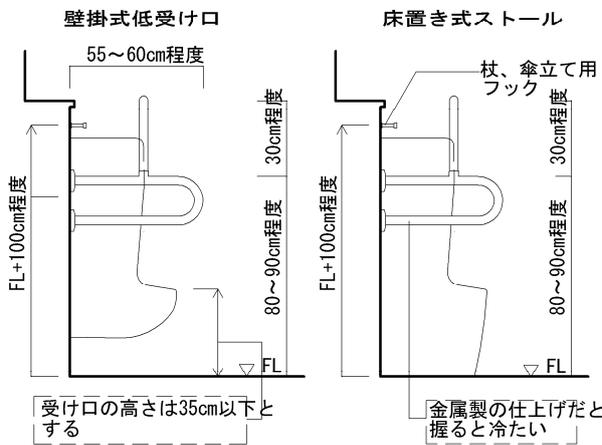
● 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)



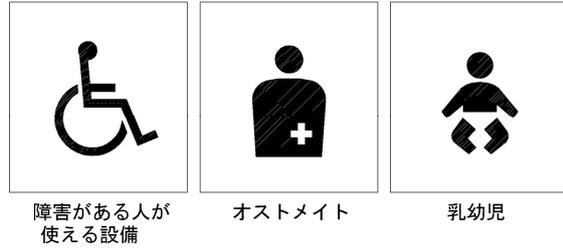
● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



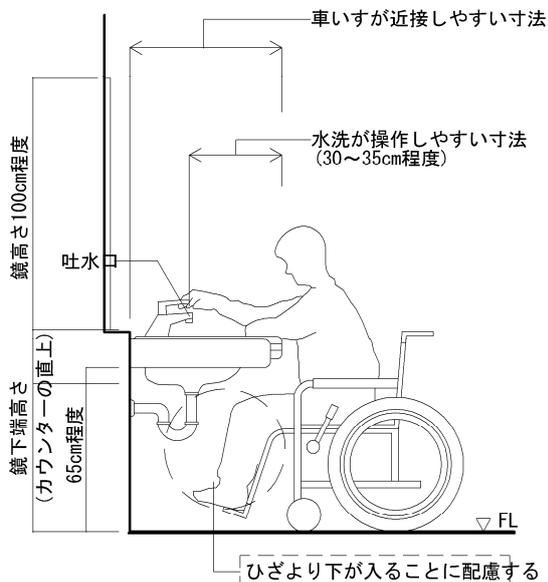
● 小便器



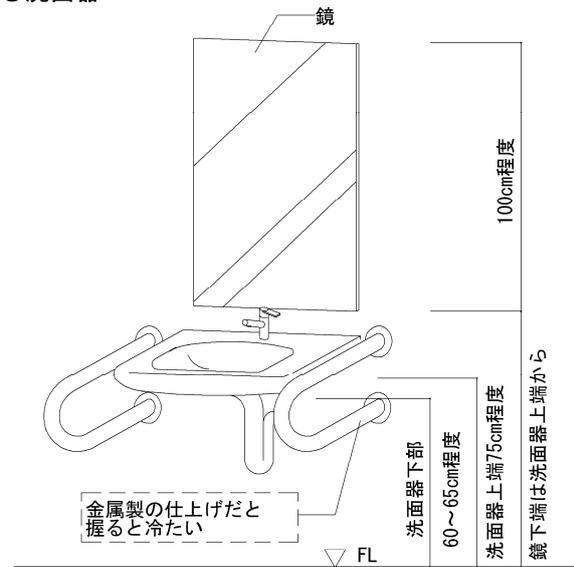
● 便房設備の表示例



● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台

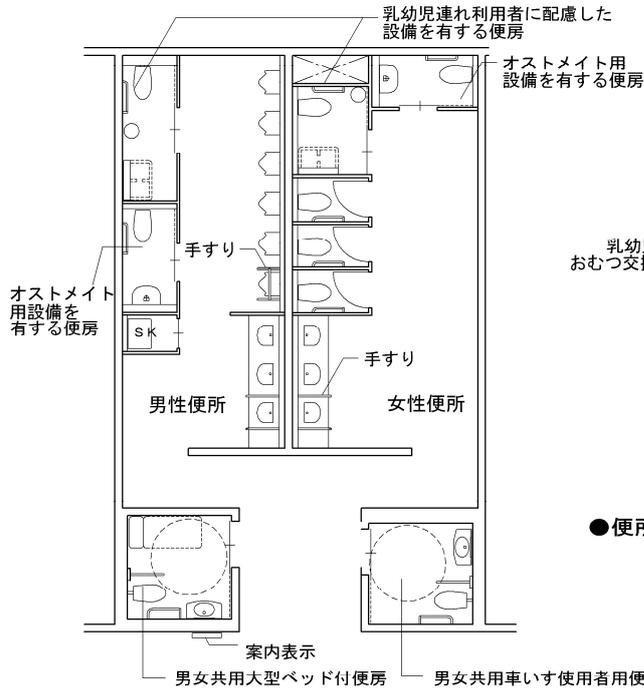


● 洗面器

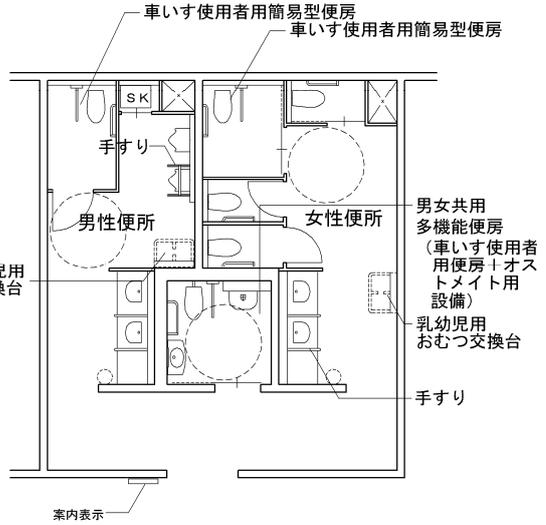


便所・洗面所 6

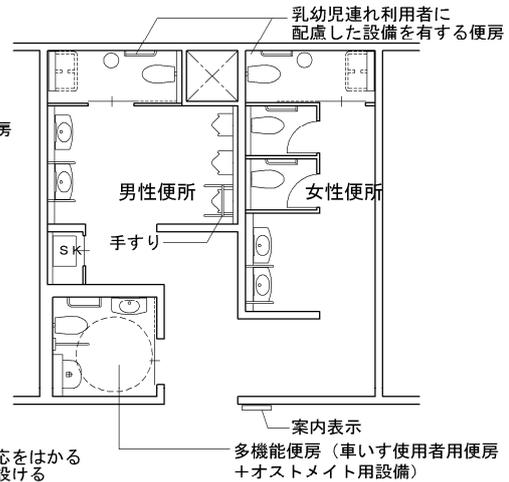
●便所・洗面所の例 1



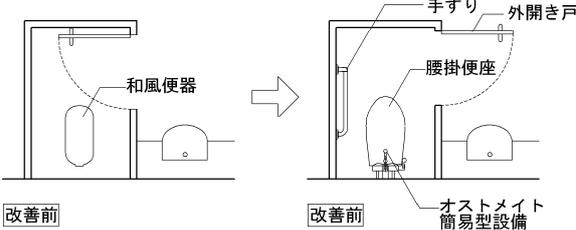
●便所・洗面所の例 2



●便所・洗面所の例 3



●その他の便所の改善例

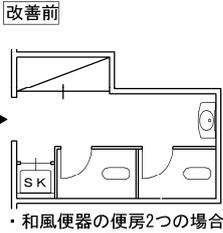


・その他の便房で和風便器の場合

- ・和風便器を腰掛便座に交換する
- ・内開き戸を外開き戸に改善し緊急時の対応をはかる
- ・便座からの立ち座りを補助する手すりを設ける
- ・オストメイト簡易型設備を設ける

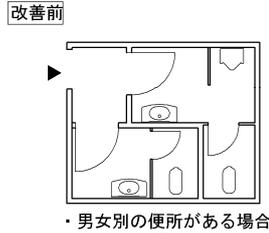
●小規模施設での改善例

○改善例 1



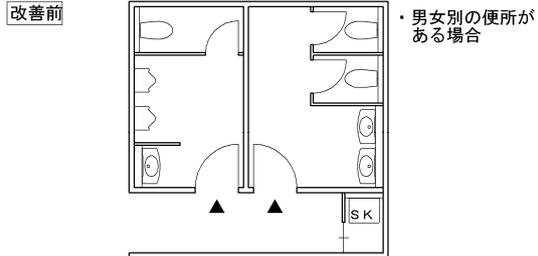
・和風便器の便房2つの場合

○改善例 2

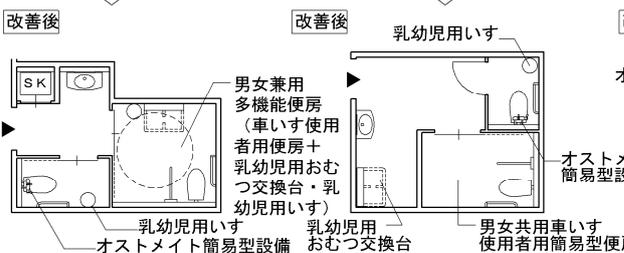


・男女別の便所がある場合

○改善例 3

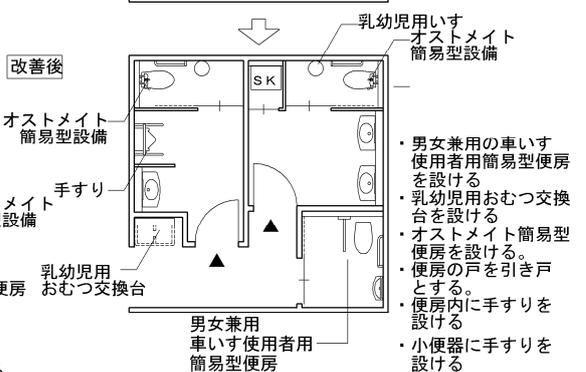


・男女別の便所がある場合



- ・多機能便房（車いす使用者用便房+乳幼児連れ対応）とオストメイト簡易型便房を設ける。

- ・男女共用の車いす使用者用簡易型便房と、オストメイト簡易型便房を設ける。
- ・乳幼児用おむつ交換台を設ける。



- ・男女兼用の車いす使用者用簡易型便房を設ける
- ・乳幼児用おむつ交換台を設ける
- ・オストメイト簡易型便房を設ける。
- ・便房の戸を引き戸とする。
- ・便房内に手すりを設ける
- ・小便器に手すりを設ける

2. 7. 6 設計例



・機能をわかりやすく示し、色使いにも配慮された案内表示



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示



・車いす使用者用便房の出入口と案内表示



・折りたたみ式大型ベッドのある便房



・便房内の設備等を示した案内表示



・操作系設備配置 JIS S0026規定



・オストメイト用汚物流し



・オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの）



・小規模店舗の男女共用便所の案内表示

2. 7 便所・洗面所



・広めの便房（車いす使用者用簡易型便房）が設けられた女子トイレの案内表示



・女子トイレ内に設けられた広めの便房（車いす使用者用簡易型便房）



・「車いすの方も使用できます」の案内表示



・ベビーカーとともに入ることのできる広めの便房（乳幼児用いす付）と便房の案内表示



・乳幼児用いすを設けた便房



・手すりが設けられた小便器



・車いす使用者の膝が入るスペースを確保した洗面器



・便所の一角に設けられた乳幼児用おむつ交換台



・便房に設けられた大きめのレバー錠、色による戸の施錠／開錠表示（点字表示付）



・便房に設けられた色による戸の施錠／開錠表示

2. 8 利用居室の出入口

◆ 基準 ◆

<建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<移動等 円滑化経路> 出入口 (第18条第2項 第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・利用居室¹の出入口の設計においては、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に出入りするための配慮が求められる。
- ・あわせて、利用居室の名称等を、高齢者、障害者等にわかりやすく情報提供する配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・屋内の動線計画（利用居室と通路の配置）は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・利用居室の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、戸の前後には高低差を設けない。
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・利用居室の出入口には、室名や用途をわかりやすく表示する。
- ・室名表示は、視覚障害者の利用にも配慮したものとする。

2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準

(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

¹利用居室とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

(2) 戸の形式

- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。
- ・衝突等の危険防止のため、プライバシー上の問題がある場合等を除き、戸には、戸の反対側の様子がわかる窓を設けることが望ましい。
- ・戸に設ける窓は、立位の利用者のほか、車いす使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とする。
- ・自動式引き戸については、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(2) ①を参照。

留意点：戸の認知のしやすさ

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、戸及び取っ手は、戸と壁の色、又は取っ手と戸の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい

留意点：ガラス窓

- ・聴覚障害者は、ノックをしてもその音がわからないため、部屋の中の様子がわかるように戸にガラス窓を入れる等の工夫をするとよい。
- ・戸にガラス窓を設けることは、児童や幼児にも居室内部の様子がわかる等、ユニバーサルデザインの視点からも望ましい。

① 手動式引き戸

- ・車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝を設けない。
- ・自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とすることが望ましい。
- ・取っ手は、棒状のものとする。
- ・取っ手の中心高さは、床から90cm程度とする。
- ・補助取っ手をつけることが望ましい。

留意点：取っ手

- ・握り玉タイプのものは、高齢者、障害者等には使いにくいいため使用しない。

② 開き戸

- ・車いす使用者の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設け、戸の前後には十分なスペースを設けることが望ましい。
- ・ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ操作の軽いものとする。
- ・取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする。
- ・取っ手の設置高さは、床から90cm程度とする。
- ・廊下の側面に通路等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう、必要な措置（十分なスペース（アルコープ等）を設ける等）を講ずることが望ましい。
- ・ガラス戸の場合は、床から高さ35cm程度までの部分を、車いすのフットレストあたりとして補強することが望ましい。

留意点：開き戸

- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

(3) 仕上げ等

① ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(4) ②を参照。

(4) 案内表示

① 設置位置

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、利用居室の名称等を表示する。
- ・室名表示の設置高さは、床から140～160cm程度とする。

② 文字等による室名表示

- ・室名表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・表示板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

③ 文字の浮き彫りや点字による室名表示

- ・客室や視覚障害者の利用の多い用途の建築物の利用居室の室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・その他の用途の建築物の利用居室においても、室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとすることが望ましい。
- ・廊下等に手すりを設ける場合には、施設用途を考慮した上で、点字による室名表示を手すりに設けることが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

2. 8. 2 改善・改修のポイント

利用居室の出入口の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 8. 1 居室の出入口の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

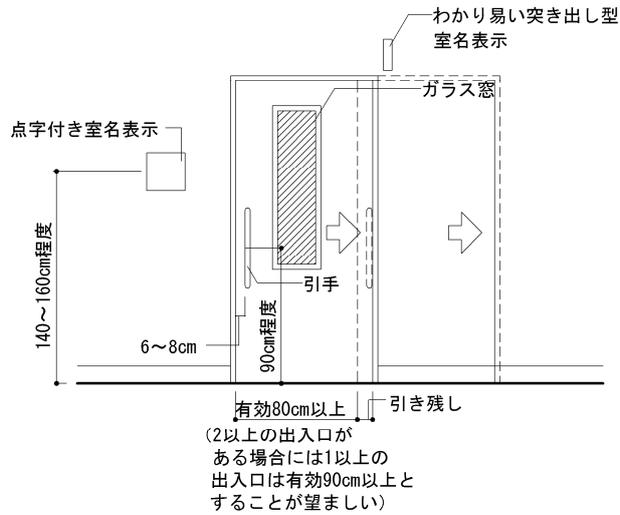
- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因や、車いす使用者の通行の支障となる戸の前後の高低差を解消する（傾斜路でも可）。

(2) 戸の形式

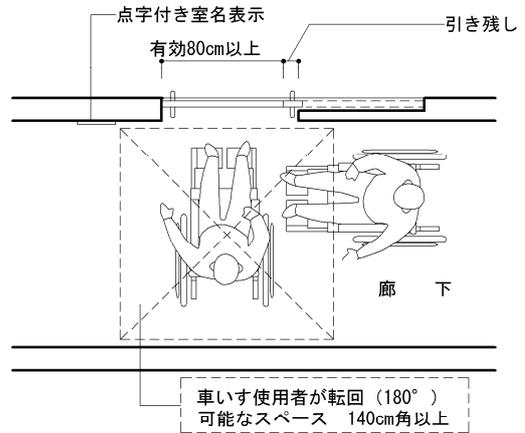
- ・開き戸とする場合は、通行者との衝突防止、開閉動作等のための十分なスペースを確保する。
- ・引き戸とすることが望ましい。

●利用居室の出入口の設計標準

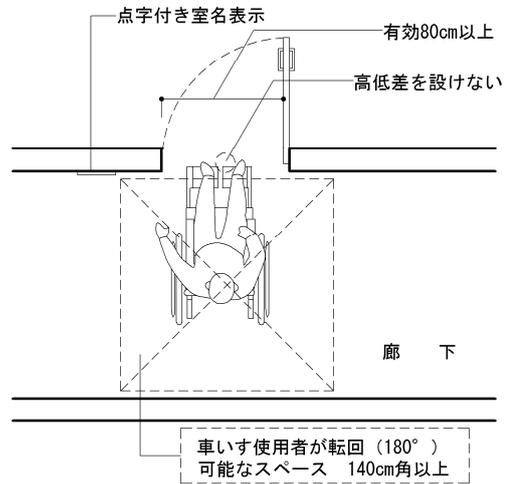
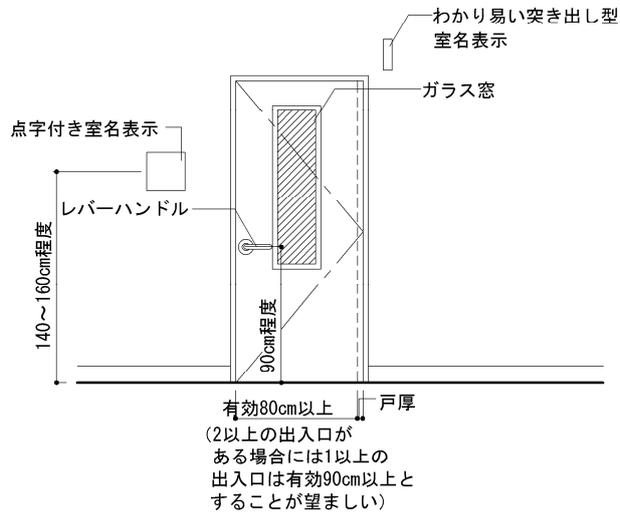
○引き戸の場合



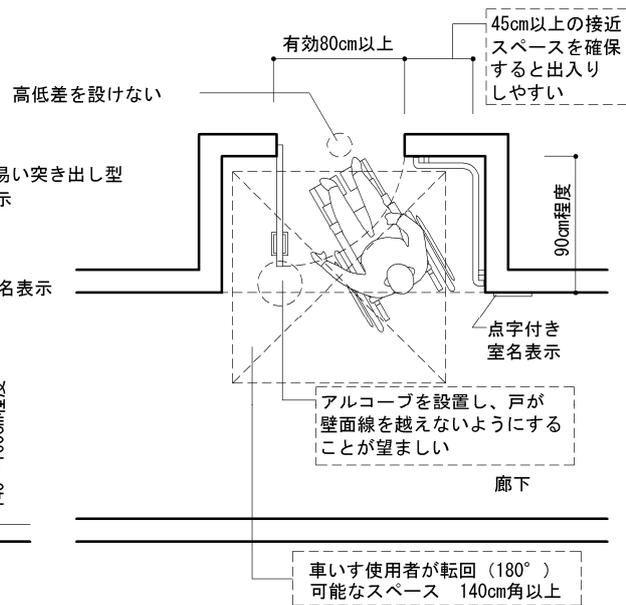
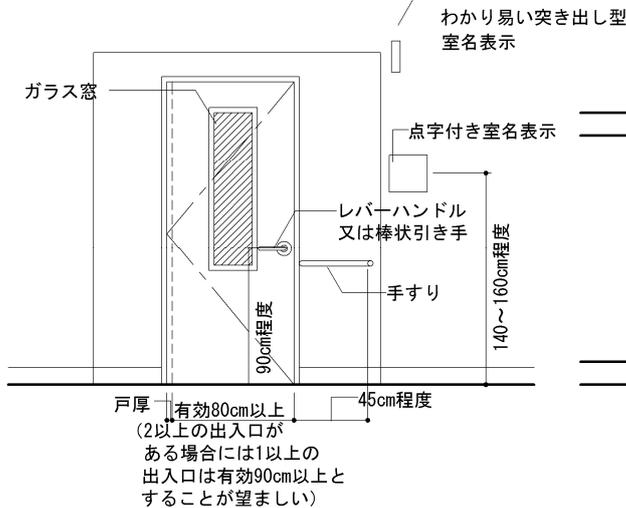
利用居室の出入口 1



○内開き戸の場合

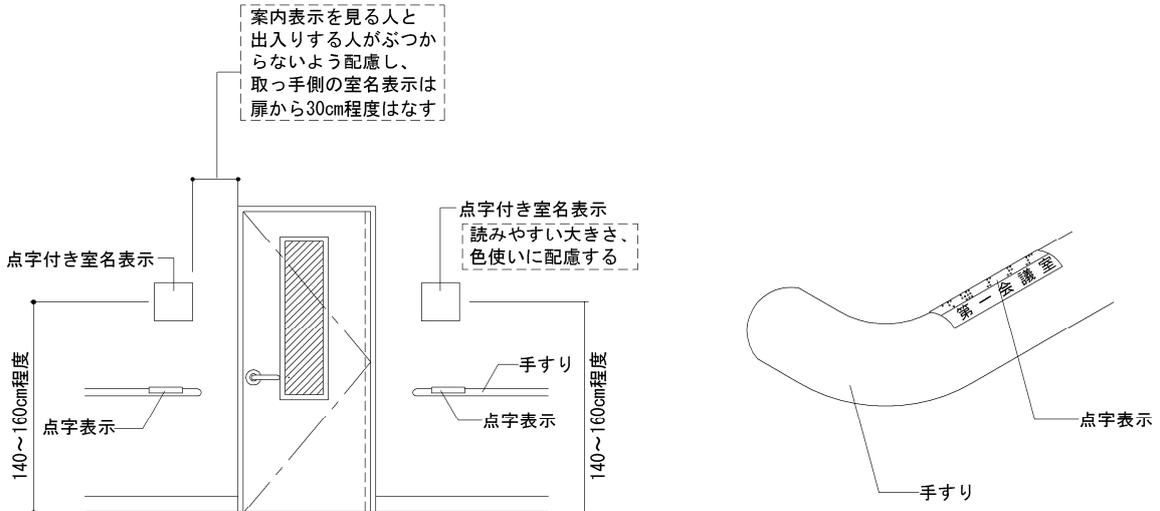


○外開き戸の場合(手すりを設けた場合)

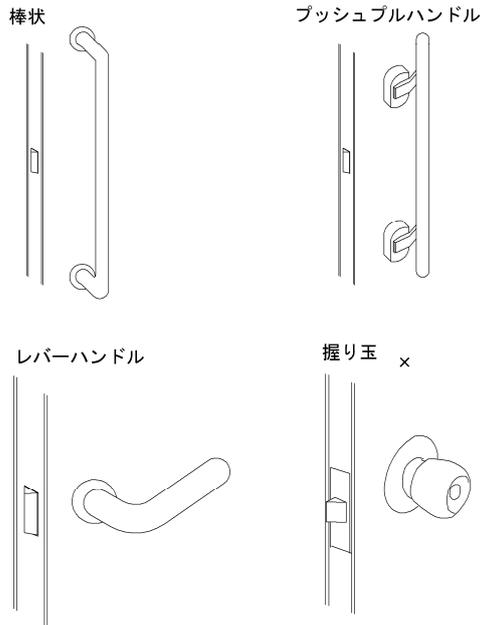


利用居室の出入口 2

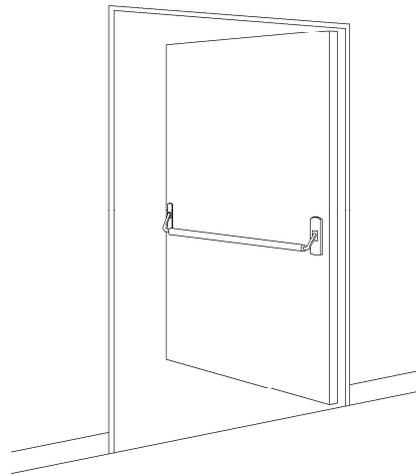
○表示例



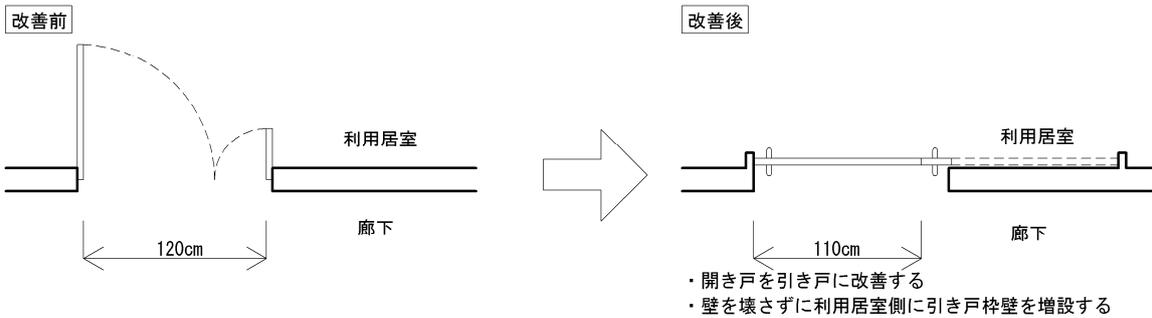
○使いやすい取っ手



パニックバー



●改善例



2. 8. 3 設計例



- 戸の手前で手すりを立上げ、戸の位置をわかりやすくしている出入口（戸は引き戸で下枠の段がなく、戸と壁の色のコントラストを明確にして認知しやすくし、表示は大きく明瞭である。）

2. 9 客室

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル 又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル 又は 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	②車いす使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	④浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車いす使用者用客室」（車いす使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、一般客室において、高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが求められている。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を設けることにより、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）の段差の解消や、フロントにおける車いす使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

◆ 設計のポイント ◆

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者用客室を設ける。
- ・車いす使用者用客室内には、車いす使用者の円滑な利用が可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。
- ・車いす使用者用客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。
- ・車いす使用者用客室の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・車いす使用者用客室以外の一般客室においても、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとす。
- ・客室の出入口には、室名（部屋番号）をわかりやすく表示する。
- ・車いす使用者用客室や一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設ける（又は貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

2. 9. 1 客室の設計標準

(1) 車いす使用者用客室

① 設置数、配置

- ・客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設ける。
- ・客室の総数が200以下の場合は、当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は、当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の位置は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

② 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・ベッドの側面には車いす使用者が進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。

留意点：和室

- ・車いす使用者用客室が和室の場合、畳に車いす使用者が容易に移乗できるよう、畳の高さを車いすの座面の高さと同程度とする等の工夫をすることが望ましい。

③ 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
 - ・便所、便房及び浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。(※1)
- ※1 以下の場合は代替可能。
- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合
 - ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合
- ・客室出入口の戸の取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
 - ・客室出入口のドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ操作の軽いものを設ける。

2. 9 客室

- ・客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車いす使用者の目線の高さ）程度の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホン設けることが望ましい。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

④ 部品・設備等

ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

エ. コンセント、スイッチ類

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける。
- ・コンセント、スイッチ類については2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

オ. 収納等

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とし、奥行きは45cm程度とする。

⑤ 仕上げ等

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

⑥ 便所

- ・客室内の便所には、車いす使用者が円滑に利用できる便所（以下「車いす使用者用便所」という。）を設ける。

（※2）

※2 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便所が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車いす使用者用便所については、2. 7. 1 個別機能を有する便所の設計標準（1）共通する事項、及び（2）車いす使用者用便所を参照。

ア. 便所の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便所には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑦ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車いす使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車いす使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

留意点：浴室までの経路

- ・車いす使用者用客室から共用の車いす使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

ア. 浴室等の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・車いすから移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽と同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

留意点：浴室等のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽への移乗のための側面のスペースが、右側面にある便所・浴室の客室等と、左側面にある便所・浴室の客室等、複数のバリエーションを設けることが望ましい。
- ・また車いす使用者用浴室のある客室の他、車いす使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。

b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす、シャワーチェア等を備える。
- ・浴室用車いすやシャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

c. 手すり

- ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いすやシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとするのが望ましい。

e. 洗面器等（洗面脱衣室に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

f. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設ける。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

(2) 一般客室

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車いす使用者用客室以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

① 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ・客室内の通路には、車いす使用者が通行できる有効幅員を確保する。有効幅員内には、冷蔵庫やテーブル等、車いす使用者の移動の支障となる設備機器や家具等を設置しない。
- ・客室内には、車いす使用者が直進し、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。ベッドの移動等、客室のレイアウト変更による対応でもよい。
- ・ベッドの側面には車いす使用者が進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型の設置を含む）により段を解消する。

留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備

- ・一人でも多くの高齢者、車いす使用者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの整備に取り組むことが望ましい。

② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

③ 部品・設備等

ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

留意点：その他の設備・備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

④ 便所

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑤ 浴室又はシャワー室

ア. 出入口の寸法

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。

イ. 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
 - a. 浴槽
 - ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。
 - b. シャワー
 - ・原則としてハンドシャワーとする。
 - ・シャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所ので使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
 - c. 手すり
 - ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
 - ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及びシャワーチェア等への立ち座りのための手すりを設けることが望ましい。
 - d. 浴槽及びシャワーの水栓金具
 - ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
 - ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。
 - e. 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）
 - ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

(3) 案内表示、情報伝達設備等

① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。
- ・室名表示は文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとするのが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、車いす使用者の見やすさに配慮した高さに設ける。
- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照
- ・表示板については、2. 13. G. 1 案内表示を参照。

② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとする。

④ 電話機

- ・車いす使用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設ける。

⑤ 非常警報装置

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置や、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。
- ・室内信号装置については、2. 9. 4 ソフト面の工夫(4)②を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備を参照。

⑥ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設けることが望ましい。

留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。
- ・客室の電源キーの挿込みと連動している場合、電動車いすの充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

2. 9. 2 改善・改修のポイント

客室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 車いす使用者用客室

一般客室から車いす使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準(1)(3)に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車いす使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置、車いす使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

① 必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置

- ・客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。

② 車いす使用者用便房・浴室出入口の段差解消

- ・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合(既存客室より便所・浴室の床が高い場合等)には、改善・改修によって車いす使用者用客室内にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さにあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設けることが考えられる。

留意点：既存躯体や設備配管等の確認

- ・客室の床スラブの構成(段差の有無)、階高寸法・梁の位置・梁下寸法(客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保)、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

③ 運営しながらの改善・改修実施

- ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。

(2) 一般客室

一般客室の改善・改修にあたっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるように環境を整えることが重要である。

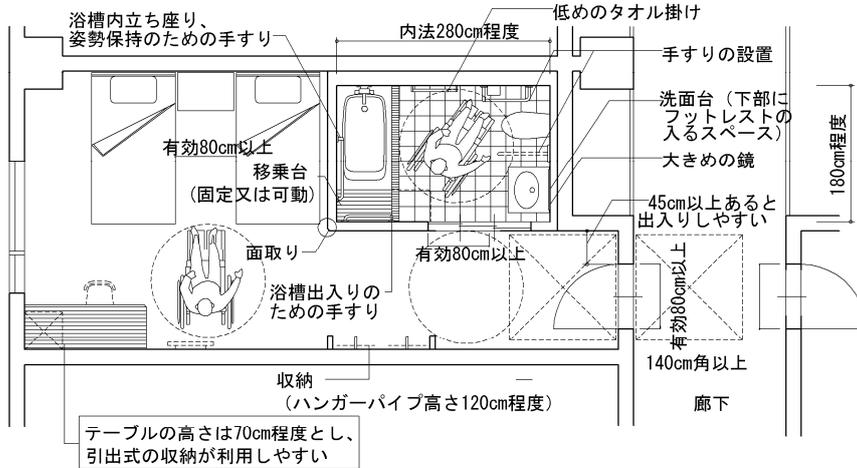
また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

- ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。
- ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。
- ・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

●客室の設計標準

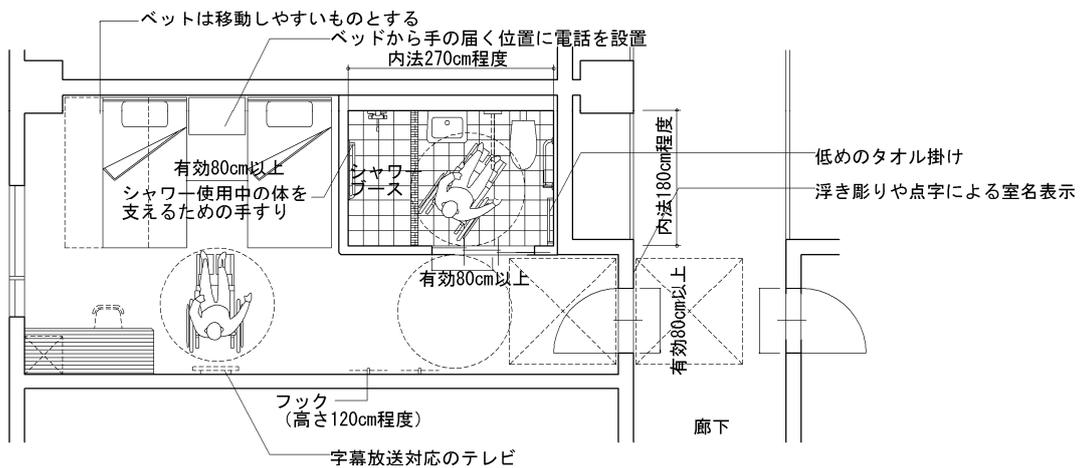
客室 1

○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例

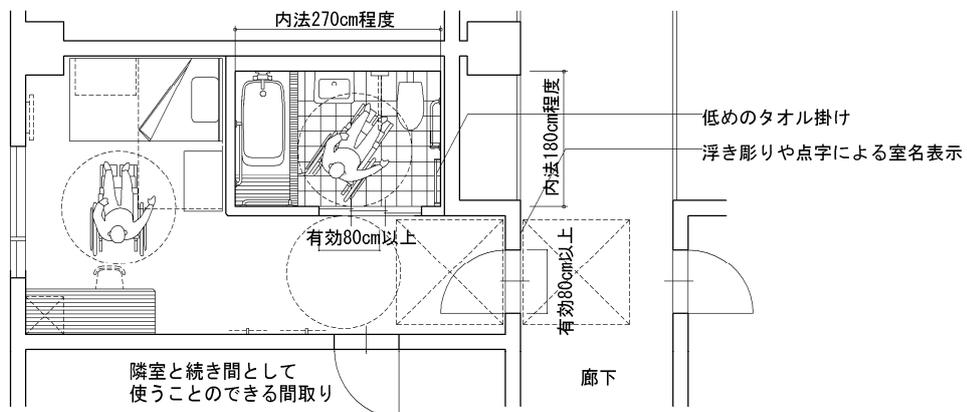


複数の車いす使用者用客室を設ける場合には、便器や浴槽のレイアウトに右移乗・左移乗のバリエーションを準備することが望ましい。

○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例

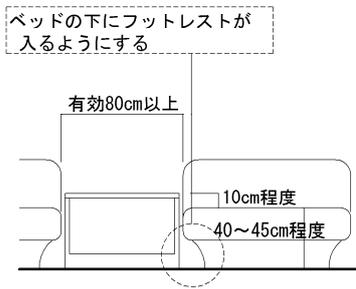


○車いす使用者用客室（シングルルーム）の例

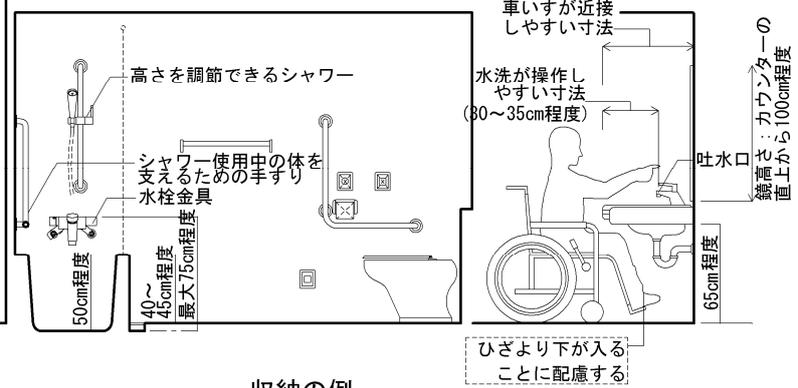


客室2

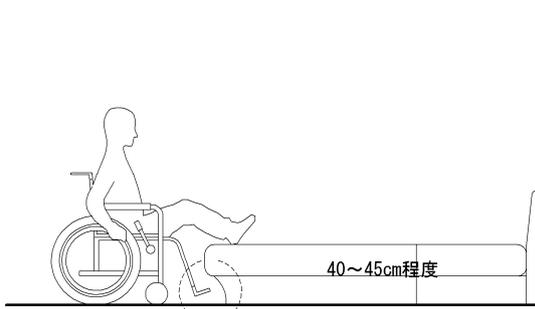
○車いす使用者用客室の例
・ベッド廻りの例



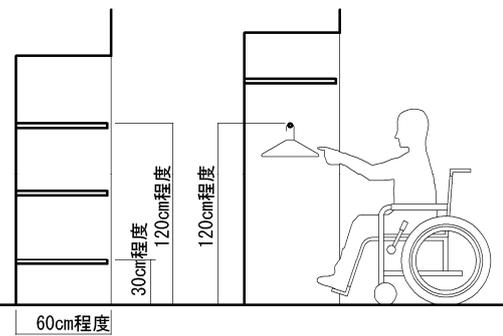
・浴室廻りの例



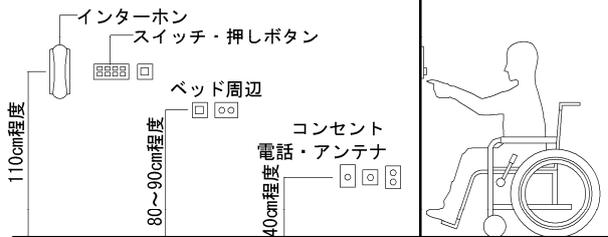
・ベッドの高さの例



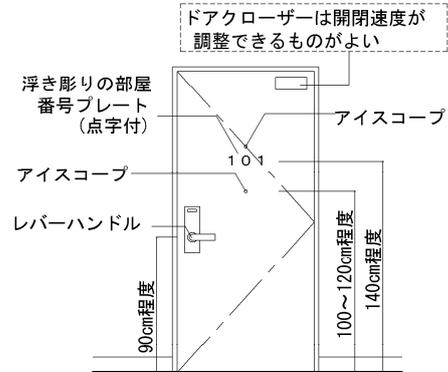
・収納の例



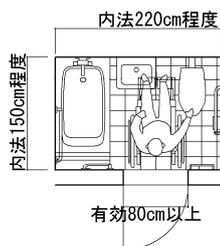
・コンセント、スイッチの高さの例



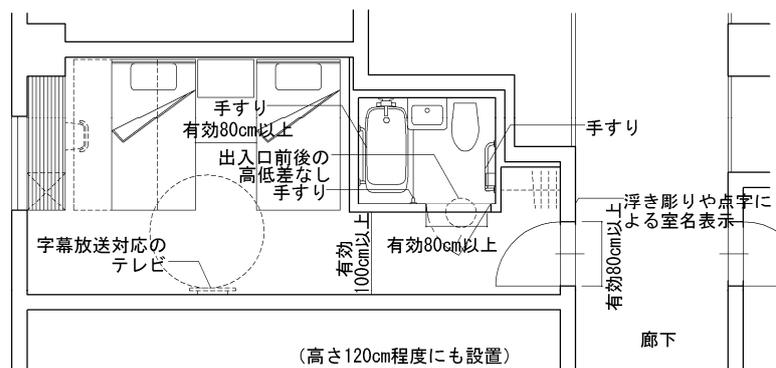
・客室出入口のドアの例



・車いす使用者用客室の水廻り室の例



○高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室 (ツインルーム) の例

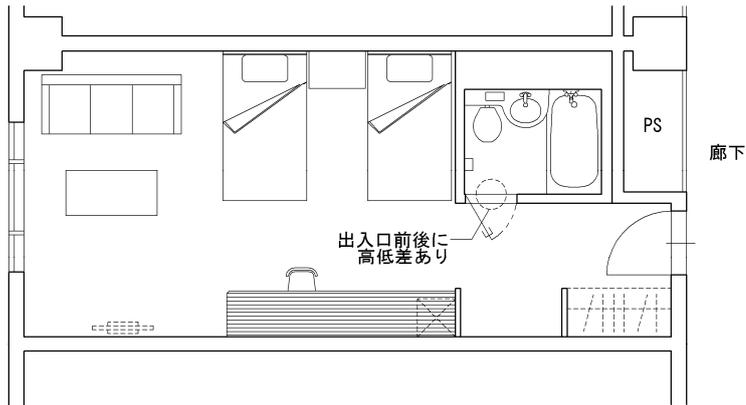


客室 3

●改善例 1
一般客室 1 室を車いす
使用者用客室 1 室に
改善する例

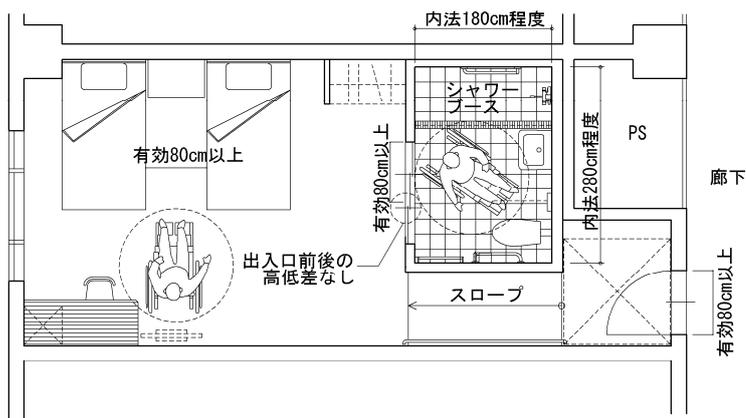
改善前

・一般客室（ツイン）1 室

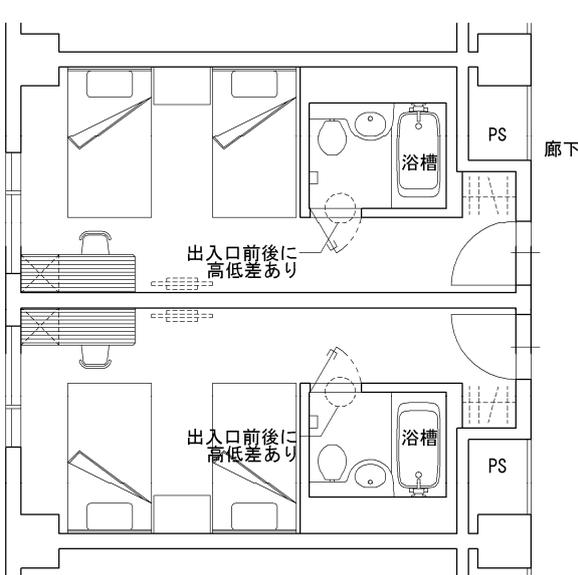


改善後

- ・車いす使用者用客室（ツイン）に改善
- ・スロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワールームに手すりを設置

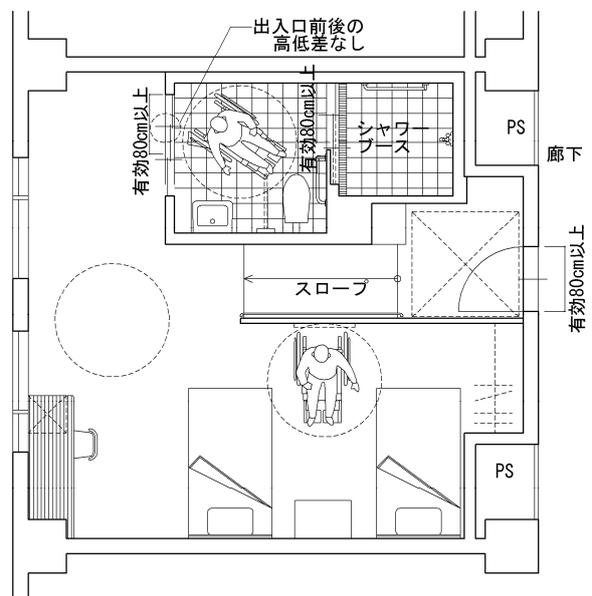


●改善例 2
一般客室 2 室を車いす使用者用客室 1 室に改善する例



改善前

・一般客室（ツイン）2 室



改善後

- ・車いす使用者用客室（ツイン）に改善（2 室間の壁（非構造壁）を撤去）
- ・スロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワールームに手すりを設置

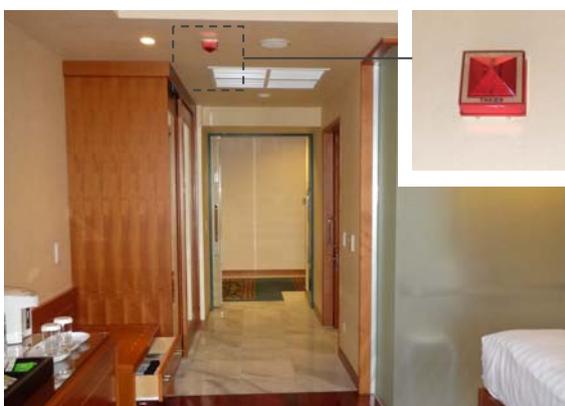
2. 9. 3 設計例



・車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



・車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



・車いす使用者の利用に配慮した幅員を確保した通路（出入口は引き戸、コンセントは床から約30cm、スイッチは約1mに設置。天井には聴覚障害者への情報伝達のための非常表示灯を設置）



・下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保したデスク



・低い位置にハンガーパイプを設けた収納



・移乗台及び手すりを設けた浴槽



・一体的に設けられた便所、シャワー室（便所の左側には浴槽がある。引違い戸（前後の高低差なし）により、便所とシャワー室にそれぞれ直接、出入りすることができる。）



・両側に手すりを設けた便所



・下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台

2. 9. 4 ソフト面の工夫

(1) 情報提供とコミュニケーション

① 情報提供と蓄積

- ・車いす使用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況等の基本的な情報が、施設のホームページで提供されることが望ましい。
- ・利用者のニーズを把握・蓄積し、ソフト面の工夫に活かしていくことが望ましい。

② 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアロック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。

③ 電話機

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことが望ましい。

④ 非常時の情報伝達、避難

- ・火災等の非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるよう配慮する。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・車いす使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・また障害者等の宿泊する客室位置について、従業員が十分に把握しておく必要がある。

(2) 備品の対応、貸し出し

① 客室内設備の使用法等の説明

- ・視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。



・大型表示ボタン（点字表示付き）の電話機



・緊急通報ボタン（左）と、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置

留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

留意点：携帯端末の活用

- ・携帯端末等を貸し出し（あるいは聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し）、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

② 便所、浴室等の備品

- ・客室に浴室用車いす、シャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備することが望ましい。
- ・複数の方が、一度に利用することにも配慮する。

③ 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

(3) 客室の位置

- ・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。

(4) 人的対応

① フロント等での対応

- ・フロント等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

② 共用部分での配慮

- ・車いす使用者をテーブル席のあるレストランに案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。

留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。



・筆談ボード：書いて消せる白板

留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

- ・宿泊機能を有する施設では、予約時・フロントにおける丁寧な説明等の人的対応の充実を図ることが望ましい。
- ・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

対応策・整備項目	利用対象者				
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者	障害者
◎予約の際に申し出があった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所への確かな申し送りをしておく	○	○	○	○	○
◎従業員は常に館内の様子を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○	○	○	○
○車いすの貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○	○	○	○	○
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する	○	○	○	○	○
◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。					
○重点事項：高齢者や障害をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。					
●補完事項：高齢者や障害をもつ人の受け入れ体制づくりにおいて、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。					

2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、公衆浴場等、宿泊機能を有する建築物に付属する共同浴室、及びそれらに附帯するシャワー室、脱衣室等におけるバリアフリー対応が求められている。
- ・また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様にスポーツ活動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。
- ・高齢者、障害者等にとって転倒等の危険が大きい場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・公衆浴場や宿泊機能を有する建築物等、不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設ける。また浴室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室を設ける。またシャワー室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。
- ・出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・浴室・シャワー室では、浴室用車いす等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。

2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

(1) 共通する事項

① 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・床には段を設けない。

② 戸の形式

- ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造
その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造
とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の
設計標準(2)を参照。

③ 部品・設備等

ア. 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げ
る。

イ. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・浴室用車いす、又はシャワーチェア等を備える。

ウ. 浴室の手すり

- ・浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すり
を設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段があ
る場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット(自動温度調節器)付き混合水栓等、湯
水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット(自動温度調節器)には、適温の箇所に
認知しやすい印等をつける。

④ 仕上げ等

ア. 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移
動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水
はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やか
にする。

イ. ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計
標準(4)②を参照。

留意点：部品・設備等のわかりやすさ

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者
のわかりやすさを確保するため、浴
槽、水栓金具、洗面器等の部品・設
備等と壁の仕上げ材料は、部品・設
備等と壁の色の明度、色相又は彩度
の差の確保に配慮して選定するこ
とが望ましい。

留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いた
め、点字表示とともに、浮き彫り文
字等を併用する等の工夫が望まれ
る。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、
水栓金具で怪我をしないよう取り
付け方法、取り付け位置、水栓金具
の形状に配慮する。

⑤ 案内表示、情報伝達設備等

ア. 室名表示等

- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照。
- ・表示板等については、2. 13. G. 1 案内表示（1）を参照。

イ. シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設けることが望ましい。

（2）車いす使用者用浴室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室（以下「車いす使用者用浴室」という。）を設けることが望ましい。
 - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの車いす使用者用も利用できる浴室（以下「貸し切り浴室」という。）を1以上設けることが望ましい。
 - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に、車いす使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

③ 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

ア. 浴槽

- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車いすの座面の高さ）程度とする。
- ・浴槽の縁には、車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでよい。

留意点：洗い場と浴槽

- ・車いすの座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

イ. シャワー

- ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・洗い場には浴室用車いす又はシャワーチェア等を備える。

留意点：浴室用車いす

- ・浴室用車いすには、介助用車いす（車いす使用者が自ら操作することはできないが、入浴介助のしやすさ等に配慮された車いす）と、自走式の車いす（車いす使用者が自ら操作することのできる車いす）がある。

ウ. 手すり

- ・出入口から洗い場や浴槽まで誘導するための手すりを設ける。
- ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるため、又は立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・浴槽への移乗台付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・必要に応じ、洗い場から浴槽の周囲に、手すりを連続して設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

留意点：手すり

- ・浴槽内にも手すりを設けることが望ましい。

エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設ける。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いす等に座った状態で手が届く位置とする。

オ. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

④ 仕上げ等

- ・貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。

(3) 車いす使用者用シャワー室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（以下「車いす使用者用シャワー室」という。）を設けることが望ましい。
 - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等のシャワー室には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者用シャワー室を設けることが望ましい。

- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、シャワー室を1以上設けることが望ましい。

② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用シャワー室を設けたシャワー室、及び車いす使用者用シャワー室の出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・通路や車いす使用者用シャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・車いす使用者が360° 回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

③ 部品・設備等

- ・シャワー、手すり等を適切に配置する。

ア. シャワー

- ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす又はシャワーチェア、ベンチ等を備える。
- ・車いす使用者シャワー室（ブース）のベンチの高さは、床面から40～45cm程度とする。

イ. 手すり

- ・シャワー使用中の体を支えるため、かつ立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

ウ. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

(4) その他

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設の浴室等は、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準

(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者のための脱衣・更衣スペースを設ける場合には、出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には、段を設けない。

(2) 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(2)を参照。

(3) 車いす使用者用の脱衣・更衣スペース

① 設置数、位置

- ・不特定多数の利用する脱衣室・更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設けることが望ましい。
- ・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室内に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣等のスペースを1以上設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・車いす使用者のための脱衣・更衣スペースには、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
 - ・車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)

③ 収納棚等

- ・車いす使用者の脱衣・更衣等のスペースの近くに、車いす使用者用の収納棚やロッカー等を設ける。
- ・収納棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。

- ・ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納棚等の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。

(4) 車いす使用者用便房

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室に車いす使用者用の脱衣・更衣スペース等を設ける場合には、脱衣室・更衣室内、又は脱衣室・更衣室の近くに、1以上の車いす使用者用便房を設ける。
- ・車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準 (1) 共通する事項及び (2) 車いす使用者用便房を参照。

(5) 部品・設備等

① 手すり

- ・手すりを設ける場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

② 脱衣のためのベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設ける。
- ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとするのが望ましい。
- ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。

留意点：ベンチのわかりやすさ

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、脱衣のためのベンチと壁・床の仕上げ材料は、ベンチと壁・床の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

留意点：収納、ロッカー

- ・視覚障害者が、鍵のある収納やロッカーを使用する際には、脱衣室・更衣室に同行し、鍵の位置、使い方等について、実際に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

③ 洗面器、鏡

- ・洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・複数の洗面器を設ける場合、1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮したものとする。
 - ・洗面器の下部には車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
 - ・洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
 - ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

④ 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室には、1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）の乳幼児用おむつ交換台を設ける。
- ・おむつ交換台については、2. 13 F. 1 乳幼児等用設備を参照。

(6) 仕上げ等

① 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

② ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(4)②を参照。

(7) 案内表示、情報伝達設備等

- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照。
- ・表示板等については、2. 13. G. 1 案内表示(1)を参照。

2. 10. 3 改善・改修のポイント

浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることその他、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準、2. 10. 2 脱衣室・更衣室の設計標準に基づいて行うことが望ましいが、特に以下に配慮して設計する。

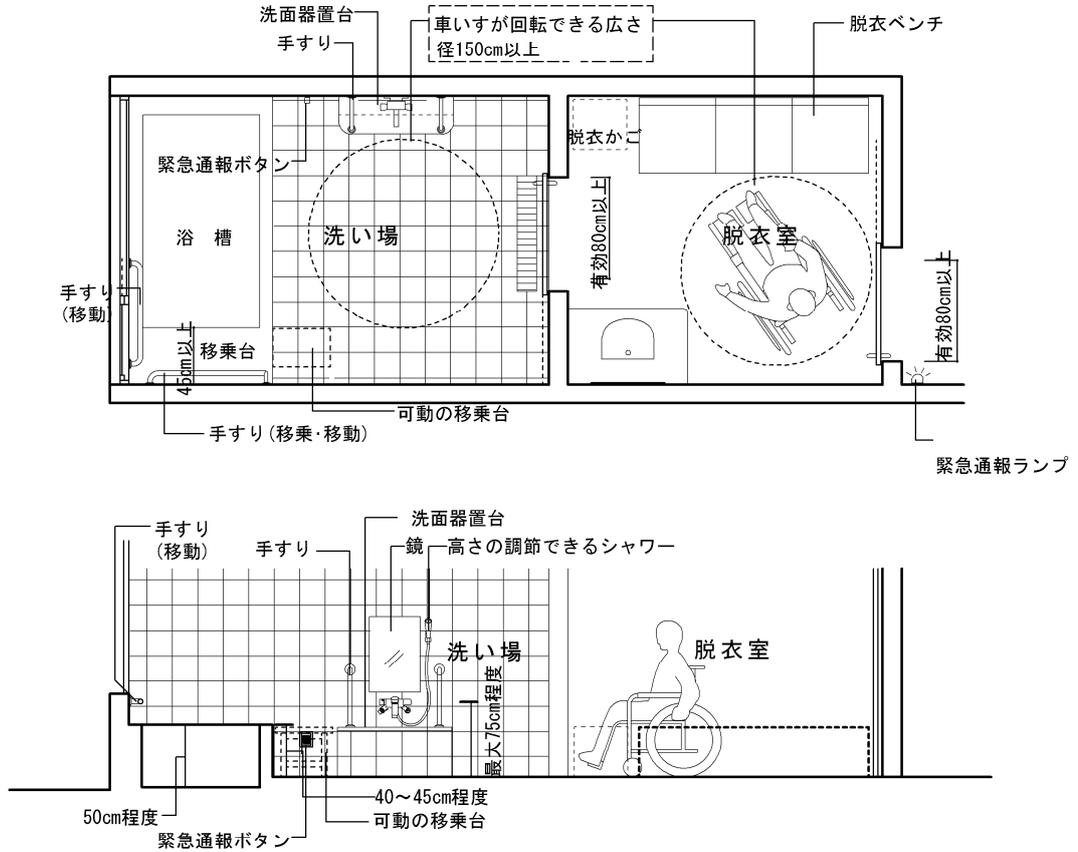
(1) 経路

- ・改善・改修等により車いす使用者用浴室等を設ける場合には、利用居室から車いす使用者用浴室等までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

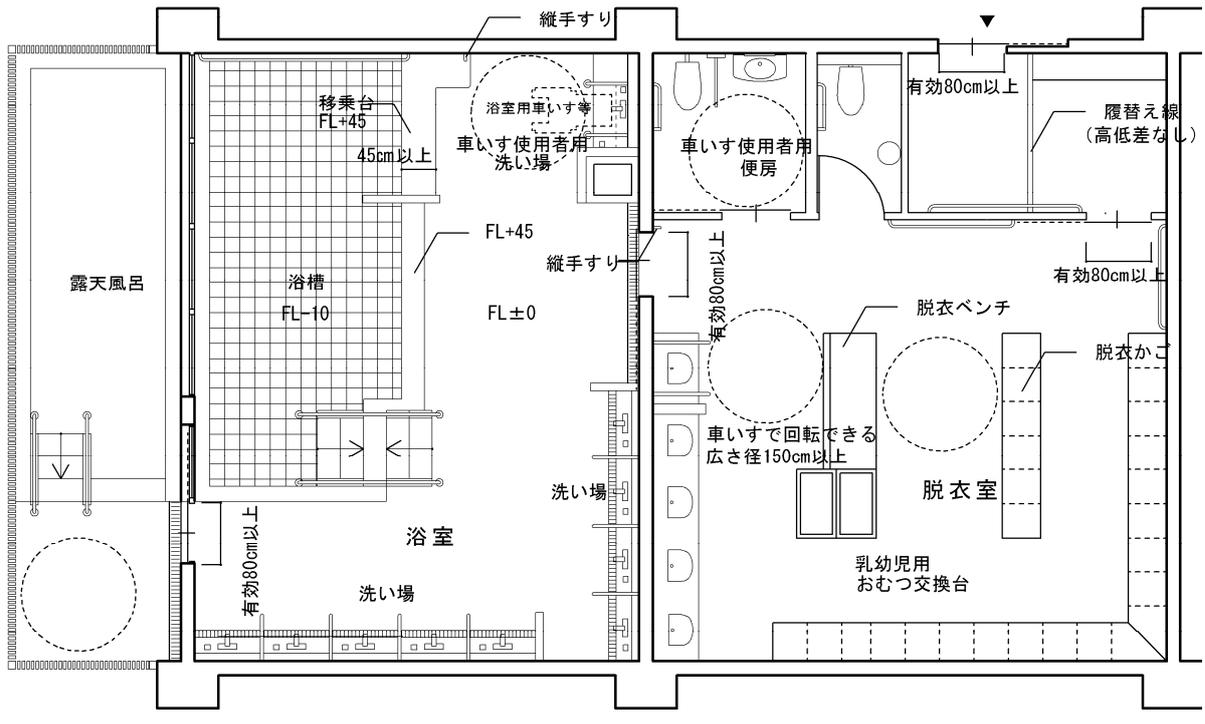
浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室 1

●浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計標準

○貸し切り浴室の例



○車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例



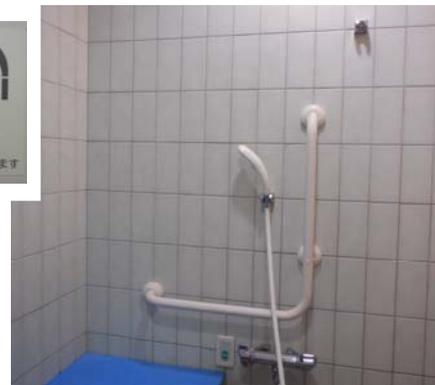
2. 10. 4 設計例



・手すり、階段、天井走行式の介助用リフトを設置した貸し切り浴室の例



・浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場（手すりを整備。入浴は歩行による。）



・車いす使用者用シャワー室に設けられたシャワー、手すり、水栓金具、緊急通報ボタン



・スロープで上がり框の段を解消した脱衣室



・車いす使用者の利用に配慮した高さのロッカー、ベンチのある更衣ブース



・ゆとりある広さ、車いす使用者の利用に配慮した高さのロッカーのある更衣室

2. 1 1 劇場、競技場等の客席・観覧席

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、劇場やホール、体育館、競技場等の客席・観覧席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、観劇・観覧できる配慮が求められている。
- ・高齢者、障害者等が、客席・観覧席を自由に選択できる配慮が求められる。
- ・車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる配慮が求められる。
- ・視覚障害者や聴覚障害者が、上演内容や競技状況等の情報を得るために、音声・文字情報提供設備等の配慮が求められる。
- ・高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさへの配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・車いす使用者用客席・観覧席は、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるように配慮する。また同伴者とともに利用できるように配慮する。
- ・車いす使用者用客席・観覧席は、避難を考慮し、客席・観覧席の出入口に容易に到達できる位置とする。あわせて、車いす使用者用客席・観覧席は、エレベーター、車いす使用者用便房に容易に到達できる位置とする。
- ・客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席までの経路には、段を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、エレベーターもしくは段差解消機を設ける。
- ・聴覚障害者、視覚障害者等の観劇・観覧に配慮した設備を設ける。
- ・聴覚障害者のための設備を設けた客席・観覧席は、手話通訳や字幕・文字情報等の見やすさにも配慮する。
- ・乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、安心して利用できるよう、区画された観覧室を設ける。
- ・多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合には、仮設の車いす使用者用客席・観覧席を設けて、客席数・観覧席数を確保することが望ましい。

2. 1 1. 1 客席・観覧席の設計標準

- ・客席・観覧席は、以下に配慮して設計する。

(1) 車いす使用者用客席・観覧席

① 割合、位置

- ・車いす使用者用客席・観覧席の数（可動席スペースを含む。）は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1%以上とする。
- ・車いす使用者用客席・観覧席（可動席スペースを含む。）は、車いす使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車いす使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。
- ・多数の車いす使用者の観覧に配慮し、固定位置の車いす使用者用客席・観覧席のほかに、可動席スペース（固定位置の車いす使用者用客席・観覧席を含めた客席・観覧席に隣接している、取り外し可能な客席・観覧席）を設けることが望ましい。

留意点：車いす使用者用客席・観覧席の分散配置の考え方

- ・公会堂や集会場の150～300席程度の小ホール等では、平土間形式や電動式移動観覧席を採用することで客席配置の自由度が増し、車いす使用者の利用が容易になる。
- ・ISO 21542 Building construction Accessibility and usability of the built environment (2011年)には、車いす使用者用客席・観覧席の分散配置について、以下のように推奨されている。
 - ・総座席数が51～100の場合の車いす使用者用客席・観覧席の区域数：最低3か所
 - ・総座席数が101～200の場合の車いす使用者用客席・観覧席の区域数：最低4か所
 - ・総座席数が200席（又は200席未満）増えるごとに、さらに1か所の車いす使用者用客席・観覧席の区域を設ける。

- ・劇場・映画館等の車いす使用者用客席については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮した配置とすることが望ましい。

② 床

- ・客席・観覧席の床は水平とし、傾斜させない。
- ・車いす使用者用客席・観覧席が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がり設ける。

③ 寸法

- ・車いす使用者用客席・観覧席の間口は車いす1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。
- ・通常の車いすよりも大きなクライニング式の車いす等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車いす使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。

④ サイトライン

- ・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- ・サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- ・車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- ・建築物の構造等により、車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

⑤ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席

- ・車いす使用者の同伴者席は、車いす使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
- ・客席スペースや構造等により、車いす使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車いす使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。
- ・車いす使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。

⑥ 車いす使用者用客席・観覧席へ至る通路

- ・客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。
- ・客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席までの通路に高低差がある場合は、傾斜路又はその他の昇降機（段差解消機）を設ける。
- ・傾斜路については、2. 4. 1 屋内の通路の設計標準を参照。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 3 B. 1 段差解消機を参照。

留意点：可動席スペースによる車いす使用者用客席・観覧席等の確保

- ・大型車いすの利用者をはじめ、乳幼児連れ利用者、盲ろう者（同伴者4名程度）等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

留意点：サイトライン（可視線）

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・サイトラインは、映画のように観客が着座して鑑賞する場合と、サッカーやコンサートのように観客が立ち上がることが予想される場合で異なるので、十分な検討が必要である。
- ・サイトライン検討をする際の前席の人の高さの設定にあたっては、日本人男子の平均身長値の最高値を基本とし、さらに履物の高さを加算して算出することが望ましい。
- ・年齢別・男女別身長は、文部科学省：体力・運動能力調査等に示されている。
- ・眼高は、身長との相関が高いが、成人の場合、身長から11～12cm減じた値が眼高となるとされている。また履物の高さは、一般に男性用革靴：約3cm、女性用革靴：約5cmとされている。（出典：建築設計資料集—人間 p. 14/日本建築学会/平成15年/発行：丸善株式会社）。
- ・サイトライン検討をする際の車いす使用者の眼高の設定にあたっては、女性の車いす使用者の眼高を基本とすることが望ましい。
- ・上記の検討にあたっては、車いす使用者の様々な人体寸法にも配慮し、眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定した客席・観覧席を配置することが望ましい。
- ・車いす使用者用客席・観覧席のサイトライン検討にあたっては、人体寸法や車いすの寸法・形状が様々であることや、車いす使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることにも留意する必要がある。
- ・既存建築物の改善・改修等において、車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮も求められる。

(2) 一般客席・観覧席等

① 一般客席・観覧席

- ・客席・観覧席の通路側の肘掛けは、車いす使用者の移乗も想定し、高齢者、障害者等が利用しやすい跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。
- ・上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保することが望ましい。

留意点：車いす、ベビーカー置場

- ・一般客席への車いす使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車いすやベビーカーを置くことができるスペースを設けることが望ましい。

② 区画された客席・観覧室

- ・乳幼児連れの利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。

留意点：区画された観覧室の活用

- ・隣の人や周りが気になって、落ち着いて鑑賞することができない、知的障害者や発達障害者、その同伴者にとって、区画された観覧室は有効なものである。
- ・区画された観覧室では、車いす使用者の利用にも配慮することが望まれる。

③ 通路

- ・通路に段を設ける場合にあつては、高齢者や視覚障害者等が段を認知しやすいよう段鼻と踏み面やけあげを識別しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保する。
- ・通路に設ける段は、同一のけあげ・踏面寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。
- ・客席・観覧席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望ましい。
- ・歩行の安全を図るため、客席・観覧席が暗い場合には、通路にフットライト等を設ける。フットライトを設ける場合には、劇場等の演出運営に配慮する。
- ・手すりについては、2. 1 3 A. 1 手すりを参照。

(3) 舞台等

① 舞台

- ・客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台上に上がれるように配慮する。
- ・舞台上の手話通訳者や、司会者・解説者等の動作が客席・観覧席から容易にわかるよう、照明(スポットライト等)や適切なコントラストの背景幕を設けることが望ましい。
- ・その他の昇降機(段差解消機)については、2. 1 3 B. 1 段差解消機を参照。

留意点：体育館等における車いす使用者への配慮

- ・体育館、競技場等においては、競技用の車いすに乗り換えた後に、日常用いる車いすの置き場や、電動車いすの充電用電源コンセントを確保することが望ましい。

② 楽屋・控室等

- ・通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものとする。
- ・楽屋・控室(便所、更衣室・シャワー室を含む。)は、高齢者、障害者等(車いす使用者を含む。)の円滑な移動等に配慮したものとする。
- ・便所については、2. 7 便所・洗面所を参照。
- ・浴室・シャワー室・更衣室については、2. 1 0 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室を参照。
- ・楽屋・控室の化粧台については、2. 1 3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

(4) 音声・画像等による情報提供

- ・難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。
- ・聴覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、舞台等には、字幕・パソコン要約筆記等の文字情報等や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の配置やプロジェクター等の機器設置スペースを確保することが望ましい。
- ・スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の位置は、客席・観覧席から容易に見ることができるとすることが望ましい。
- ・客席・観覧席には、字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを設けることが望ましい。他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業が交錯しないよう配慮する。
- ・舞台もしくは客席・観覧席周囲に、パソコン要約筆記者用スペース（4名分の作業台）を確保することが望ましい。
- ・高齢者や視覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、客席・観覧席には音声による情報提供設備を設けることが望ましい。
- ・楽屋・控室等には、非常時の情報や開演・集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設けることが望ましい。

留意点：高齢者や視覚障害者等を対象とした解説

- ・劇場等では、あらすじや舞台装置、衣装等に関する事前説明や、小型受信機を用いた観劇中の同時解説等、高齢者や視覚障害者等の観劇を補助するための取り組みがある。

留意点：客席・観覧席、会議室等における難聴者向けの対応

- ・集団補聴装置には、アンテナ線を床下にあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器に、目的の音声だけをクリアに届けることができる磁気ループシステムや、FM電波を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができるFM補聴システムや、赤外線を通して音声の信号を補聴器に届ける赤外線補聴システム等がある。
- ・アンテナ線を床上に敷設するタイプの磁気ループシステムには、利用者の人数に応じてアンテナを敷設する範囲を設定できる特徴がある。
- ・集団補聴システムを利用するためには、事前申し込み（施設の事前準備）が必要な場合等がある。施設管理者や興行主は、集団補聴装置の設置や利用等について、施設案内（ホームページ等）や公演等の案内において、事前に利用者伝えておくことが重要である。

留意点：聴覚障害者への対応と配慮

- ・舞台等に字幕を表示する設備として、LEDを用いた電光表示板に表示するもの、映写室等からプロジェクターを用いてスクリーン等に投影するもの等がある。いずれも操作はすべてパソコンで行う。
- ・また個々の客席・観覧席に対応した字幕表示設備として、前席の背面に設ける小型液晶画面の設備のほか、携帯型の字幕表示機器等もある。
- ・パソコン要約筆記とは、音声をパソコンに文字入力し、内容を文字情報としてスクリーン上に表示するものである。
- ・要約筆記者用スペースは、演じられる内容により客席・観覧席から分離することも考えられる。
- ・広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮が求められる。
- ・字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを、他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業や動線が交錯しないよう配慮する必要がある。

(5) 案内表示

- ・客席・観覧席の通路に設ける避難経路や便所位置を示す案内表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、取り付け位置、照明等に配慮したものとする。
- ・案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとするのが望ましい。
- ・客席・観覧席の座席番号、行・列等の表示は、わかりやすく読みやすいように、大きめの文字を用いるほか、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮したものとする。
- ・避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。
- ・固定位置に設けた車いす使用者用客席・観覧席の床面、又は手すり等には、車いす使用者用客席であることを、座席番号とともに表示することが望ましい。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

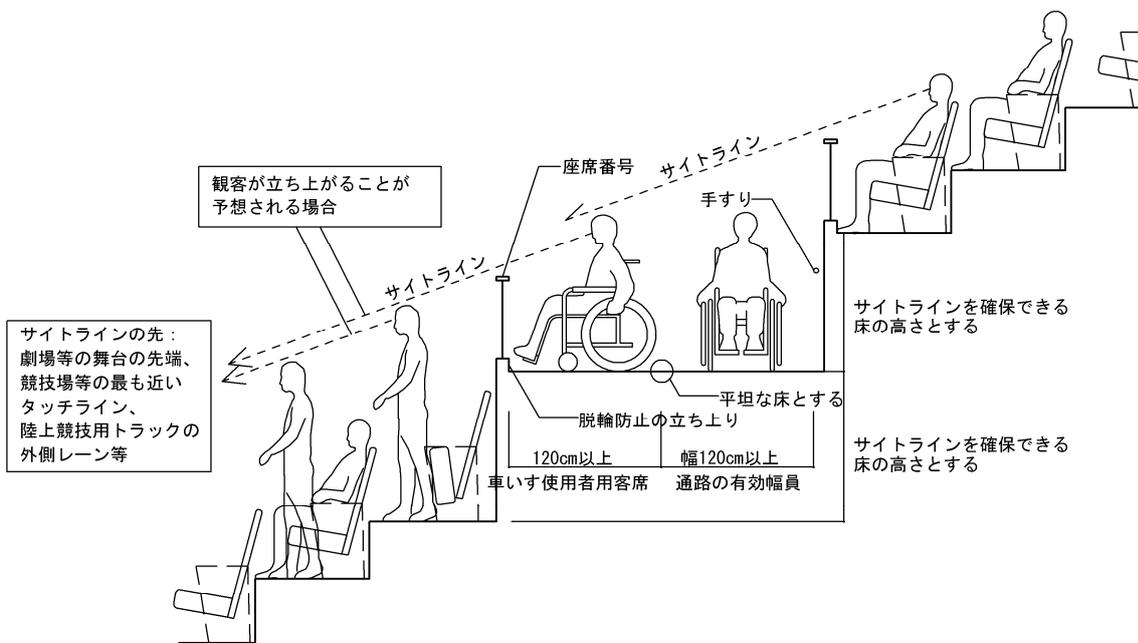
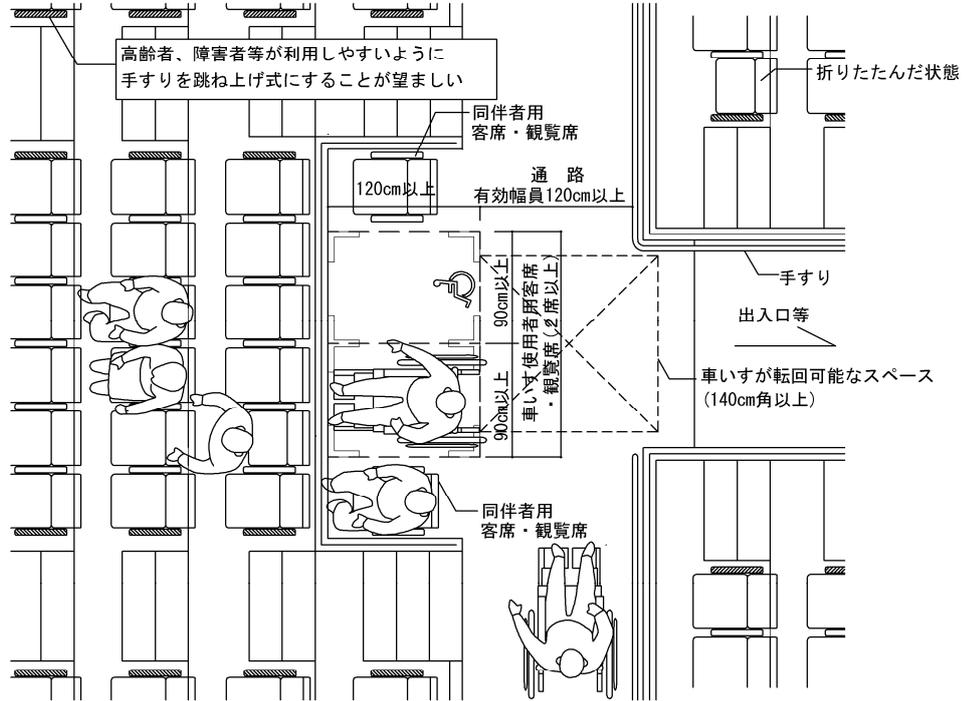
留意点：客席、観覧席への視覚障害者の誘導

- ・視覚障害者をチケット売場・窓口等から、客席、観覧席まで誘導する方法としては、従業員（職員）による誘導（人的対応）を検討することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

客席・観覧席 1

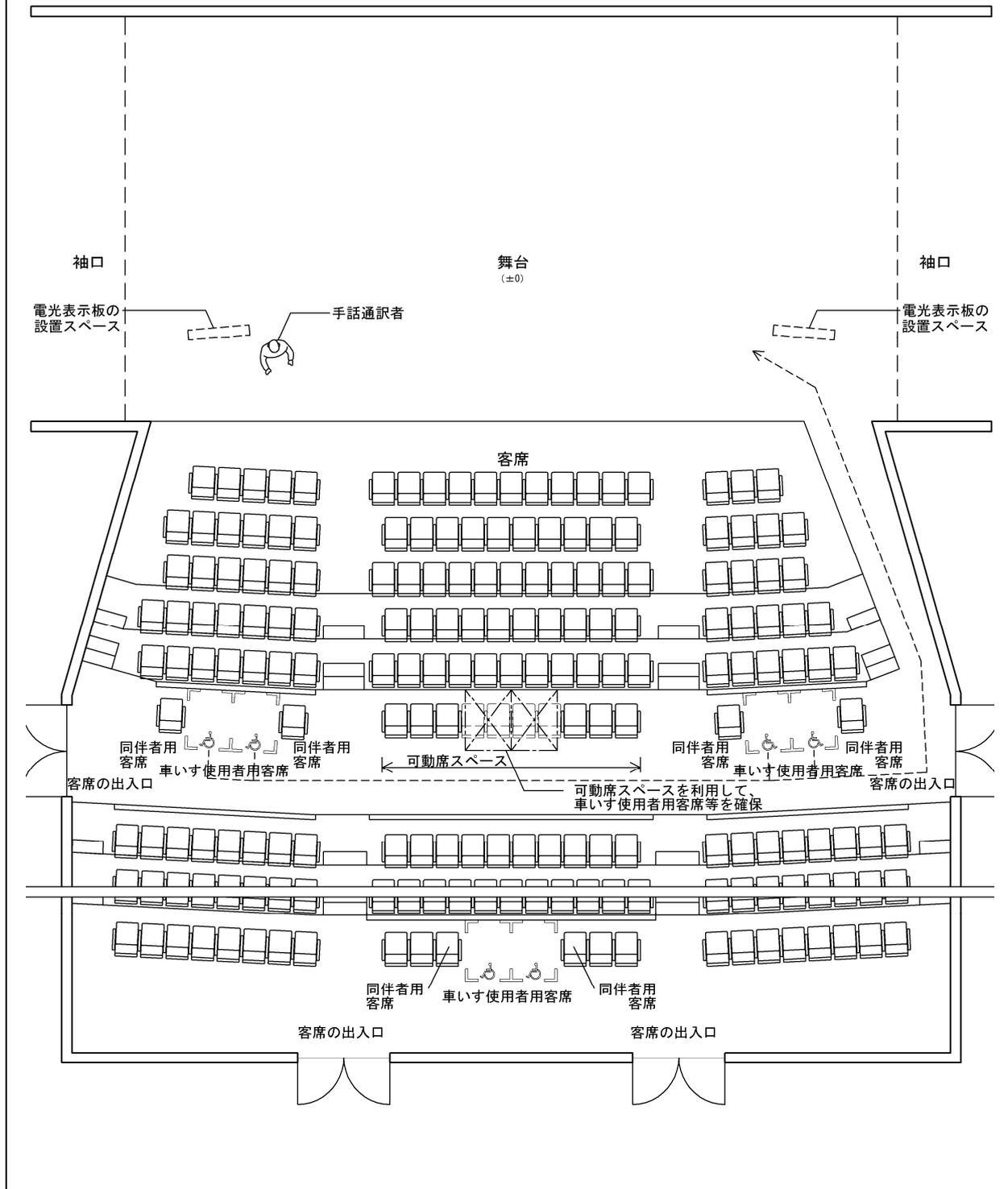
●客席・観覧席の設計標準

○基本寸法



客席・観覧席 2

○車いす使用者用客席の位置



2. 1 1. 2 設計例



- ・音楽ホールに設けられた車いす使用者用客席及び同伴者席



- ・座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車いす使用者用観覧席（カバーがかかっているのは、可動式の同伴者席）



- ・体育館の観覧席に設けられた車いす使用者用観覧席



- ・取り外せば、車いす使用者用観覧席として使うことのできる可動の観覧席



- ・改修により、内野席に設けられた車いす使用者用観覧席



- ・乳幼児や子ども等の利用に配慮して設けられた、親子鑑賞席（区画された観覧室）



・車いす使用者用客席の通路から、段差無しで舞台につながる通路



・舞台の袖に設けられた段差解消機



・通用口から楽屋、舞台裏につながる傾斜路



・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるモニター



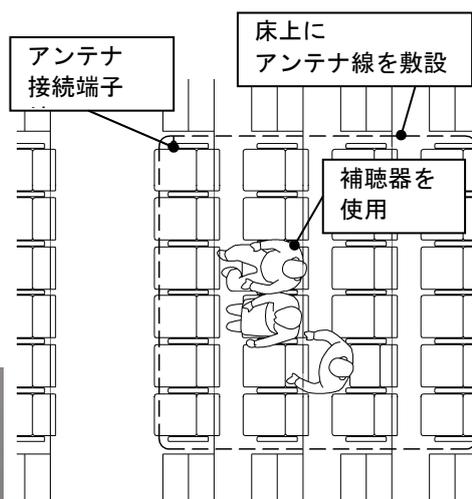
・観覧席の下部に設けられた磁器ループシステムの補聴器用アンテナ線の接続端子



・磁器ループシステムのアンテナ線



・貸出用の補聴器



・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができる磁気ループシステム(写真と図は、床上に設置するタイプ)

多数の障害者が参加するスポーツ大会における、仮設対応・人的対応の工夫

—長崎がんばらば大会—

① 大会の概要

2014（兵士枝26）年11月1～3日にかけて、第14回全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらば大会）が長崎県内の各競技会場で開催され、陸上・バスケットボール等の15競技が行われた。

多数の障害者が参加するため、会場となった各施設では、常設に加え必要に応じ、仮設の車いす使用者用観覧席・多機能便房等を増設して対応した。また大会当日は、聴覚障害のある方等が競技状況を知り、観覧を楽しむことができるよう、手話・要約筆記ボランティアが常駐する情報保障席を設置した。さらに、一部の会場では視覚障害者向けにFM実況放送を行った。



② 各施設での取り組み

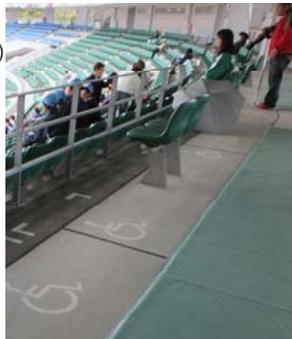
i) 長崎県立総合運動公園陸上競技場（陸上競技会場 総観覧席数：20,022席）

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄筋コンクリート造（下部）、鉄骨造（上部）

階数：地上4階

竣工：2013（平成25）年2月

・旧陸上競技場は、建設後40年以上が経過し、施設の老朽化が目立ち、さらに2014年に開催される第69回国民体育大会の陸上競技場に決定したこともあり、建て替えを行った。



車いす使用者用観覧席（92席）を、2階スタンド外周に分散して配置している。



磁気誘導ループを設置した情報保障席を設けた他、場内アナウンス等に合わせて手話・要約筆記による情報提供を行った。開閉会式では、大型スクリーンに手話・要約筆記の映像を流した。



仮設の多機能便房を屋外の3つのゾーンに分散して計9カ所設置した。



全ての便所の出入口には、音声案内装置を、臨時で設置した。

ii) 長崎市民総合プール（水泳会場）

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階数：地上4階

竣工：1996（平成8）年

改修：2012（平成24）年（電光掲示板・冷房設備の入替等）



幅の広い通路を緑のテープで区画し、仮設の車いす使用者用観覧席を増設した。



磁気誘導ループを設置した情報保障席を設けた他、場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるモニターを設置した。



2. 1 2 避難設備・施設

◆設計の考え方◆

- ・建築物の設計においては、施設用途や利用者特性、非常時の対応方法等を踏まえつつ、防火区画、防煙・排煙、避難計画等を総合的に検討する必要がある。
- ・まず火災や地震等の災害等の非常事態発生を、高齢者、障害者等に適切に伝達することが重要となる。特に視覚障害者や聴覚障害者等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・高齢者、障害者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画をわかりやすいものとする。高齢者、障害者等に避難方向等をわかりやすく情報提供する配慮が求められる。
- ・さらに施設用途や規模等によっては、車いす使用者等の避難に時間や支援を必要とする利用者が、一時的に避難する火元と隔てられた空間とそこまでの経路を確保し、適切に誘導することも必要となる。
- ・情報伝達や避難誘導等については、建築設備だけに頼るのではなく、施設管理者等が適切な避難誘導方策等の検討や人員配置等の人的対応を図ることも求められる。

◆設計のポイント◆

- ・避難のための動線計画は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・避難施設となる屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、ゆとりある空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・階段を利用して避難することが難しい車いす使用者等が、非常時に待避し、安全に救助を待つためのスペースを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者、聴覚障害者等に対応した非常用警報装置や避難誘導のための案内表示・情報伝達設備を設ける。

2. 1 2. 1 避難設備・施設の設計標準

避難設備・施設は、以下に配慮して設計する。

(1) 有効幅員、空間の確保等

① 避難経路の空間の確保等

- ・車いす使用者の通行の支障になったり、高齢者や妊婦、肢体不自由者等が転倒する危険性があるため、避難経路に想定される屋内の通路には段を設けない。

② 一時待避スペースの確保等

- ・施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設けることが望ましい。
- ・一時待避スペースは、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段付室等の一部に、避難動線の妨げとならないように設ける。
- ・一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能等を有するものとする。
- ・一時待避スペースには、車いす使用者が待避するのに十分な空間を確保する。

留意点：避難経路の段

- ・段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって屋内の通路の避難経路には段を設けない。

留意点：バルコニー

- ・バルコニーを連続させ、隔板を高齢者、障害者等が破りやすくすると、避難上有効である。
- ・居室から段差なしに出入りできる、車いす使用者が通行可能な幅員のバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。

留意点：防火戸等の柱・枠

- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸の枠や柱が視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険がある。
- ・そのため、できる限り設けない区画設計が望ましい。
- ・エレベーターの防火区画を乗降ロビーに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

(2) 部品、設備等

- ・一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするためのインターホンを設けることが望ましい。

(3) 案内表示、情報伝達設備

① 一時待避スペースの表示

- ・一時待避スペース設ける場合は、出入口の戸等に一時待避スペースが設けてある旨をわかりやすく表示する。

② 非常警報装置

- ・視覚障害者、聴覚障害者に対応した非常警報装置を設ける。
- ・聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレン等の音声情報が伝達されないため、これらを光・振動等による情報や文字等の視覚情報に変換して伝えることが望ましい。
- ・聴覚障害者に対しては、電子メールや振動機能のついた携帯電話等、視覚障害者に対しては、音声読み上げ機能のついた携帯電話等を活用すること等も有効である。
- ・利用居室や客室等では、フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置や、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に十分、配慮する。
- ・ホテル、旅館等の宿泊施設での非常時の対応については、2. 9. 4 ソフト面の工夫（1）④を参照。
- ・光・振動による情報伝達については、2. 1 3 I. 1 情報伝達設備（2）を参照。

留意点：聴覚障害者に対応した火災警報設備等

- ・聴覚障害者に対応した火災警報設備等に関しては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月）や、「光警報装置の設置に係るガイドライン」総務省消防庁（平成28年9月）の内容も参考となる。

③ 避難誘導のための情報伝達設備

- ・聴覚障害者に配慮し、文字表示・図記号等による誘導表示を設ける。
- ・視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望ましい。
- ・煙を避けるために低姿勢をとっても避難すべき方向がわかるよう、床面や腰の高さに、誘導灯や光点滅走行式避難誘導システム（一定の間隔で設置した光源列を火災時に避難方向に流れるように点滅させることで避難方向を示す装置）、蓄光性のある誘導タイル等を設置することが望ましい。

留意点：緊急避難時の誘導システム

- ・光走行式の緊急避難時の誘導システムは、聴覚障害者、弱視者だけでなく、誰にとっても有効である。

留意点：火災時の聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容も参考となる。

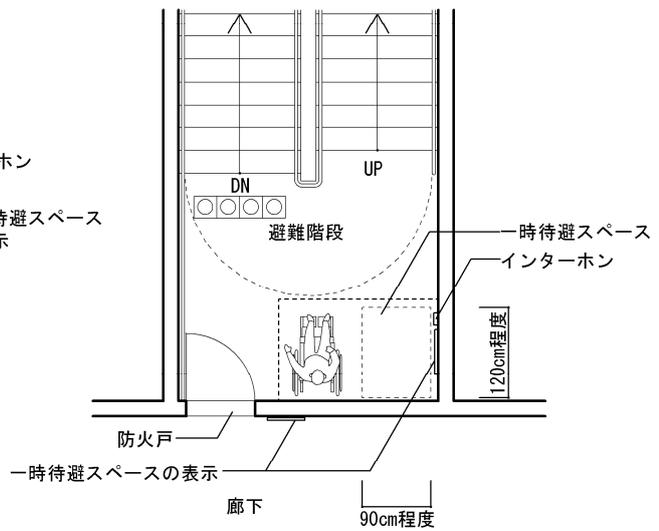
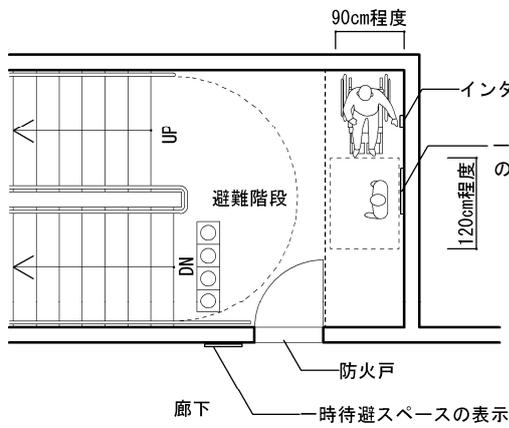
④ 非常放送設備

- ・非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望ましい。

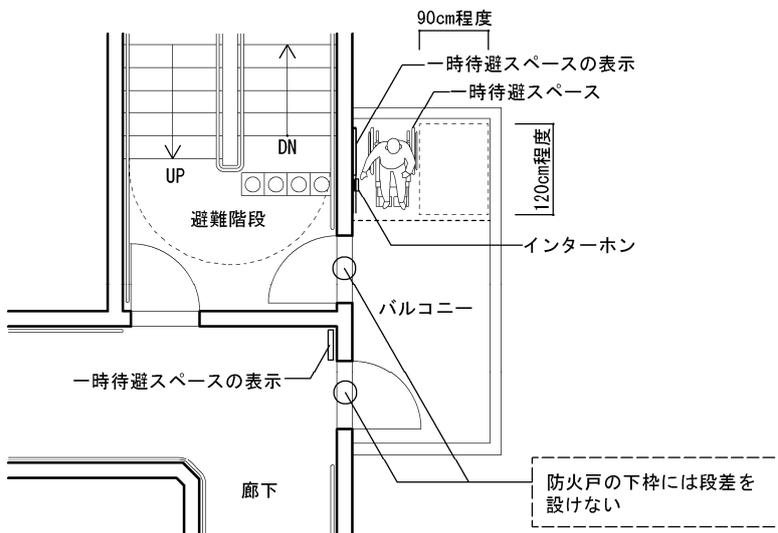
避難設備・施設

● 避難設備・施設の設計標準

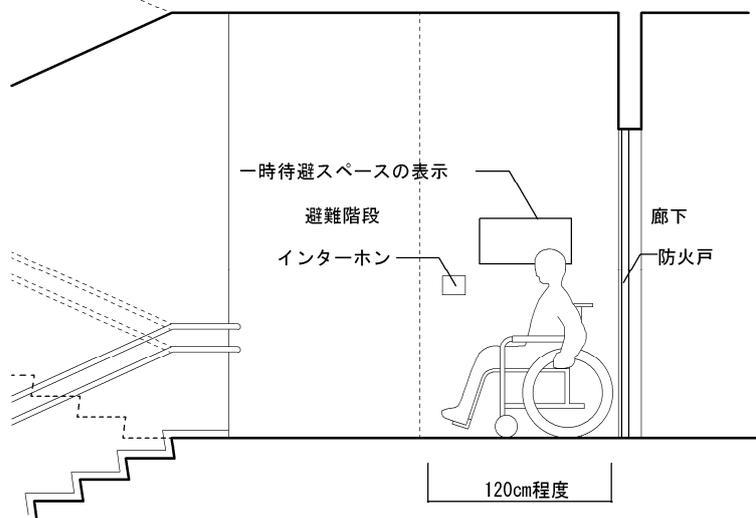
○ 階段の一時待避スペースの例



○ バルコニー等の一時待避スペースの例



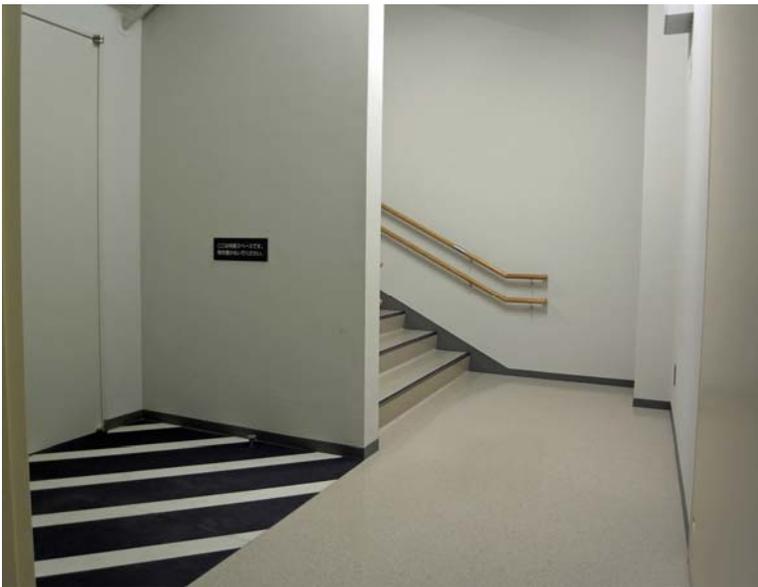
○ 一時待避スペースの断面イメージ (避難階段)



2. 1 2. 2 設計例



- ・階段に連続して設けられ、車いす使用者の一時待避スペースとして利用できるバルコニー



- ・緊急時に車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、全階に直通する屋内階段に設けられた一時待避スペース（床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）

2. 1 3 造作・機器

2. 1 3 A. 1 手すり

(1) 設置位置

- ・手すりは、高齢者、障害者等にとって、
 - ・安全確保(転倒防止)
 - ・立ち上がり補助(身体支持)
 - ・移動補助
 - ・視覚障害者等の誘導

のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ、内容に応じて適切な場所に設ける。

- ・また、施設用途、設置場所、必要性等に応じ、適切な配置、形状及び寸法とする。

(2) 設置方法

① 連続性等

- ・手すりは、起点から終点まで連続して設けることが望ましい。

② 高さ

- ・手すりの上端の高さ(通路、階段)は以下の通りとする。

ア. 通路(廊下、傾斜路)

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度
H=60~65cm程度

イ. 階段

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度
H=60~65cm程度

③ 壁との関係

- ・壁との間隔は、4~5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行うことが望ましい。
- ・手すりが取り付く部分の壁の仕上げは、なめらかなものとするが望ましい。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

④ その他

- ・移乗等の動作補助用手すり(便所、浴室等)については、上記のほか、2. 7 便所・洗面所、2. 1 0. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。

留意点：手すりの設置

- ・手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に気を付けなければならない。例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。
- ・形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとして利用できるようにする方法も考えられる。
- ・将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。

留意点：不連続の問題点

- ・手すりが連続していないと、高齢者、障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向がわからなくなったりする可能性がある。

留意点：立ち上がり補助(身体支持)、移動補助のための手すり

- ・出入口部分の戸から離れた通路部分に設けた場合、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。
- ・手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。
- ・これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。

(3) 形状と材質

① 形状

- ・断面の形状は、円形等握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とする。
- ・衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りを避けるのため、手すりの端部は、壁側に曲げることが望ましい。

② 材質

- ・肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、維持管理の容易なものとする。
- ・階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけた時に滑りにくいものとする。

留意点：手すりの材質

- ・金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とする等に配慮する。

(4) 点字表示

- ・階段の手すりの水平部分には、現在位置及び上下階の情報等を点字で表示する。
- ・廊下等の手すりの端部・曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字で表示することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。

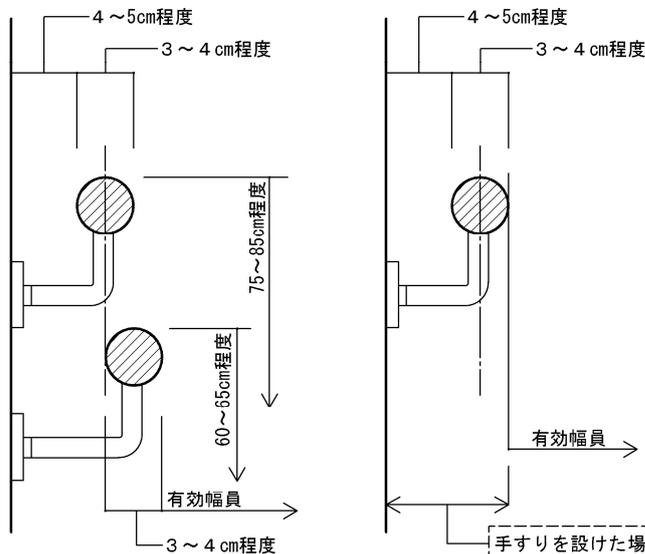
(5) 施設用途による手すり設置の配慮

- ・医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案し、屋内の通路にも手すりを設けることが望ましい。
- ・移動補助、立ち上がり補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設けることが望ましい。
- ・視覚障害者等の誘導が必要な施設で、手すりを設置できない場合には、手すりに代わる音声案内装置の設置、又は従業員による誘導を行うことが望ましい。

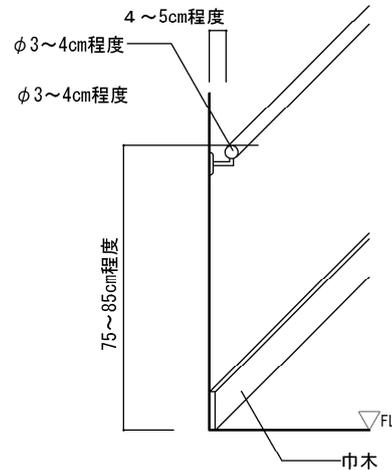
造作・機器 13 A

● 手すり

○ 手すりと有効幅員

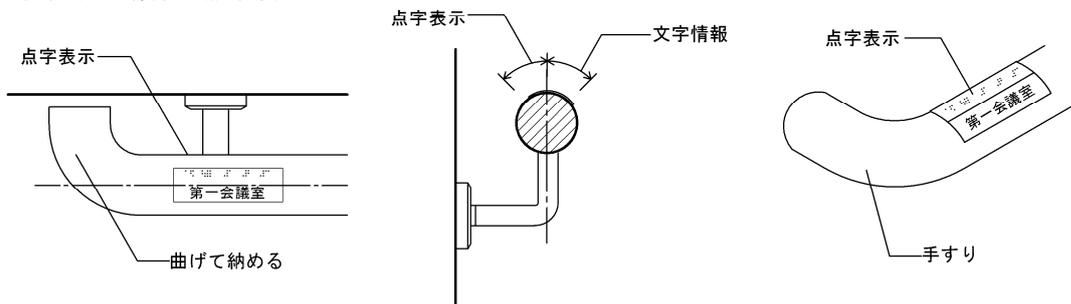


○ 壁面の設置例

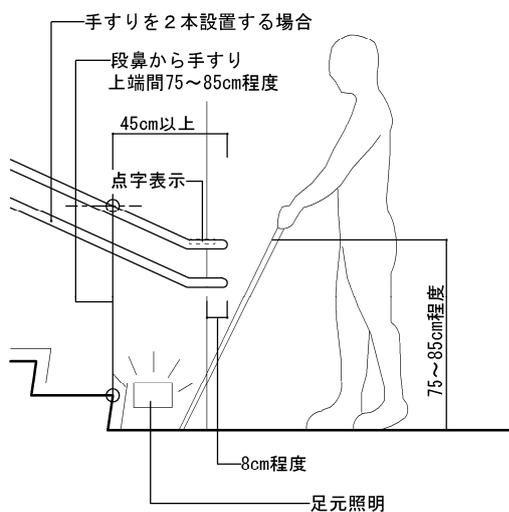


手すりを設けた場合は、10cmまで幅員を緩和することができる
(階段、敷地内の通路(段がある部分)のみ)

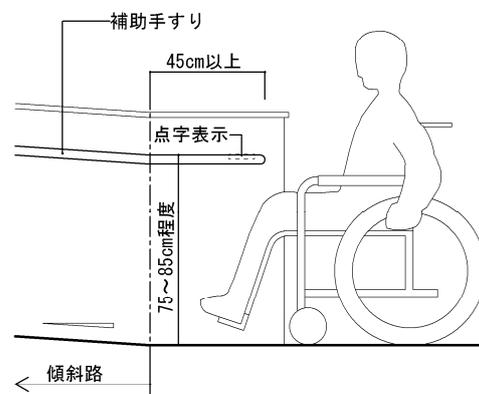
○ 手すりの端部と点字表示



○ 階段の手すり



○ 傾斜路の手すり



2. 13 A. 2 設計例



- ・引き戸の戸袋部分にも連続して設けられた手すり



- ・ JIS T 0921に基づいてレイアウト・製作された、手すりの点字表示
 (大きくわかりやすいゴシック体の文字を使用し、弱視者にも配慮している。手すりの色と表示の色のコントラストをつけること、及び手すりの端部に近い位置とすることにより、視覚障害者にとって、表示の設置位置がわかりやすいよう配慮している。)



2. 1 3 B. 1 段差解消機

(1) 設置位置

- ・段差解消機は、主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。
- ・利用者の想定は車いす使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等、多様な利用者が使うことのできる段差解消機とすることが望ましい。
- ・段差解消機には、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。

(2) 乗降のための空間の確保

- ・段差解消機への乗降時に車いすの方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペースは、水平とし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・乗降スペース周辺には、車いす使用者が転落する可能性のある段を設けない。

留意点：非使用時の保管スペース

- ・段差解消機本体はスペースを必要とするため、使用していない時の保管場所を、歩行者の障害とならない位置に定めておく。
- ・壁際に出張った状態で保管すると、高齢者、障害者等が手すりを利用する際の障害となるので注意を要する。

(3) かごの出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・段差解消機のかごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とする。
- ・車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合には、かごの幅及び奥行きを十分に確保する。

(4) 構造・規模

- ・段差解消機は、昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものとする。
- ・段差解消機は、平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定するものとする。
- ・平成12年建設省告示第1413号、第1415号、第1423号等の基準による。「構造上主要な部分」、「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることもできる。
- ・使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望ましい。
- ・その他については、4. 7 段差解消機関連告示を参照。

(5) 種類ごとの配慮事項

① 斜行型段差解消機

- ・昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型がある。
- ・使用者が単独で使用する場合は、安全上、専用路型が望ましい。
- ・共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じる。
- ・改善・改修の場合等、専用路を設けるスペースがない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。

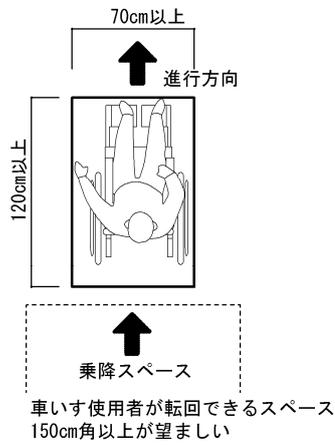
② 鉛直型段差解消機

- ・上部乗降場からの転落防止に配慮し、安全のための措置を講じる。
- ・昇降路とかごの床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講じる。

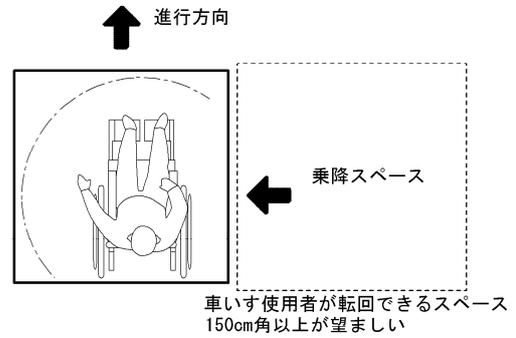
造作・機器 13B

● 段差解消機の構造の例

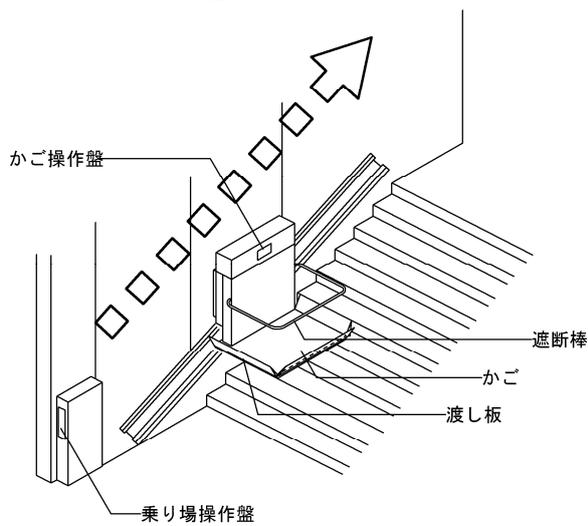
○ 定員 1 名のかご (直線形式の場合)



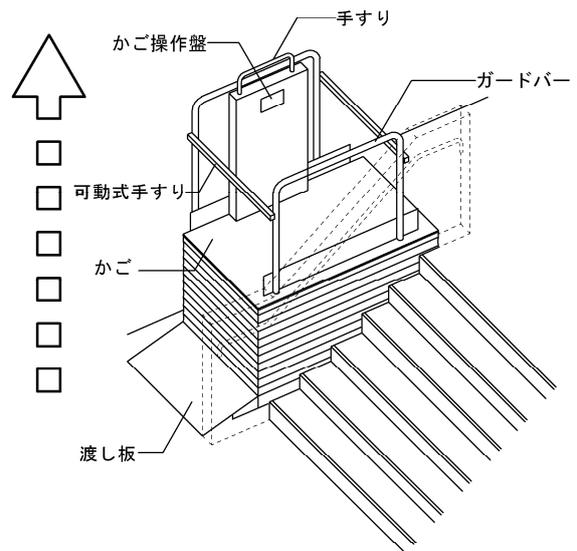
○ 定員 1 名のかご (90° の転回形式の場合)



○ 斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



○ 鉛直型



2. 13 B. 2 設計例



・鉛直型段差解消機



・既存施設のホール部分の階段に設置された斜行型段差解消機



・既存施設の階段に設置した斜行型段差解消機

2. 13 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等

(1) 立位で使用するカウンター等

- 立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設けることが望ましい。

留意点：高齢者、障害者等への配慮

- カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましい。
- カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。
- 机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

(2) 車いす使用者用カウンター

- 立位で使用するカウンター等には、車いす使用者用カウンター等を併せて設ける。
- 高さは、カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする。
- カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

留意点：カウンター前面のスペース

- 車いす使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車いす使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。

(3) 案内表示

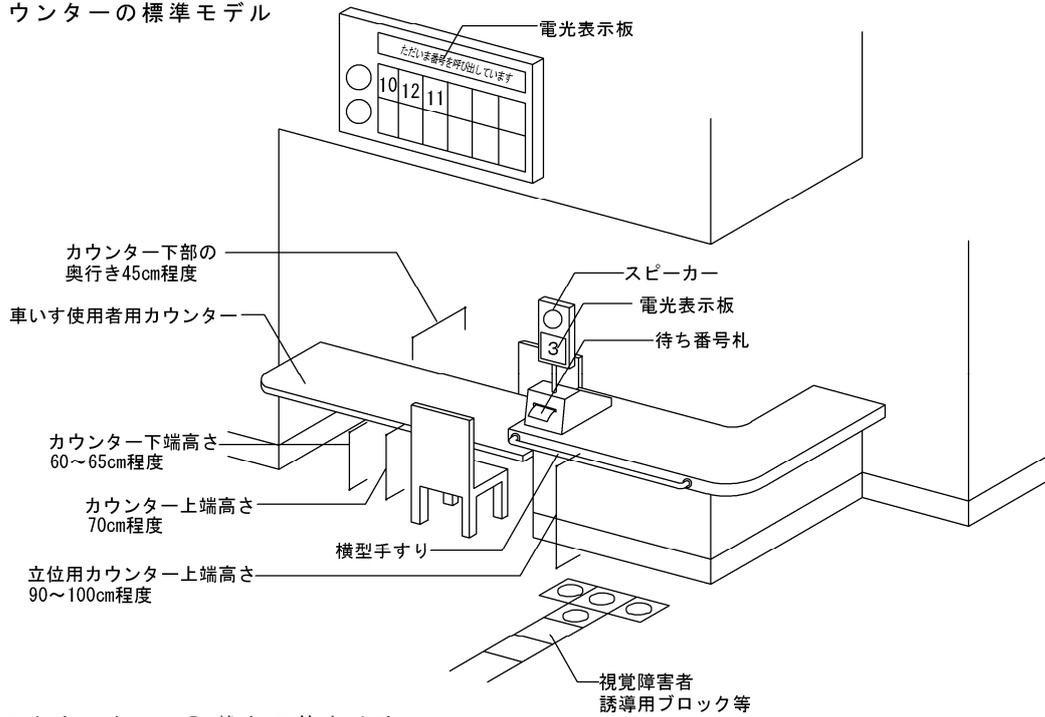
- 聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して、役所、銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設けることが望ましい。

留意点：電光表示の色彩

- 赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくい。色覚に障害がある人（色弱者）には、光った赤は、黒に近い色に見える。

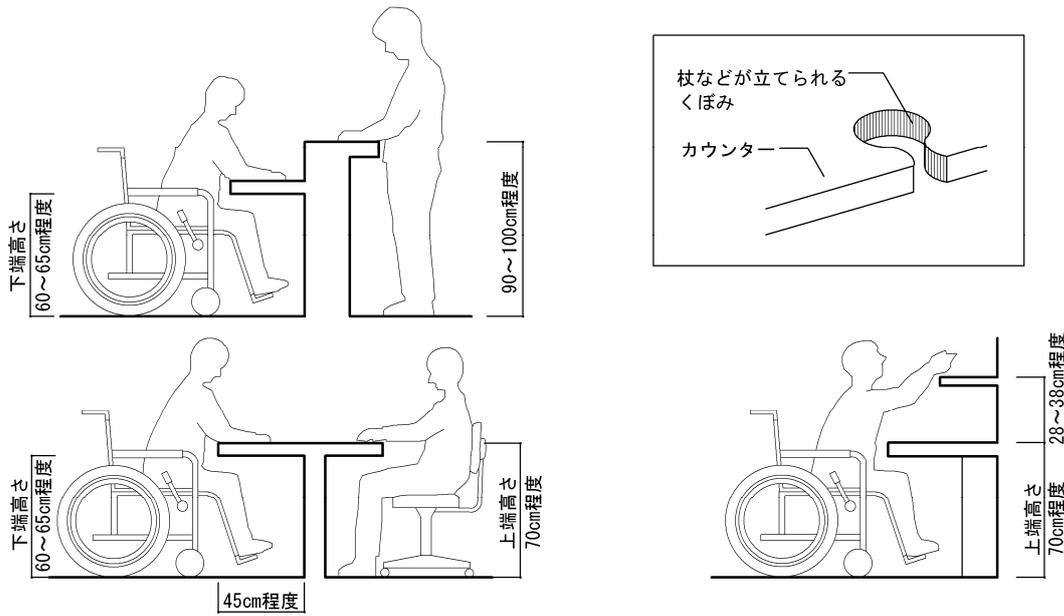
造作・機器 13C

● カウンターの標準モデル



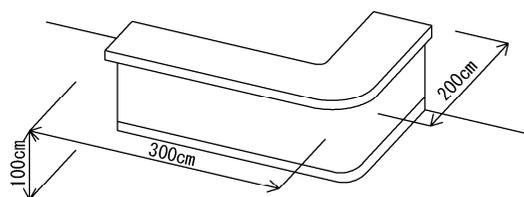
○ カウンター・記載台の基本寸法

○ カウンターにくぼみをつけた例



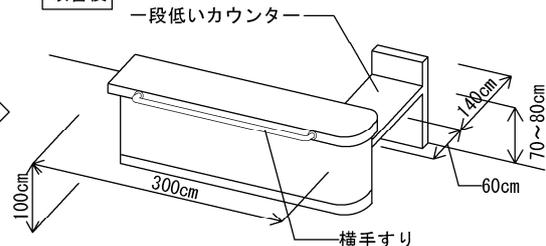
● 改善例（カウンター）

改善前



・高さが一律のカウンターの場合

改善後



・高さが2段あるカウンターに改善する
・手すりを設置する

2. 13 C. 2 設計例



・子どもや車いす使用者にも使いやすい高さのカウンター



・車いす使用者の膝が入るように設計されたカウンター



・立位のカウンターの横に設けられた、いすに座って利用できるカウンター（商業施設のインフォメーション）



・立位のカウンターの横に設けられた、いすに座って利用できるカウンター（旅館のフロント）

2. 13 D. 1 水飲み器・自動販売機等

(1) 空間の確保

- ・水飲み器、自動販売機等の周辺には、車いす使用者が接近できるスペースを確保する。
- ・車いす使用者が接近できるスペースは、水平とし、その幅及び奥行きは150cm以上とすることが望ましい。
- ・水飲み器には、杖や傘を立てかけるフック等やベンチ、荷物を置くことのできる台等を設けることが望ましい。

(2) 水飲み器

- ・水飲み器の高さは、70～80cm程度とすることが望ましい。
- ・水飲み器の下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・水栓金具は、光電管式、ボタン式又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のを併設することが望ましい。
- ・セルフサービスの給水器等の設置台の高さは、床から70～75cm程度、コップ等の高さは床から85～95cm程度とすることが望ましい。
- ・セルフサービスの給水器等の設置台の下部スペースの奥行きは、45cm程度とすることが望ましい。

留意点：押しボタン

- ・セルフサービスの場合の給水器では、押しボタン等は、視覚障害者にわかりやすい色や形とすることが望ましい。

(3) 自動販売機

① 高さ

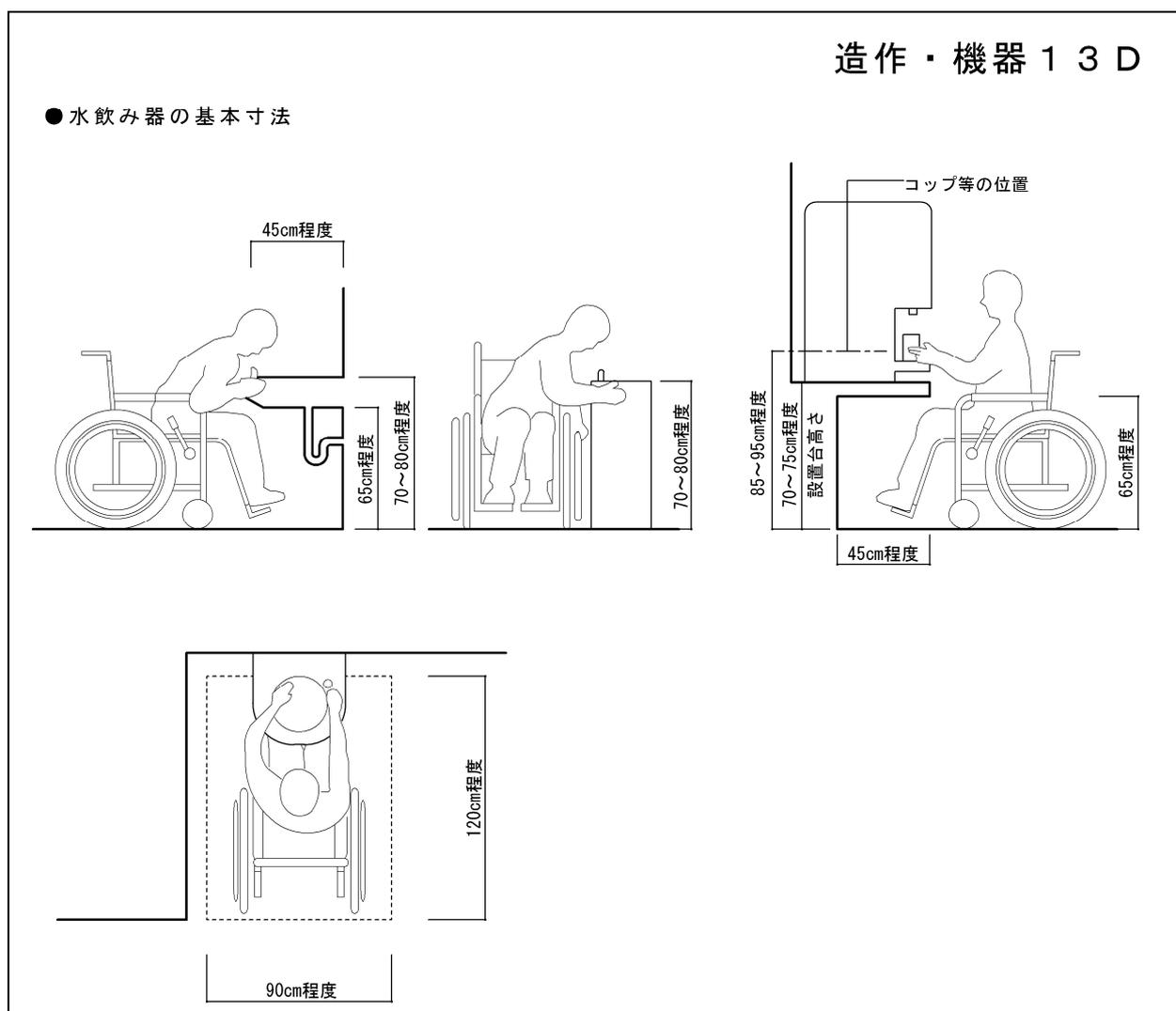
- ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ40～110cm程度の範囲に納まるものを選ぶことが望ましい。

留意点：金銭投入口等

- ・金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用することが望ましい。

留意点：操作面の見やすさ

- ・操作面が斜めになっている販売機では、車いす使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮することが望ましい。



2. 1 3 D. 2 設計例



- ・ 車いす使用者に配慮した自動販売機
（自動販売機の前面に高さ70cm程度のカウンターを設置し、そこに金銭投入口・操作ボタン・取出し口を集め、車いす使用者も容易に利用できる機種を選定している。）
- ・ 2種類の高さで設置された水飲み器

2. 13 E. 1 コンセント・スイッチ類

(1) 設置位置

- ・コンセントの中心高さは、床から40cm程度とする。
- ・スイッチ類（特殊なスイッチを除く）の中心高さは、110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とする。

(2) 操作性

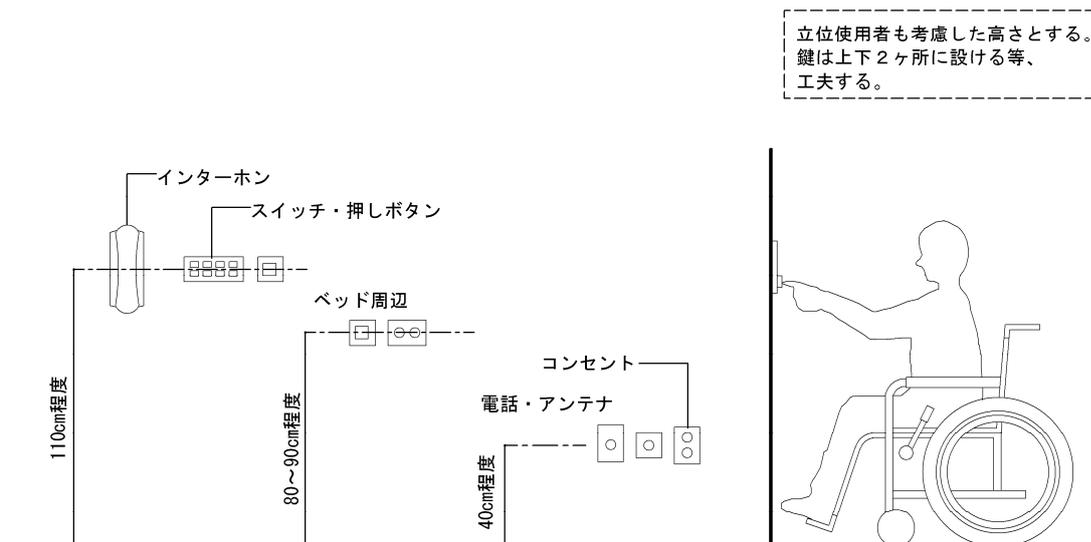
- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・スイッチ及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。

留意点：スイッチのデザイン

- ・同一の建築物内の同一の用途のスイッチ等は、統一した設置高さ、設置位置、デザインとすることが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

●コンセント、スイッチの高さの例

造作 13 F



2. 13 E. 2 設計例



- ・床面から高さ40cm程度に設けられたコンセント

2. 1 3 F. 1 乳幼児等用設備

(1) 設置位置、空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者が利用する施設では、母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設ける。
- ・授乳のためのスペースは、区切られた空間とする。
- ・授乳のためのスペースの構成・設備配置等は、男性の哺乳びんによる授乳時にも利用できるよう、配慮されたものとする。

(2) 戸の形式

- ・授乳のためのスペースの出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とする。

(3) 授乳及びおむつ替えのための設備

- ・授乳のためのスペースには、授乳のためのいすを設ける。
- ・授乳のためのスペースには、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。

(4) 案内表示

- ・授乳のためのスペースの出入口付近には、授乳のためのスペースである旨を表示する。
- ・男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、授乳やおむつ替えのためのスペースの出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示する。

留意点：整備の配慮事項

- ・母乳による授乳のためのスペースは、カーテン、ついで、内側から鍵のかかる引き戸（表示錠付き）等によりプライバシーを確保することが必要である。
- ・授乳のためのいすは、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳びんの洗浄のための設備を設けることが望ましい。
- ・おむつ交換台や乳幼児用いす等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- ・乳幼児用おむつ交換台の近くには、調乳のための流し台設備等とは別に、手洗い器を設けることが望ましい。

留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、照明器具の配置に配慮する必要がある。

2. 1 3 F. 2 設計例

<大規模な授乳室の例 1>



- ・ 出入口と案内表示（授乳室には男性が入れないことについて注意喚起）



- ・ 個室の授乳室

<大規模な授乳室の例 2>



- ・ 出入口と案内表示



- ・ 個室の授乳室



- ・ 乳幼児用おむつ交換台、常に清潔かつ使いやすい状態に保たれている

<小規模な授乳室の例>

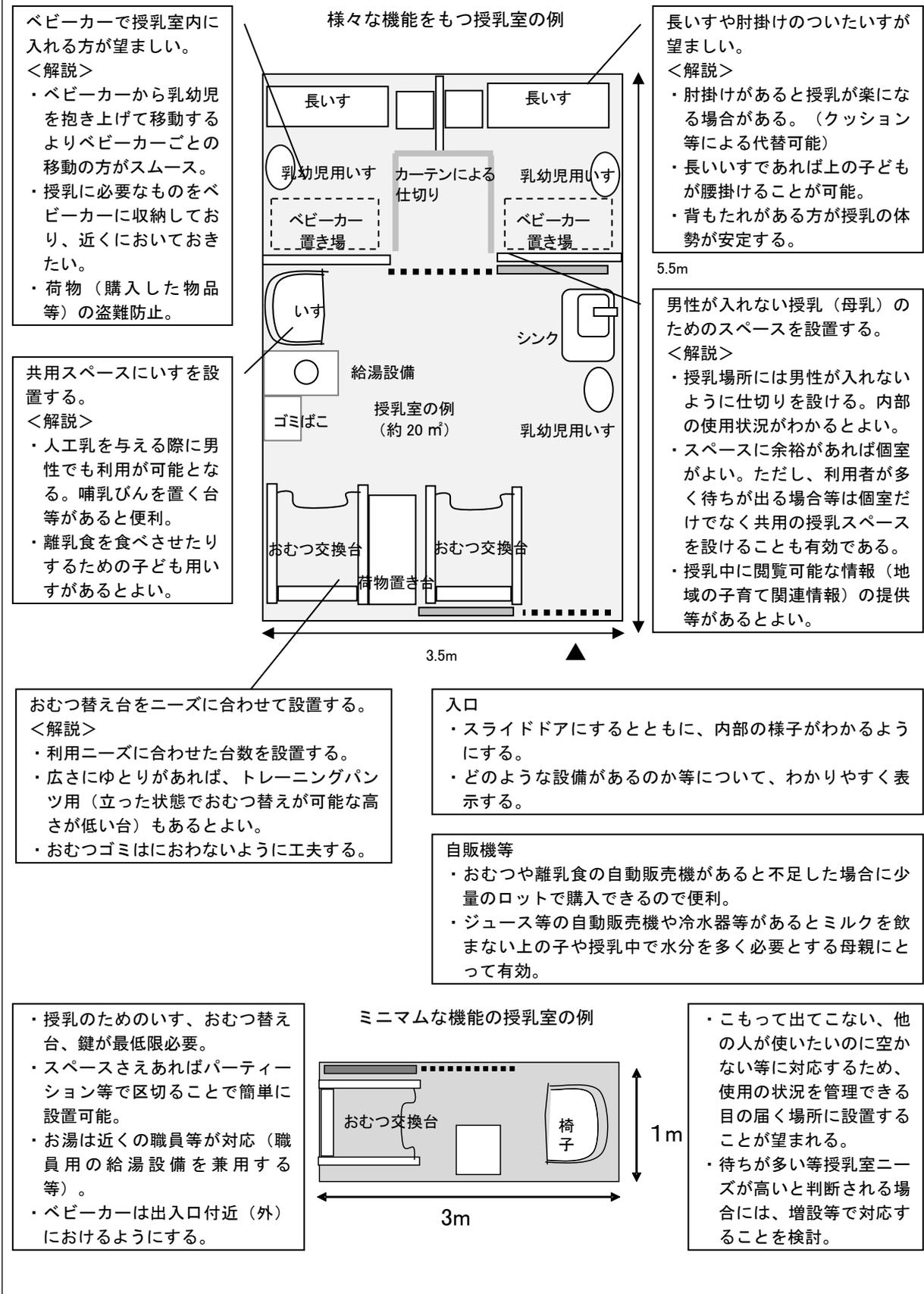


- ・ 乳幼児用おむつ交換台や授乳室がコンパクトに集約されている

●授乳及びおむつ替えのための設備

参考図：安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究報告書
(H22.3国土交通省総合政策局)より引用(一部加筆修正)

造作・機器 13F



屋内・屋外の休憩スペースと子どもの遊び場が提供されるコンビニエンスストア

① 背景

ローソンの創業30周年記念として、2006（平成18）年12月から約半年間、時限的に日本橋で子育て応援店舗「ハッピーローソン日本橋店」がオープンし、新しい取り組みに多くの人や沢山の声が集まった。その経験を踏まえ、横浜市から山下公園内での売店の公募を機会に、「ハッピーローソン山下公園店」を提案し実現された。

② 概要

買い物を行わない人も気軽に立ち寄れる屋内・屋外に広い休憩スペースが設けられている。室内には木の質感を大切にした立体的な子どもの遊び場がつけられている。

これらのスペースは子育て応援のイベント等に利用され、地元の公共団体主催の食育イベント等が行われることもある。また、市のインフォメーションコーナーも設けられており、様々なパンフレット等が置かれ、情報発信の場ともなっている。

子育て応援店舗として、通常のコンビニエンスストアには置いていない紙おむつの少量パック、離乳食、小さなおもちゃ等、赤ちゃんから就学前の子連れに求められる商品が置かれている。粉ミルク用のお湯、授乳用スクーフの貸し出し等も行われている。



子どもの遊び場と屋内・屋外の休憩スペース：木の立体的な遊具、休憩スペースが設置され、多くの子ども連れでにぎわっている。



子育て応援グッズ：離乳食の販売や粉ミルク用のお湯の提供が行われベビー用品のアンテナショップとしても利用されている。



ベビーカー、車イスを考慮した通路幅：ベビーカー、車イス、買物用カート等の利用時でも人とすれ違える1,200mm以上の通路幅

店舗イメージ



出典：ハッピーローソン山下公園店HP



買い物用のカート置き場：子ども連れの利用を配慮し買い物用のカートが置かれている。

2. 13 G. 1 案内表示

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第15条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

(1) 案内板、表示板等

① 設置位置等

- エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する表示板(標識)を設ける。
- 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- 建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。)
- 案内所(受付カウンター)やエレベーターホール等の動線の要所には、案内板を設ける。
- 廊下等の曲がり角ごとの、わかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。
- 案内板、表示板等の配置と、視覚障害者誘導用ブロック、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。

留意点：配置上配慮すべき事項

- 大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面で対応することも考えられる。

② 設置方法等

- ・逆光や反射グレアが生じないよう案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮する。
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車いす使用者にも見やすい高さ、弱視者が接近して読むことができる位置・見やすい高さとするのが望ましい。
- ・案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう設置位置、照明に配慮する。
- ・案内板、表示板等は、車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならない形状、設置位置とする。

③ 案内表示の内容

- ・案内板には、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示する。
- ・案内板には、上記のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、車いす使用者用客席、乳幼児等用設備等の位置を表示する。
- ・表示板には、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設等の各空間の用途、順路等を表示する。

④ 文字、図

- ・案内板、表示板等には、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する、図を用いる等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・案内板、表示板等に図記号・図を用いる場合には、文字表記を併記する。
- ・案内板、表示板等は、点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとすることが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T 0921を参照。
- ・表示板、案内板等は、文字が読めない、あるいは、文字より絵のほうが理解しやすいといった障害を持つ人や、子どもに対する情報提供にも配慮したものとする。
- ・同一建築物内においては、案内板、表示板等のデザインは、統一することが望ましい。

留意点：表示板と案内板

- ・表示板の設置に際しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をすることが望ましい。
- ・表示板の設置については、国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 平成25年6月」(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/osei_barrierfree_mn_000001.html)が参考となる。
- ・動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置することが望ましい。
- ・案内板等は各フロアに設けることが望ましい。

留意点：文字、図

- ・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとすることが望ましい。
- ・タッチパネル式の案内表示は、視覚障害者には使いにくい。
- ・文字の書体は認知のしやすいものとするのが望ましい。
- ・施設の用途により主要な案内板、表示板等は外国語を併記することが望ましい。

留意点：文字と図記号等の併用

- ・知的障害、発達障害のある人は、図記号や図の方がより理解しやすい場合もあるが、文字の方がわかりやすい場合もあるため、図記号や図には、必ず文字表記を併用する。

留意点：知的障害、発達障害、精神障害のある人への案内表示の有効性

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

(出典：知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集 (国土交通省HP)
(<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>))

⑤ 図記号（サイン）

- ・表示板は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・案内板、表示板に用いる図記号は、標準化されたものを使用することが望ましい。標準化された図記号の例としては、以下のようなものがある。

ア. 国際シンボルマーク

- ・身体障害者が使用可能な建物・施設であることを示す。
※1969（昭和44）年に国際リハビリテーション協会が定めた。

イ. 日本工業規格「案内用図記号」（JIS Z 8210:2002）

- ・JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色、及び使い方が定められている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定められている。
- ・この中に定められていないものについては、ウ. 標準案内用図記号ガイドラインによることが望ましい。

ウ. 標準案内用図記号ガイドライン

- ・標準化された各種案内用図記号が定められている。
※国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会」において、2001年3月に策定された。
- ・125種類の図記号とともに、使用上の注意も掲載されており、交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/>）において閲覧できる。

エ. オストメイトマーク

- ・オストメイトに配慮した設備が設けられているトイレに表示する。
- ・「公共交通機関の旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（2007年9月 交通エコロジー・モビリティ財団）及びホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/>）参照。

オ. コミュニケーション支援用絵記号

- ・文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害を持つ人の理解を助けるための手段として、コミュニケーション支援用絵記号が開発されている。
- ・絵記号を描く際の基本形状（面と線での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等）、作図原則（既存の絵記号との整合性、主題の明確化等）を規定し、描きやすく、伝えたい内容が理解されやすい絵記号を描くためのルールを示している。（JIS T 0103）規格は、日本工業標準調査会（JISC）のホームページ（<http://www.jisc.go.jp/>）で閲覧することができる。また、規格には参考として約300の絵記号の例を収載している。（財）共用品推進機構のホームページ（<http://www.kyoyohin.org/>）参照。



ピクトグラムによる表示の例
(絵、漢字、ひらがなを併記している。)



⑥ 色使い

- ・案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・弱視者、色弱者の視覚特性に配慮したものとすることが望ましい。

ア. 弱視者の特性と案内表示等

- ・弱視は、視野の欠損、視野の低下等、さまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。また弱視者は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、点字を設置すればよいというわけではない。
- ・弱視者の誘導に配慮し、わかりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導等を組み合わせることが望ましい。
- ・案内表示は、弱視者のほか、白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとすることが望ましい。

イ. 色弱者の特性と案内表示等

- ・色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示の色づかいは、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
- ・色弱者の見え方は、2-148頁の「図 色弱者の色の見え方」の「P型(1型)」、「D型(2型)」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴がある。
- ・案内表示の色づかいは、図 色弱者の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色の選択することが望ましい。
(色の選び方については、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」(出典：社団法人日本塗料工業会・特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構)等も参考となる。)
- ・色で識別する案内表示では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合等があるため、凡例に色名を文字表記したり、模様や線種の違いを併用したりすることが望ましい。

留意点：色使い

- ・色についてはJIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(⑤ 図記号参照)等が参考となる。(http://www.ecomo.or.jp/)
- ・文字と背景の色の組み合わせは、白内障の方や色弱者、弱視者の色の見え方に配慮して明度を大きく対比させたものとする。
- ・褪せしやすい色を用いない。

留意点：高齢者に多い白内障への対応

- ・白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難いため、背景が黒の場合は水色のほうがわかりやすい。
- ・白い背景では、白内障の人は黄色と白の区別がつきにくい。やむを得ずこれらの色を使用する場合には黒で縁取りをつける。

留意点：色弱について

- ・色弱者(色覚障害者、色覚異常者ともいう。)の割合は、日本人の場合、男性では20人に1人、女性では500人に1人の割合で存在する。
- ・これらの人の視力は普通の人と変わらないが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。また、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下とともに色の見え方が変わることもある。
参考資料：「カラーバリアフリー サインマニュアル」神奈川県(平成21年3月)

留意点：サイン作成で色・形等について配慮すべきこと

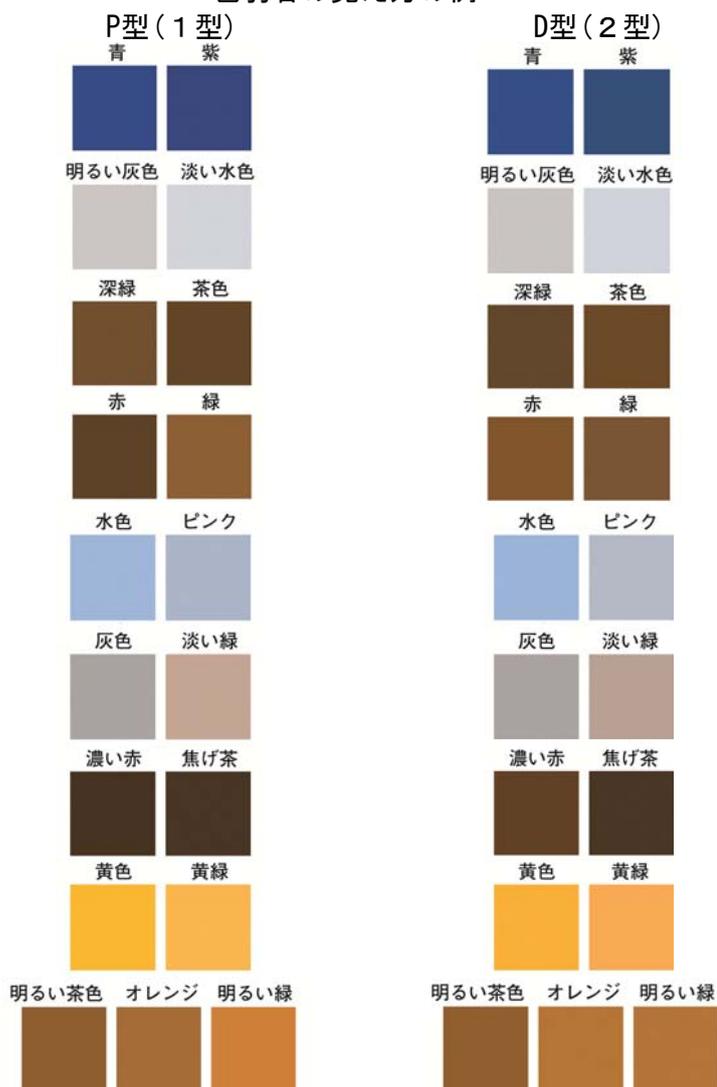
- ・見分けにくい色の組み合わせを避け、背景の色と文字やサインの色を選ぶ
- ・色分けのみでなく文字を併記して案内する
- ・形だけでも違いがわかるようにする(ハッチング・斜体・下線・枠囲み等の併用)
- ・塗り分けの凡例を別にせず、直接書き込む
- ・色と色の境界には白又は黒の細線で縁取りをする
- ・色の面積を大きくとる(線を色分けするときは太くする)
- ・色名を書く(色名を使った案内が予想される場合)

参考資料：「カラーバリアフリー サインマニュアル」神奈川県(平成21年3月)

図 色弱者の色の見え方¹
一般色覚者の見え方



色弱者の見え方の例



色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

留意点：色の選び方と施設設備等で配慮すべきこと

＜色の選び方＞

- 【赤】
 - ・赤は濃い赤を使わず、朱色やオレンジに近い赤を使う
- 【黄緑、緑】
 - ・黄色と黄緑は赤緑色弱者にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使用しない
 - ・濃い緑は赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う
- 【青】
 - ・青に近い紫は青と区別できないので赤紫を使う
- 【黄色と白】
 - ・細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない
 - ・明るい黄色は白内障では白と混同するので使わない

＜確認方法＞

- ・白黒でコピーしても内容を識別できるか、確認する
 - ・色弱者の見え方のチェックツール（シミュレーションソフト）もある。ただし、チェックツールは、色弱者にとっての色の見え方をチェックするのではなく、見分けにくい配色があるかを確認するものである。実際の見え方には多様性があることを留意した上で、チェックした結果を活用することが望ましい。
- ＜施設整備で配慮すべきこと＞
- ・色弱者は、色は見分けられても色の名前がわからないことがある
 - ・受付等を物件にあわせて色分けする場合は、番号も併記する
 - ・色分けしたパネルには色名を併記する
 - ・案内表示は、大きくわかりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色には地色と対比効果があり明暗のコントラストのはっきりした色を使用する

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」神奈川県（平成20年10月）より抜粋一部加筆

¹出典：「カラーバリアフリー サインマニュアル」神奈川県（平成21年3月）

(2) 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、音による案内、そのほかこれらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）
- ・点字の表示方法等についてはJIS T 0921を参照。
- ・触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等についてはJIS T 0922を参照。
- ・点字等による案内板の機能に、音声案内装置を付加したものは有効である。
- ・音声案内装置については、2. 1 3 I. 1 情報伝達設備（1）を参照。

留意点：点字・音声等による案内板

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りしたり、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある。
- ・有効に使用するためには、清掃管理を適切に行う必要がある。
- ・設置する際は、施設内、あるいは近隣施設内の設置位置等を統一し、視覚障害者が点字・音声等による案内板を見つけられるように配慮する必要がある。
- ・点字等による案内板を設けない場合、受付カウンターまで誘導し、館内の点字等による案内等を貸出しすることも考えられる。

2. 1 3 G. 2 設計例

<視覚障害者等への配慮>



- ・点字等による案内板（図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している。）



- ・点字等による案内板（高齢者や子どもにも利用しやすいように大きめの墨字を併記し、弱視者に配慮した色使いとなっている。車いす使用者にも見やすい高さである。）

<高齢者、障害者等への配慮>



- ・主な出入口のそばに設置されたサテライトカウンター（人がいない時にはインターホンにより対応する。）

<聴覚障害者等への配慮>

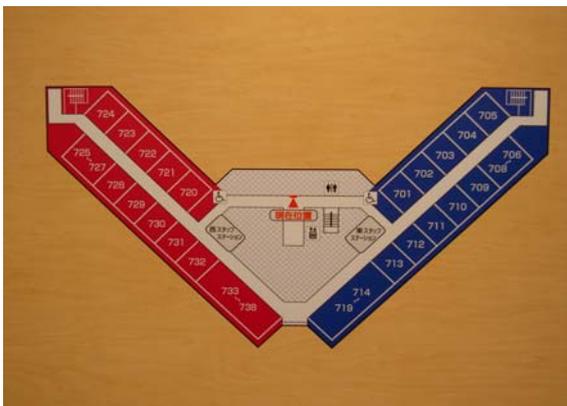


- ・難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）

<色弱者等への配慮>



- ・赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている案内表示



- ・色を使ってわかりやすく表現している案内図と案内表示



- ・廊下に設置され、大きくわかりやすく、接近して見ることも可能な案内表示



- ・背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色弱者の視認性を高めている案内表示



- ・提供する情報量を絞り、色分けだけでなく表示に色名をつけて情報を提供している案内表示

利用者参加型プロジェクトの事例

- ・これらの写真は、利用者参加型のプロジェクトとして建設された草加市民病院（埼玉県草加市）及び、お茶の水・井上眼科クリニック（東京都千代田区）の写真である。視覚障害者の参加のもとに色彩、及びサイン計画が実施された。

標準案内用図記号

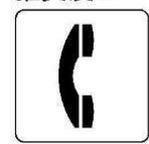
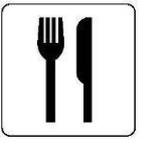
- ・標準案内用図記号は125種類が定められているが、ここではそのうちの一部を紹介する（推奨度A及び推奨度Bの中から抜粋した。）
- ・詳細及びこの他の図記号については、一般用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。
- ・同ガイドラインには、使用上の注意も掲載されているので、必ず参照すること。
- ・なお、※印のある図記号は、既存のもの等が採用されたものである。

＜推奨度A＞

					
案内所 Question & answer	情報コーナー Information	救護所 First aid	警察 Police	お手洗 Toilets	男子 Men
					
女子 Women	障害がある人が 使える設備 Accessible facility (国際シンボルマーク)	スロープ slope	飲料水 Drinking water	消火器 Fire extinguisher	非常電話 Emergency telephone
					
非常ボタン Emergency call button	非常口 Emergency exit	障害物注意 Caution, obstacles	上り段差注意 Caution, uneven access / up	下り段差注意 Caution, uneven access / down	

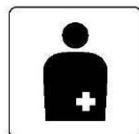
[注1] (文字による補助表示が必要)

＜推奨度B＞

					
電話 Telephone	ファックス Fax	エレベーター Elevator	エスカレーター Escalator	階段 Stairs	乳幼児用設備 Nursery
					
水飲み場 Water fountain	くず入れ Trash box	タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop	駐車場 Parking	レストラン Restaurant	喫茶・軽食 Coffee shop

オストメイトに配慮した設備が設けられている便所に表示するマーク

- ・オストメイトに配慮した設備を設けた便所・便房には、右に示すマークを表示する。



オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ

男女共用の便所に表示するマーク



男女共用



会計
Cashier
[注2] (通貨記号差し替え可)

サイン計画に利用者参加型で取り組んだ事例

東京都大田区における庁舎のユニバーサルデザイン化の取り組み

① 背景

- ・大田区本庁舎は開庁から10年以上が経過し、度重なる組織改正によって庁舎内のサインは煩雑になり、抜本的改善が求められていた。
- ・2009（平成21）年度の組織改正において組織名称が大幅に改正されたことや、本庁舎のオフィスレイアウトが刷新されたことを契機に、本庁舎のサイン（案内板、表示板等）を全面改修することとなった。

② 取り組みの概要

- ・サイン計画の全面改修（以下、プロジェクトという。）にあたっては、大田区施設管理課を中心に大田区の関係部署が定期的に参加し、そこにデザイナーが加わる体制とした。また、市民団体と随時連携し、意見交換や検証実験を行った。
- ・プロジェクトの工程は下表の通り。庁舎の全面改修を実施した第1次整備と、更なる改善を実施した第2次整備からなる。
- ・第1次整備完了後の2009（平成21）年9月と第2次整備完了後の2010（平成22）年4月に障害当事者による検証実験を実施し、サイン計画の評価を行った。

◆検証実験 i）（2009（平成21）年9月）の概要

- ・被験者は肢体不自由3名、弱視者2名、全盲1名、聴覚障害者2名、健常者1名
- ・いくつか目的地を設定し、そこに単独で向かう被験者の行動を観察し、迷いや間違いを起こさないかを確認した。
- ・結果、弱視者・全盲の方が目的地にたどり着けない場合があり、特に弱視者がサイン自体を発見できないケースがあることが判明した。

◆検証実験 ii）（2010（平成22）年4月）の概要

- ・被験者は弱視者4名
- ・検証実験 i）を受けて弱視者との意見交換等を実施し、弱視者にもわかりやすくするため、屋内用点字ブロックの設置や光サインの改善、受付で渡す案内マップの整備を行った上で、再度検証した。検証方法は検証実験 i）と同様。
- ・結果、目的地にたどり着くことが容易になったことを確認できた。
- ・この後も全盲者を対象に検証を行い、サイン計画改善による効果や課題を確認する等、庁舎ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みが進められている。

表 プロジェクトの工程

第1次整備 (庁舎の 全面改修)	2009年3月	現状調査と課題抽出
	4月	サイン基本計画
	5月	区民の会との意見交換会
	6月	サイン実施設計
	7月	本庁舎サイン竣工
	8月	4地域庁舎サイン竣工
	9月	検証実験 i)
	第2次整備 (竣工後に 明らかにな った課題の 改善)	2010年10月
11月		案内マップの整備
12月		光サイン・誘導タイルの試案設置
2010年1月		弱視者問題研究会との意見交換
2月		区民の会との意見交換会
3月		光サイン・誘導タイル施工
4月		検証実験 ii)



改修前



改修後

サイン計画の改善の一例
(窓口案内)

検証実験の様子



改善後のサイン

2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備

◆ 基準 ◆

＜建築物移動等円滑化基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目
＜視覚障害者 移動円滑化 経路＞ 案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) ¹
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ²

＜建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目
＜視覚障害者 移動円滑化 経路＞ 案内設備 までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) ³
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ⁴

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

① 敷設位置等

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所までの主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他に類するものであって、線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。(進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。)(※1)

留意点：視覚障害者誘導用ブロックの種類

- ・線状ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示するためのものである。
- ・点状ブロック等は、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とし、注意を喚起する位置を示すためのものである。

¹告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

²告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

³告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

⁴告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

※1 以下の場合を除く。

- ・道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けたものである場合
- ・視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるため、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法は、可能な限り標準的な敷設方法とする。
- ・視覚障害者等が施設を実際に利用する動線を検討した上で、円滑な利用が可能な経路に敷設することが望ましい。
- ・道路管理者等と協議の上、道路の歩道から敷地内の通路に、連続的に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設することが望ましい。

② 敷設方法

- ・利用者を混乱させないよう、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、線状ブロック等と点状ブロック等を適切に使い分ける。
- ・誘導の方向と線状ブロック等の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。
- ・原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。
- ・敷設幅は、30cm以上とする。

③ 単位空間ごとの敷設方法

- ・危険の可能性・歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。
- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路上の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。
(※2)

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- ・視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設する。(※3)

※3 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

留意点：敷設にあたって

- ・視覚障害者は、音、人の流れ、風、触知等を感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。
- ・敷地内の通路上に設けられた柵蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないように、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図ることが望ましい。
- ・屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りの歩行ルートとならないように注意する。
- ・敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。
- ・クリーニング店のように入口に近接して受付カウンターがある場合には、視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されていなくてもアプローチできる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。
- ・「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」も参考となる。

留意点：点状ブロック等の敷設

- ・段がある部分の上端に近接する踊場における点状ブロック等の敷設位置を、段鼻の直前とすると踏み外す危険があるため、30cm程度の余裕を取っておくことが必要である。
- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。
- ・出入口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端ともに敷設することが望ましい。

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

- ・視覚障害者に対し警告を行うため、階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設する。（※5）

※5 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設けるものである場合
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

- ・上記のほか、各空間ごとの敷設方法については、以下を参照。

- ・2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（3）③
- ・2. 4. 1 屋内の通路の設計標準（3）③
- ・2. 5. 1 階段の設計標準（3）③
- ・2. 6. 1 エレベーターの設計標準（4）④
- ・2. 6. 2 エスカレーター設計標準（1）⑤

④ 施設用途ごとの敷設方法

- ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、点字・音声等による案内設備又は案内所のほかに、エレベーターへの視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの、視覚障害者の誘導に配慮する。
- ・特別養護老人ホーム等、専ら高齢者が利用する入所型高齢者施設の廊下等では、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する代わりに、手すり・音声案内装置等を設けることも検討する。

（2）視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色

① 形状

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による突起の形状・寸法及び配列のものとする。

留意点：建築物の用途による配慮

- ・施設の用途により、敷設の考え方は異なる。手すり、音声を併用又は代替することによって、よりわかりやすくなる場合もある。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすいか、等に配慮する。
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題がある。

② 色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、黄色を原則とする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を容易に識別できるものとするため、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の部分（床仕上げ材料）の輝度比を確保することが望ましい。

(3) 音声による案内・誘導

- ・音声による案内・誘導については、2. 1 3 I. 1 情報伝達設備（1）を参照。

(4) 人的対応

- ・建築物内の案内や誘導については、2. 1. 3 ソフト面の工夫（1）を参照。

(5) 敷設後の維持・管理

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい。

留意点：色

- ・弱視者等が識別しやすいよう、視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げは、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。
- ・輝度は輝度計により測定することができる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等に黄色を選択した場合でも、白や薄いグレーの床に敷設すると、弱視者等には見えにくい。これらの色を組み合わせる場合には、色が際立つように縁取りを設ける等の配慮が考えられる。
- ・場所により視覚障害者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。特に敷地境界部分等で、道路と敷地の管理区分により色や材質が異ならないように配慮する。

留意点：保守

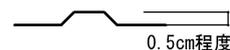
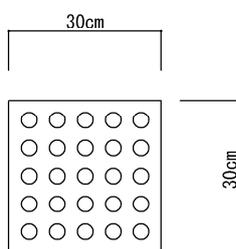
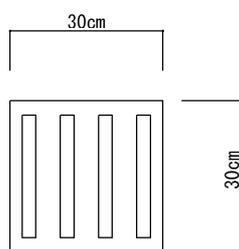
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、保守は重要である。

造作・機器 13H

● 視覚障害者誘導用ブロック等 (4章:JIS T 9251を参照)

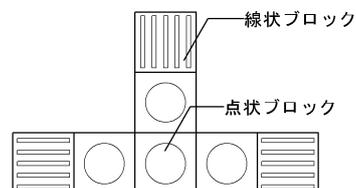
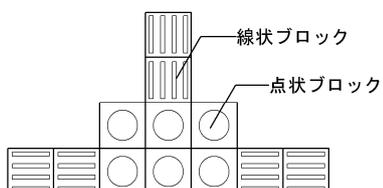
○ 線状ブロック (誘導)

○ 点状ブロック (警告・注意・喚起)

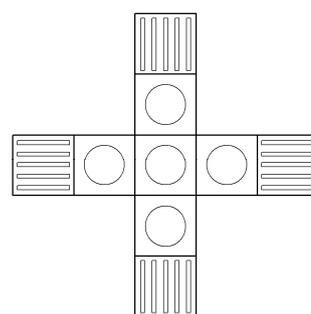
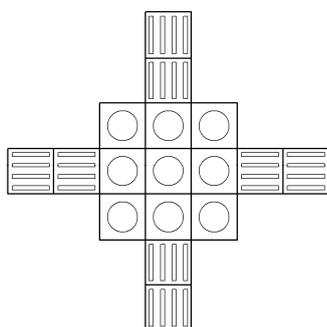


○ 経路分岐点における標準的な敷設方法の例

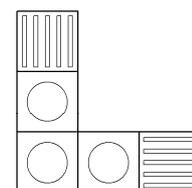
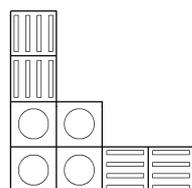
T字形



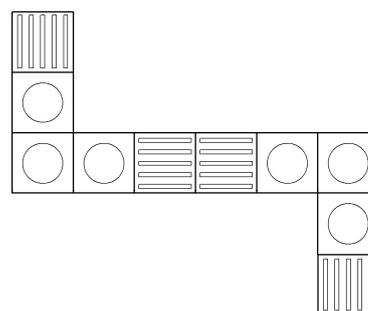
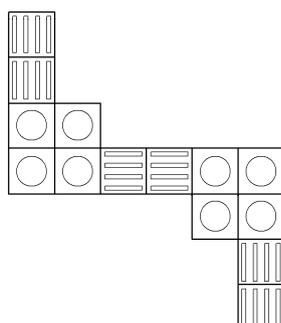
十字形



L字形



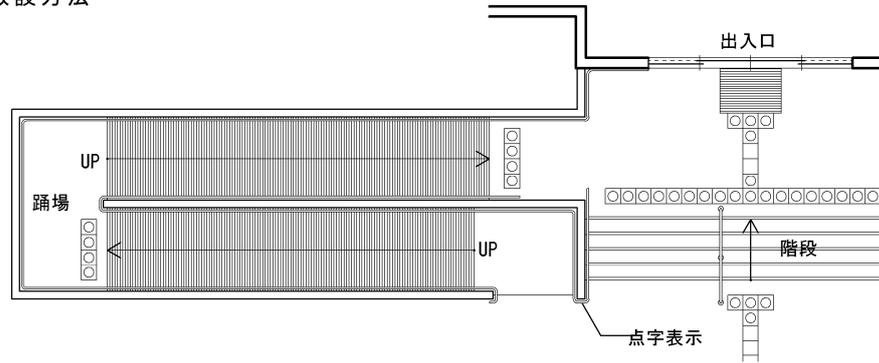
クランク



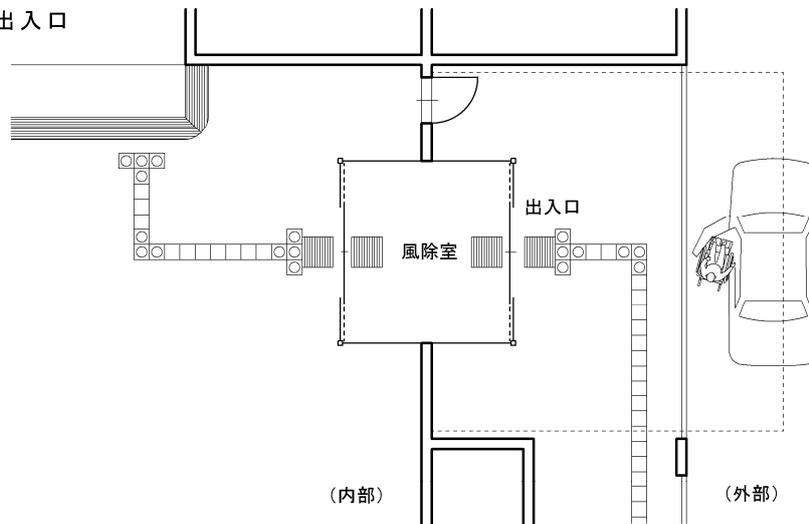
造作・機器 13H

● 単位空間ごとの敷設方法

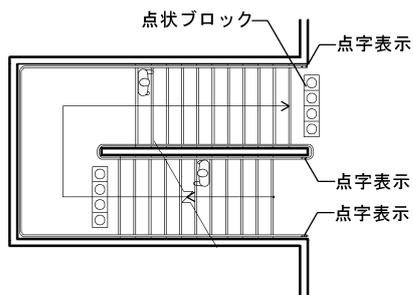
○ 敷地内の通路



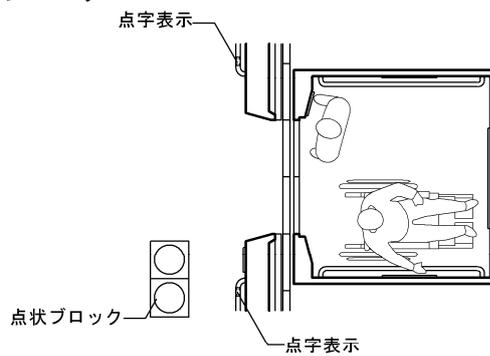
○ 建築物の出入口



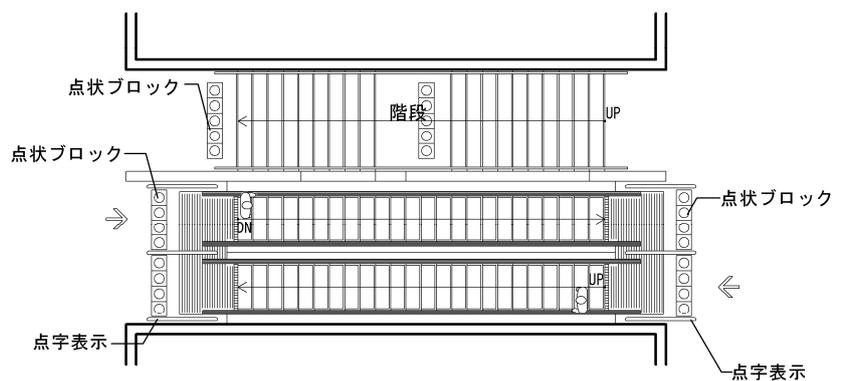
○ 階段



○ エレベーター



○ エスカレーター



2. 13H. 2 設計例



- ・受付の他に、エレベーター等へも誘導を行う、視覚障害者誘導用ブロックの敷設

2. 13 I. 1 情報伝達設備

案内表示や視覚障害者誘導用ブロック等以外にも、音声や画像・光・振動による情報伝達設備がある。

(1) 音声による案内・誘導

- ・ 音声による情報伝達設備は、施設用途や規模等を考慮した上で、また必要に応じて設けることが望ましい。
- ・ いずれの方式にあっても、音声をはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような指向性能を持つものが望ましい。

① 電波方式

- ・ 視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・ 視覚障害者が小型の送信機を持ち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

② 赤外線方式

- ・ 視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成される。
- ・ 視覚障害者が小型の受信機を持ち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

③ その他の方式

- ・ 上記の他に磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

留意点：音声による案内

- ・ 音声による案内は開発途上であるため、今後、共通化、標準化を推進することが課題である。
- ・ 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効である。
- ・ チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることはわかっても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。
- ・ 音声による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。
- ・ 不特定多数の人を感知する人感センサーにより音声案内を行う機器等を用いる場合、音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識されることがあるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

(2) 画像・光・振動による案内・誘導

- ・聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレン等の音声情報が伝達されないため、これらを画像（視覚情報）や光・振動等の情報に転換して伝えることが望ましい。
- ・画像・光・振動による情報伝達設備は、施設用途や規模等を考慮した上で、また必要に応じて、設けることが望ましい。
- ・視覚情報設備の導入については、設備設計の段階で検討する必要がある。
- ・音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するか、十分に検討することが望ましい。
- ・ホテルや旅館宿泊施設については、2. 9. 1 客室の設計標準(3)⑤、2. 9. 4 ソフト面の工夫(1)④を参照。

① 文字情報による情報伝達

- ・役所、銀行、病院等、呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して電光表示板等を併せて設けることが望ましい。

② 光や振動による情報伝達

- ・光により火災の発生を伝える警報装置として、フラッシュライト等の光警報装置がある。
- ・ドアロック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感じて、受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器として、室内信号装置がある。
- ・室内信号装置の受信機は、設置するものと携帯するものがある。

③ ソフト面の対応（人的対応・備品の整備）

- ・案内所等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

留意点：電光表示の色彩

- ・赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくい。色覚に障害がある人（色弱者）には、光った赤は、黒に近い色に見える。

留意点：カラーライトの使用

- ・聾学校では廊下で、赤・黄・緑のカラーライトの点灯等により、チャイムや館内放送の意味を知らせる工夫が行われている。施設によっては応用可能な方法と考えられる。

留意点：屋内信号装置

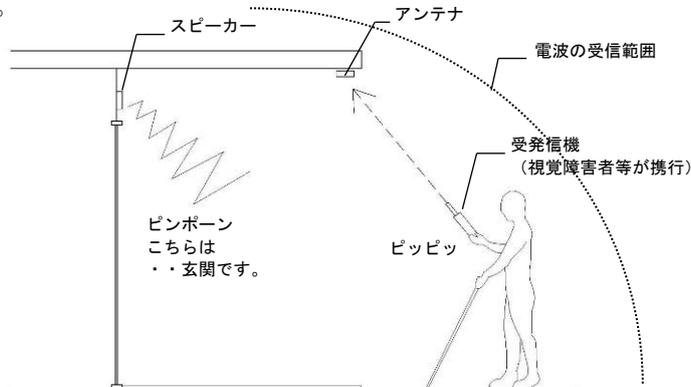
- ・屋内信号装置によって、目覚まし時計、ドアベル、乳児の泣き声、電話、ファクシミリの受信音などを感知し、照明器具（フラッシュライト、回転灯、スタンドを含む）や振動器を作動させる装置の検討も望ましい。
- ・屋内信号装置の技術は発展途上にあり、まだ統一化・規格化もされていないため様々な方法が採用されている。今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応が望ましい。
- ・聴覚障害者対応の技術は、必ずしも建築物ではなく、備品で対応するものも少なくないが、建築物との連携に十分にな配慮する。

留意点：IT技術の活用

- ・IT技術の向上により聴覚障害者のための携帯電話等を利用した文字情報変換システムが進展している。IT技術を活用した案内装置の導入促進のためにも、国内の統一した規格化、国際規格化が望まれる。

・音声案内装置（電波方式）の事例

- ・建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障害者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステム。
- ・まず、受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障害者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される。



システムのイメージ図

・屋内信号装置の事例



- ・目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、乳児の泣き声、火災報知機の警報音、赤外線遮断、電話、ファックスの着信音等感知し、親機、子機、携帯型バイブレータ等に微弱電波を利用して通報するシステム。
- ・通報は、親機、子機に接続し、振動や電気スタンドの点滅等で知らせる。
(左記システムは上記機能の一部に対応している。)



大型押しボタンの電話
(高齢者(難聴・弱視)電話機)



ドアノックセンサー



フラッシュライト



フラッシュライト2



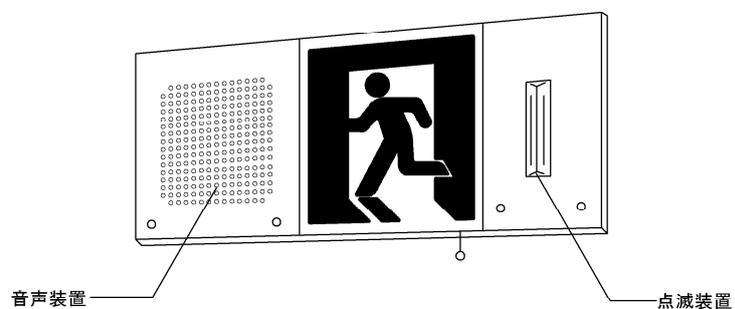
テレビレシーバー



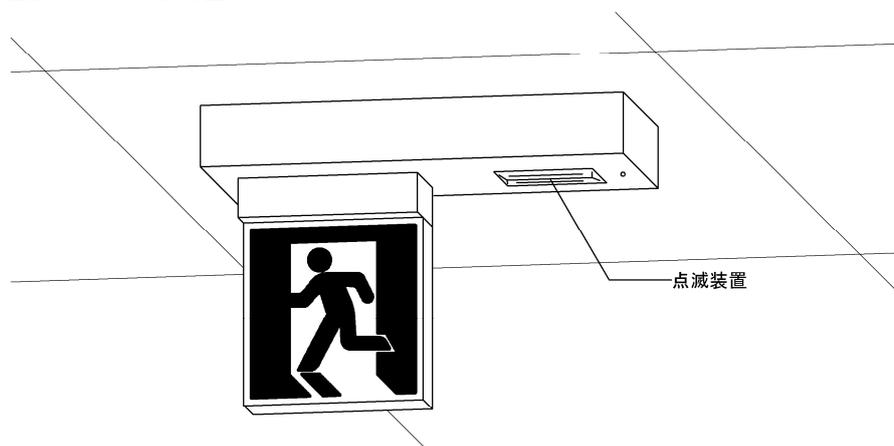
タイループ

●情報伝達設備

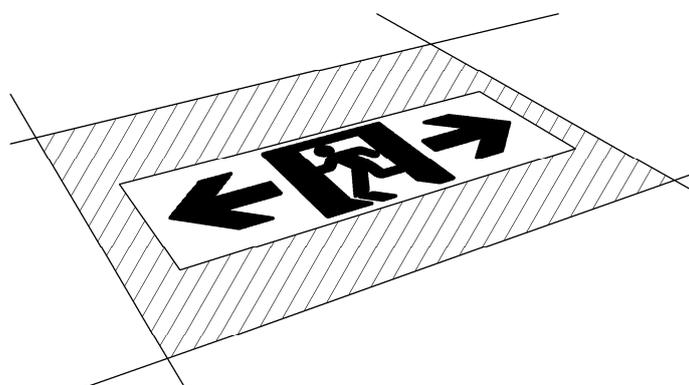
○点滅式誘導音付加誘導灯(壁埋め込み型)



○点滅型誘導灯(天井直付型)



○床埋め込み式誘導灯



2. 13 I. 2 設計例



・音声による案内が組み込まれた誘導灯



・視覚障害者誘導用ブロックの敷設と併せて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



・区役所の受付カウンターに設けたLED電光表示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）



・LED電光表示板（上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ）



・公衆電話横に備え付けられた誰でも使うことができるFAX（病院）



・待ち合いでの呼び出し用の電光表示板（病院）

2. 1 4 写真の出典

章	位置	撮影場所、出典、又は提供者
2. 1. 3	左	国際障害者交流センター
	右	白脇ケアセンター
2. 2. 3	上左	せんだいメディアテーク
	上右	埼玉県北足立福祉保健総合センター・埼玉県鴻巣保健所
	下	川口市ホームページ
	P. 2-33上下	イオン九州佐賀大和店
2. 3. 3	上左	静岡文化芸術大学
	上右	カタログハウス
	下左右	イオンモール東久留米
2. 4. 3	上	草加市民病院
	下左	ぴっぷクリニック
	下右	ふれあいセンターびらとり
2. 5. 3	上	刈谷市総合文化センター
	下	堺市役所
2. 6. 4	上	国際障害者交流センター
	中	埼玉スタジアム2002
	下左	刈谷市総合文化センター
	下右	高橋儀平委員長提供
2. 7. 6	上左	イオンモール東久留米
	上右	東京ビッグサイト
	上から2段目	イオンモール東久留米
	上から3段目左	イオンモール東久留米
	上から3段目右	高橋儀平委員長提供
	下左	ロイヤルパークホテル ザ 羽田
	下中・下右	高橋儀平委員長提供
	上	いしかわ総合スポーツセンター
	上から2段目左	イオンモール東久留米
	上から2段目右	刈谷市総合文化センター
	上から3段目左	いしかわ総合スポーツセンター
	上から3段目中・右	イオンモール東久留米
	下左	いしかわ総合スポーツセンター
	下右	お茶の水・井上眼科病院クリニック
2. 8. 3		国際障害者交流センター（ビッグアイ）
2. 9. 3	上左	富士レークホテル
	上右	ゆのくに天祥
	上から2段目	オキナワ マリオット リゾート&スパ
	上から3段目左	オキナワ マリオット リゾート&スパ
	上から3段目中左	ロイヤルパークホテル ザ 羽田
	上から3段目	伊久
	中右・右	
	下左	オキナワ マリオット リゾート&スパ
	下右	ゆのくに天祥
	P. 2-115上	オキナワ マリオット リゾート&スパ
	下	ロイヤルパークホテル ザ 羽田
P. 2-116	オキナワ マリオット リゾート&スパ	
2. 10. 4	上	あかん遊久の里 鶴雅

章	位置	撮影場所、出典、又は提供者
	上から2段目左	犬吠埼京成ホテル
	上から2段目右	いしかわ総合スポーツセンター
	上から3段目	ゆのくに天祥
	下	いしかわ総合スポーツセンター
2. 11. 2	上左	石川県立音楽堂
	上右	広島市民球場
	中左	いしかわ総合スポーツセンター
	中右	日産スタジアム
	下左	日本製紙クリネックススタジアム宮城
	下右	刈谷市総合文化センター
	上左	刈谷市総合文化センター
	上右	横浜ラポール
	中左	横浜ラポール
	中右	長崎市民総合プール
	下	いしかわ総合スポーツセンター
2. 12. 2	上	東京都江東高齢者医療センター
	下左右	刈谷市総合文化センター
2. 13A. 2	上	ぴっぷクリニック
	中・下	練馬区立施設
2. 13B. 2	上左	(株)メイキコウテクノ商品カタログ
	上右	佐倉市役所
	下	長崎家庭裁判所佐世保支部
2. 13C. 2	上左	せんだいメディアテーク
	上右	高橋儀平委員長提供
	下左	イオンモール東久留米
	下右	ゆのくに天祥
2. 13D. 2	上	北九州市総合保健福祉センター
	下	埼玉スタジアム
2. 13E. 2		玉川学園高齢者在宅サービスセンター
2. 13F. 2	上	イオンモール東久留米
	上2段目、上3段目	ラゾーナ川崎プラザ
	下	フレル・ウィズ自由が丘東急ストア
	P. 2-159	ハッピーローソン
2. 13G. 2	上左	浜松市ザザシティ
	上右	国立民族学博物館
	下左	刈谷市総合文化センター
	下右	高橋儀平委員長提供
	P2-167 下段除く全て	草加市民病院
	下	お茶の水・井上眼科クリニック
	P. 2-168	伊藤啓氏提供
2. 13H. 2	上	日本盲人福祉センター
2. 13I. 2	上左	国際障害者センター（ビッグアイ）
	上右	キュボ・ラ（埼玉県川口市）
	中左右	豊島区役所本庁舎
	下左	草加市民病院
	下右	高橋儀平委員長提供

